

給油取扱所における業務等のあり方に関する検討報告書

令和5年1月

給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会

はじめに	4
第 1 章 検討の概要	5
1.1 検討の目的	5
1.2 検討項目	5
1.3 検討体制.....	5
1.4 検討経過.....	5
第 2 章 給油取扱所に設けることができる建築物その他の工作物の用途の範囲の整理...	7
2.1 給油取扱所に設けることができる建築物その他の工作物の用途の範囲	7
2.1.1 検討の背景.....	7
2.1.2 現行法令等の整理.....	7
2.1.3 検討の方向性	9
2.1.4 検討が必要な建築物の用途の整理及び対応方針	10
2.2 屋外給油取扱所に給油等の業務を行わない建築物を設ける場合の安全対策	12
2.2.1 検討の背景.....	12
2.2.2 現行法令等の整理.....	12
2.2.3 検討の方向性	16
2.2.4 対応方針	16
2.3 給油取扱所の用に供する建築物及び給油等の業務を行わない建築物に設けること ができる用途等の比較	22
第 3 章 営業時間外における販売等の業務の整理	23
3.1 検討の背景	23
3.2 現行法令等の整理	23
3.3 検討の方向性.....	25
3.4 営業時間外に出入りを可能とするための安全対策	25
3.5 対応方針.....	25
第 4 章 その他給油取扱所における業務等のあり方に関連する事項	26
4.1 固定給油設備からガソリンを容器へ詰め替える場合の安全対策	26
4.1.1 検討の背景.....	26
4.1.2 現状の法令等運用の整理.....	26

4.1.3	検討の方向性	27
4.1.4	詰替え時等に関する事故事例	27
4.1.5	事故事例を踏まえた安全対策	28
4.1.6	対応方針	28
4.2	荷卸し中の固定給油設備等の使用	29
4.2.1	検討の背景	29
4.2.2	現状の法令等の整理	29
4.2.3	検討の方向性	29
4.2.4	危険物注入中における固定給油設備等の使用を可能とする要件等	30
4.2.5	対応方針	30
4.3	固定給油設備から軽油を車両に固定したタンクへ注入することを認める場合の安全対策	31
4.3.1	検討の背景	31
4.3.2	現状の法令等運用の整理	31
4.3.3	詰替え又は注入時に関する事故事例	31
4.3.4	事故事例を踏まえた安全対策	31
4.3.5	対応方針	31
4.4	尿素水溶液供給機の設置	32
4.4.1	検討の背景	32
4.4.2	現状の法令等運用の整理	32
4.4.3	検討の方向性	33
4.4.4	法令への位置付けの方向性	33
4.4.5	対応方針	35
4.5	屋内給油取扱所における急速充電設備の設置	35
4.5.1	検討の背景	35
4.5.2	現状の法令等運用の整理	35
4.5.3	検討の方向性	36
4.5.4	一方又は二方のみが開放されている屋内給油取扱所に係る検討	37
4.5.5	対応方針	42
4.6	自家用給油取扱所に固定注油設備を設置できることの明確化	42
4.6.1	検討の背景	42
4.6.2	現状の法令等運用の整理	42
4.6.3	検討の方向性	42
4.6.4	対応方針	42
4.7	給油取扱所での「自動車等（水上オートバイや発電機等）」の給油についての明確化	42
4.7.1	検討の背景	42

4.7.2 現状の法令等運用の整理.....	43
4.7.3 検討の方向性.....	43
4.7.4 「自動車等」について.....	43
4.7.5 対応方針.....	43
4.8 燃料タンクに危険物を収納した「自動車等」の輸送について、消防法上の運搬とは みなさないことの明確化.....	44
4.8.1 検討の背景.....	44
4.8.2 現状の法令等運用の整理.....	44
4.8.3 検討の方向性.....	44
4.8.4 自動車等の輸送について.....	44
4.8.5 対応方針.....	44
おわりに.....	45
参考資料.....	46

はじめに

近年、自動車の燃費の向上や少子高齢化等により石油製品需要の減少傾向が続いていますが、今後もガソリンをはじめとする石油製品は国民生活に欠かせない物質であり、燃料供給のインフラであるガソリンスタンドの経営の多角化や業務効率の向上などが進められています。

このような状況を踏まえ、「給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会」では、給油取扱所に設けることができる建築物その他の工作物の用途の整理や営業時間外における販売等の業務の整理、その他給油取扱所における業務等のあり方に関連する事項について、安全性を確保した上で、より合理的な基準となるよう検討を重ね、今般、その結果を取りまとめました。

本検討結果が、今後のガソリンスタンドに関する危険物規制の合理化、さらには国民生活の一助となれば幸いです。

本報告書を取りまとめるにあたり、御多忙にもかかわらず、本検討会に積極的に御参加いただき、貴重な御意見及び多大なる御尽力を賜りました委員・オブザーバーの皆様には厚く御礼申し上げます。

令和5年1月

給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会
座長 小林 恭一

第1章 検討の概要

1.1 検討の目的

石油製品需要の更なる減少が見込まれる中、給油取扱所（ガソリンスタンド）においては経営多角化等が進められている。これを踏まえ、ハード・ソフトの両面から安全性を確保しつつ、給油取扱所における業務等のあり方について検討するものである。

1.2 検討項目

- (1) 給油取扱所に設けることができる建築物その他の工作物の用途の範囲の整理
- (2) 営業時間外における販売等の業務の整理
- (3) その他給油取扱所における業務等のあり方に関連する事項

1.3 検討体制

「給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会」を開催し、検討を行った。
なお、検討会の委員等については、次頁のとおりである。

1.4 検討経過

- (1) 令和3年度
第1回 令和3年12月10日
第2回 令和4年2月1日
第3回 令和4年3月4日
- (2) 令和4年度
第1回 令和4年11月30日

※ 本報告書で使用する略語は下記のとおり。

- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）……………法
- ・ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）……………令
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）……………危令
- ・ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）……………危則
- ・ 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）……………危告示
- ・ 火災予防条例（例）（昭和36年自消甲予発第73号）……………条例

給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会委員等

(敬称略)

座長 小林 恭一 東京理科大学 総合研究院 教授

(以下、五十音順)

委員 江口 真 東京消防庁 予防部 危険物課長
金子 正和※² 川崎市消防局 予防部 危険物課長
(村上 治三郎※¹)

黒田 美彦 大阪市消防局 予防部 規制課長

佐藤 義信 全国石油商業組合連合会 副会長
SS 経営革新・次世代部会長

清水 陽一郎※² 石油連盟 給油所技術専門委員長

(安永 洋※¹ 石油連盟 給油所技術専門委員会 副委員長)

塚目 孝裕 消防研究センター 火災災害調査部 原因調査室長

森泉 直丈 日本ガソリン計量機工業会 事務局長

山田 實 危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター
総括調査役

(五十音順)

オブザーバー 井上 裕司 全国危険物安全協会 業務課長

永井 岳彦 経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部
石油流通課長

事務局 中本 敦也 総務省消防庁危険物保安室長

岡田 勇佑 総務省消防庁危険物保安室 課長補佐

北中 達朗※² 総務省消防庁危険物保安室 危険物施設係長

(蔭山 享佑※¹)

瀬濤 康次※² 総務省消防庁危険物保安室 危険物施設係 総務事務官

(熊本 健志※¹)

高野 貴浩 総務省消防庁危険物保安室 危険物施設係 総務事務官

日下 真太郎※² 総務省消防庁危険物保安室 危険物施設係 総務事務官

(長岡 史紘※¹)

田部 康二 総務省消防庁危険物保安室 企画係 総務事務官

※1 令和3年度第1回～第3回

※2 令和4年度第1回

第2章 給油取扱所に設けることができる建築物その他の工作物の用途の範囲の整理

2.1 給油取扱所に設けることができる建築物その他の工作物の用途の範囲

2.1.1 検討の背景

給油取扱所には、給油等のために給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場が設置できるとされており、美容室、理容室、コインランドリー、喫茶店等を例示してきたところである（図1）。しかしながら、昨今の更なる業務の多様化に伴い具体的な実例・ニーズが増えてきたことを鑑み、給油取扱所の特性や建築物の構造等を考慮した上で許容される建築物の範囲や安全対策を整理し、これまで認められなかった建築物その他の工作物の用途であっても安全上支障がなければ設けることができないか検討するものである。

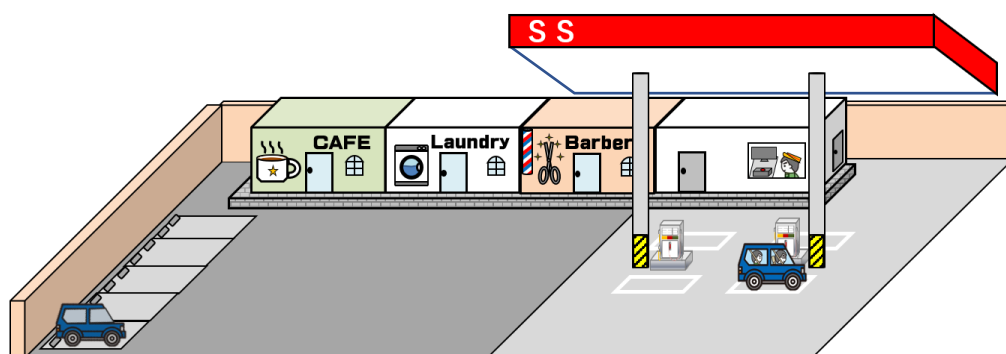


図1〔給油取扱所に設けることができる建築物（イメージ）〕

2.1.2 現行法令等の整理

給油取扱所に設けることができる建築物の用途については、次のとおり法令により規定されている。

危令

第17条第1項第16号

給油取扱所には、給油又はこれに附帯する業務のため総務省令で定める用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けないこと。（以下略）

危則

第25条の4

令第17条第1項第16号（同条第2項においてその例による場合を含む。）の総

務省令で定める用途は、次のとおりとする。

- 一 給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場
 - 一の二 給油取扱所の業務を行うための事務所
 - 二 給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場
 - 三 自動車等の点検・整備を行う作業場
 - 四 自動車等の洗浄を行う作業場
 - 五 給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所
- 2 令第17条第1項第16号（同条第2項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める部分は、前項第1号の2から第3号までの用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが入出するものを除く。）とし、令第17条第1項第16号（同条第2項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める面積は、300平方メートルとする。

※ 枠内の「令」は本報告書でいう「危令」を指す。

また、当該規定については、「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」（昭和62年4月28日付け消防危第38号）[参考資料1](#)、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成31年4月19日付け消防危第81号）[参考資料2](#)等、通知によりその運用が示されている。

これらの給油取扱所に設けることができる建築物の用途について、令別表第一（(16)項～(16)の3)項、(18)項～(20)項を除く。）に則して整理した用途の一覧を表1に示す。

表 1〔令別表第一及びこれまでに通知で例示した用途〕

項別	防火対象物の用途	これまでに通知で例示した用途 (業務を含む)	
(1)	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	
	ロ	公会堂・集会場	
(2)	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	
	ロ	遊技場・ダンスホール	
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	
	ニ	カラオケボックス等	
(3)	イ	待合・料理店等	
	ロ	飲食店	喫茶店
(4)		百貨店・マーケット・展示場等	コンビニエンスストア、スーパーマーケット、家庭用の塗料・カセットボンベの販売、ドライブスルー形式
(5)	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	
(6)	イ～ニ	病院・老人短期入所施設・老人デイサービスセンター・幼稚園等	
(7)		小学校・中学校・高等学校・大学等	
(8)		図書館・博物館・美術館等	
(9)	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場等	
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	
(11)		神社・寺院・教会等	
(12)	イ	工場・作業場	
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	
(13)	イ	自動車車庫・駐車場	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)		倉庫	
(15)		前各項に該当しない事業場	コインランドリー、簡易郵便局、理容室、美容室、LPGの取次ぎ、レンタカー取次ぎ
(17)		重要文化財等の建造物	

これらを踏まえ、検討の方向性を以下に示す。

2.1.3 検討の方向性

給油取扱所においては、危険物取扱者によって取り扱う危険物を厳重に管理する必要があり、火気についても同様に危険物取扱者等により厳重に管理し、火災の危険性を極小化する必要がある。また、危険物施設である給油取扱所では、営業が行われている間は、利用者が絶え間なく出入りするため、これらの利用者を危険物取扱者等の従業員が十分に把握し、かつ、火災等が発生した場合には適切に避難誘導することができる範囲において業務を行うべきである。

これらを制度的に担保するため、現行基準において、給油取扱所の用に供する建築物に設けることができる用途については、給油等のために給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場とされており、これらの用途の範囲の解釈を通知によって例示（美容室、理容室、コインランドリー、喫茶店等）してきたところである。

一方で、近年は給油取扱所において、業務多様化のニーズが増えており、これらを踏まえ、本検討会においては、給油取扱所で火災等が発生した場合の利用者の安全確保に対するリスク等を検討し、給油取扱所に設けることができる用途及び設けることが認められない用途について整理することとする。

2.1.4 検討が必要な建築物の用途の整理及び対応方針

給油取扱所に設けることが認められない用途を、①自力避難困難者が多数利用する用途、②構造特性や利用形態の特性により避難が困難となる用途、③火災のリスクが高まるおそれのある用途又は特に火災から保護すべき建築物の用途の3つに分類し、これらに該当すると考えられる用途を令別表第一（(16)項～(16)の3)項、(18)項～(20)項を除く。）に則して表2のとおり整理した。

給油取扱所に設けることができる用途については、上記①～③に該当しない用途とし、安全対策として、法や条例に基づく収容人員や避難上必要な施設の管理について、予防規程で具体的に記載させることが適当である。

なお、上記①～③に該当する用途であっても、設けることができる用途に機能的に従属するものであれば、設けることを認めることが適当である。

表 2〔令別表第一に則した給油取扱所に設けることができる建築物の用途の整理〕

- ① 自力避難困難者が多数利用する用途……………
- ② 構造特性や利用形態の特性により避難が困難となる用途……………
- ③ 火災のリスクが高まるおそれのある用途又は特に火災から保護すべき建築物の用途……………

項別	防火対象物の用途	これまでに通知で例示した用途 (業務を含む)	
(1)	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	
	ロ	公会堂・集会場	
(2)	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	
	ロ	遊技場・ダンスホール	
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	
	ニ	カラオケボックス等	
(3)	イ	待合・料理店等	
	ロ	飲食店	喫茶店
(4)	百貨店・マーケット・展示場等	コンビニエンスストア、スーパーマーケット、家庭用の塗料・カセットボンベの販売、ドライブスルー形式	
(5)	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	
(6)	イ～ニ	病院・老人短期入所施設・老人デイサービスセンター・幼稚園等	
(7)		小学校・中学校・高等学校・大学等	
(8)		図書館・博物館・美術館等	
(9)	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場等	
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	
(11)		神社・寺院・教会等	
(12)	イ	工場・作業場	
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	
(13)	イ	自動車車庫・駐車場	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)		倉庫	
(15)		前各項に該当しない事業場	コインランドリー、簡易郵便局、理容室、美容室、LPGの取次ぎ、レンタカー取次ぎ
(17)		重要文化財等の建造物	

① 自力避難困難者が多数利用する用途

病院、診療所、老人ホーム、障害者支援施設、保育所、幼稚園、特別支援学校等（令別表第一(6)項に掲げる用途）が該当する。これらの用途は火災の際、自力で避難することが不可能又は困難な者が利用する施設である。

したがって、これらの用途については、引き続き設けることを認めないことが適当である。

② 構造特性や利用形態の特性により避難が困難となる用途

キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、遊技場、ダンスホール、性風俗関連特殊営業店舗、カラオケボックス等（令別表第一(2)項に掲げる用途）、旅館、ホテル、共同住宅等（令別表第一(5)項に掲げる用途）、小学校、中学校、高等学校、大学等（令別表第一(7)項に掲げる用途）及び蒸気浴場、熱気浴場、公衆浴場等（令別表第一(9)項に掲げる用途）が該当する。

これらの用途は、気密構造を多く取り入れているものや就寝を伴うもの等、火災時の避難が遅れるおそれがある又は相当の混乱が予想されるものである。

したがって、これらの用途については、これまでどおり設けることを認めないことが適当である。

③ 火災のリスクが高まるおそれのある用途又は特に火災から保護すべき建築物の用途

車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（令別表第一(10)項に掲げる用途）、航空機等の格納庫（令別表第一(13)項に掲げる用途）及び重要文化財等の建造物（令別表第一(17)項に掲げる用途）が該当する。

令別表第一(10)項及び(13)項に掲げる用途については、内燃機関を有するバスや航空機等が頻繁に出入りすることが予想され、火災のリスクが高まるおそれが考えられる。また、令別表第一(17)項に掲げる用途については、特に火災から保護すべき建築物であり、万が一焼損した場合は、社会的影響が大きく、修復も困難となることが予想される。

したがって、これらの用途については、これまでどおり設けることを認めないことが適当である。

2.2 屋外給油取扱所に給油等の業務を行わない建築物を設ける場合の安全対策

2.2.1 検討の背景

今後の給油取扱所のさらなる業務多様化の流れに鑑み、屋外給油取扱所においても屋内給油取扱所と同様に、給油取扱所に給油等の業務を行わない建築物を設けることができるよう、当該建築物を設ける場合の安全対策を検討するものである。

2.2.2 現行法令等の整理

給油取扱所に設けることができる建築物の構造等については、次のとおり法令により規定されている。

危令

第17条第1項（略）
一～十五（略）

十六 給油取扱所には、給油又はこれに附帯する業務のため総務省令で定める用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けないこと。（以下略）

十七 前号の給油取扱所に設ける建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口で総務省令で定めるものを除く。）に防火設備を設けること。（以下略）

十八～二十三（略）

第17条第2項

給油取扱所のうち建築物内に設置するものその他これに類するもので総務省令で定めるもの（以下「屋内給油取扱所」という。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項第1号から第6号まで、第7号本文、第9号から第16号まで及び第19号から第23号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 屋内給油取扱所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造で、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物（総務省令で定める設備を備えたものに限る。）に設置すること。

二～四（略）

五 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とするとともに、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。ただし、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階がない場合には、屋根を不燃材料で造ることができる。

六 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち総務省令で定める部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の他の部分と区画され、かつ、防火上必要な総務省令で定める構造とすること。

七 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の窓及び出入口（自動車等の出入口で総務省令で定めるものを除く。）には、防火設備を設けること。

七の二 事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

八 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち、事務所その他火気を使用するもの（総務省令で定める部分を除く。）は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない総務省令で定める構造とすること。

九 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の一階の二方については、自動車等の出入する側又は通風及び避難のための総務省令で定める空地に面するとともに、壁を設けないこと。ただし、総務省令で定める措置を講じた屋内給油取扱所にあつては、当該建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の一階の一方について、自動車等の出入する側に面するとともに、壁を設けないことをもつて足りる。

十 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分については、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けないこと。

十一 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、当該部分の上部に上階がある場合にあっては、危険物の漏えいの拡大及び上階への延焼を防止するための総務省令で定める措置を講ずること。

危則

第 25 条の 4 第 4 項

令第 17 条第 1 項第 17 号及び同条第 2 項第 6 号の総務省令で定める部分は、第 1 項第 5 号の用途に供する部分とし、令第 17 条第 1 項第 17 号及び同条第 2 項第 6 号の総務省令で定める構造は、給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口がない構造とする。

※ 枠内の「令」は本報告書でいう「危令」を指す。

次に、屋外給油取扱所の主な建築物の構造例を図 2 に、屋内給油取扱所の主な建築物の構造例を図 3 にそれぞれ示す。

A 給油取扱所の用に供する建築物

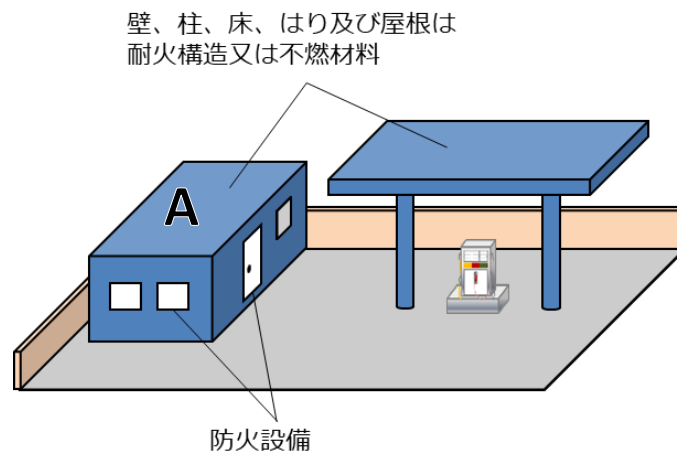


図 2〔屋外給油取扱所の建築物の構造例〕

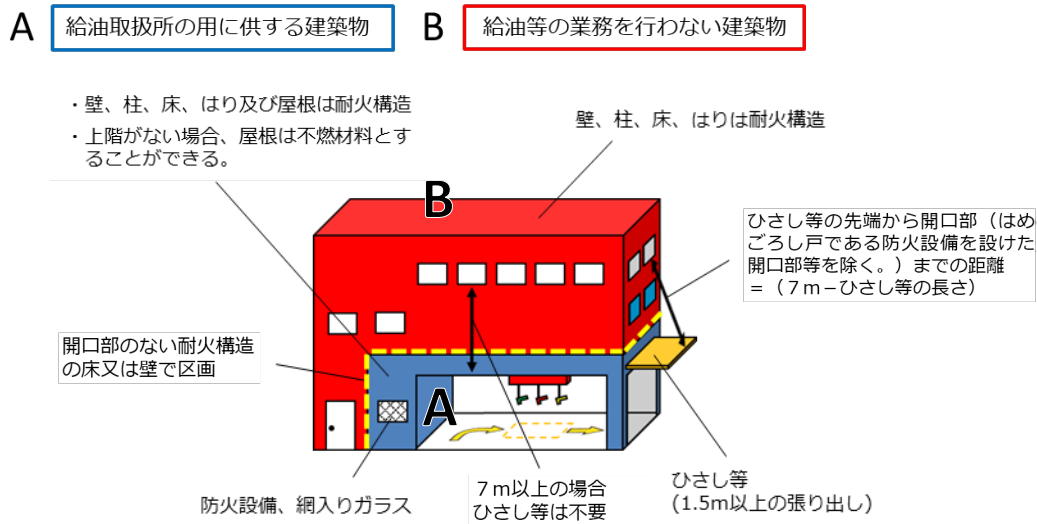


図 3〔屋内給油取扱所の建築物の構造例〕

さらに、屋外給油取扱所及び屋内給油取扱所に設けることができる建築物の比較を表 3 に示す。

表 3〔給油取扱所に設けることができる建築物の比較〕

	給油取扱所の用に供する建築物	給油取扱所の用に供する建築物 + 給油等の業務を行わない建築物
屋外給油取扱所	○	×
屋内給油取扱所	○	○

上記のとおり、屋内給油取扱所には、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とするとともに、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画すること等により、給油取扱所の用に供する建築物のほか、給油等の業務を行わない建築物を設けることができる。

しかし、屋外給油取扱所には、給油等の業務を行わない建築物を設ける場合の規定がなく、当該建築物を設けることができないのが現状である。

これらを踏まえ、検討の方向性を以下に示す。

2.2.3 検討の方向性

前述のとおり、屋外給油取扱所においては、給油等の業務を行わない建築物を設ける場合の規定がないことから、必要な安全対策を講じた上で、当該建築物の設置を認めることが適当であり、これにより、給油取扱所の用に供する建築物に設けることができない用途（令別表第一(6)項に掲げる用途を除く。）であっても、給油等の業務を行わない建築物であれば、当該用途を設けることが可能となる。

これらを踏まえ、屋外給油取扱所に給油等の業務を行わない建築物を設けるための安全対策について検討するが、当該建築物の位置や構造は、様々な形態が考えられることから、本検討会では、出現の可能性が高いと思われる構造等について検討することとし、検討にあたっては、屋内給油取扱所の基準と同様に給油等の業務を行わない建築物の床面積や階数等に制限を設けないことを前提とする。

2.2.4 対応方針

出現の可能性が高いと思われる構造等について、下記のとおり整理し、これらの具体例を図4（具体例①～③）に示す。

- ▶ 給油取扱所の用に供する建築物（A）と給油等の業務を行わない建築物（B）が隣接設置され、一体となっているもの（図4の具体例①）
- ▶ 給油取扱所の用に供する建築物（A）の上部に給油等の業務を行わない建築物（B）が設置され、一体となっているもの（図4の具体例②）
- ▶ 給油取扱所の用に供する建築物（A）と給油等の業務を行わない建築物（B）のそれぞれが独立し、設置されているもの（図4の具体例③）

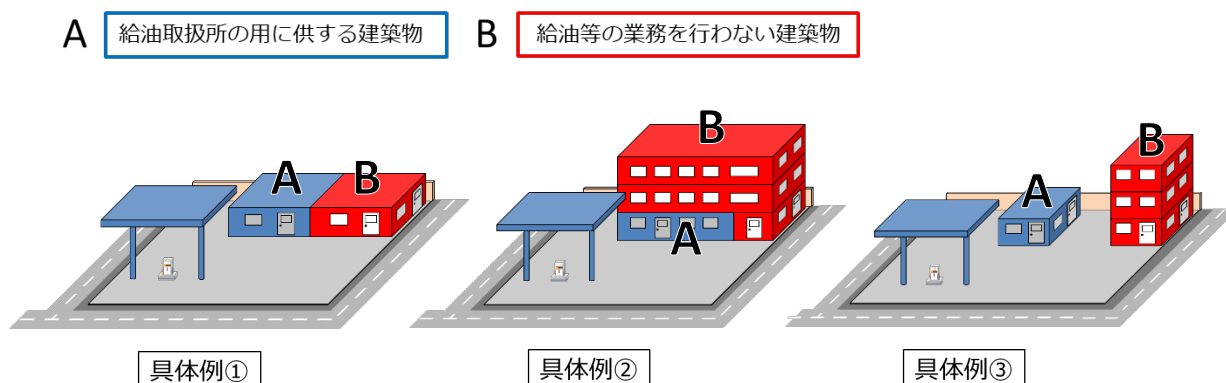


図4〔給油等の業務を行わない建築物の具体例①～③〕

次に、上記の具体例①～③における必要な安全対策として、下記の3項目について検討する。

なお、検討にあたっては、主に屋内給油取扱所の建築物に係る基準を参考とする。

- 給油取扱所の用に供する建築物（A）と給油等の業務を行わない建築物（B）との相互の延焼防止対策
- 固定給油設備等の危険物火災による給油等の業務を行わない建築物（B）への延焼防止対策
- 給油等の業務を行わない建築物（B）の避難対策

2.2.4.1 給油取扱所の用に供する建築物（A）と給油等の業務を行わない建築物（B）との相互の延焼防止対策

給油等の業務を行わない建築物（B）は、壁、柱、床、はりを耐火構造とし、屋根は耐火構造又は不燃材料とし、窓及び出入口を防火設備とすることが適当である。また、給油取扱所の用に供する建築物（A）と給油等の業務を行わない建築物（B）が一体となっているもの（図4の具体例①及び②）については、屋内給油取扱所の基準と同様に開口部のない耐火構造の壁又は床で相互を遮断することが適当である。

2.2.4.2 固定給油設備等の危険物火災による給油等の業務を行わない建築物（B）への延焼防止対策

屋内給油取扱所の基準において、危険物火災による給油等の業務を行わない建築物への延焼防止対策は、給油等のための作業場の上部に上階がある場合に必要な措置であり、同基準を屋外給油取扱所の給油等の業務を行わない建築物（B）にそのまま当てはめて考えることは適当ではない。そのため、屋内給油取扱所の基準とは異なった指標を用いて検討する必要がある。

そこで、危険物火災による給油等の業務を行わない建築物（B）への延焼防止対策は、当該危険物火災の輻射熱が給油等の業務を行わない建築物（B）に与える影響を考慮したものとし、給油取扱所の防火塀の基準に規定される輻射熱に係る基準を参考に検討することとする。

(1) 防火塀の基準の整理

防火塀の輻射熱に係る基準は、次のとおり法令により規定されている。

危則

第25条の4の2第1項第2号

給油取扱所において告示で定める火災が発生するものとした場合において、当該火災により当該給油取扱所に隣接する敷地に存する建築物の外壁その他の告示で定める箇所における輻射熱が告示で定める式を満たすこと。

※ 枠内の「告示」は本報告書でいう「危告示」を指す。

危告示

第4条の52

規則第25条の4の2第2号の告示で定める火災は、次に掲げる火災とする。

- 一 固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）から自動車等の燃料タンクに給油中に漏えいした危険物が燃焼する火災
 - 二 固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）から容器又は車両に固定されたタンクに注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災
 - 三 専用タンク（令第17条第1項第7号の専用タンクをいう。）に危険物を注入中に漏えいした危険物が燃焼する火災
- 2 規則第25条の4の2第2号の告示で定める箇所は、次の各号に掲げる箇所とする。
- 一 給油取扱所に隣接し、又は近接して存する建築物の外壁及び軒裏（耐火構造、準耐火構造又は防火構造のものを除く。第68条の2第2項において同じ。）で当該給油取扱所に面する部分の表面
 - 二 給油取扱所の塀又は壁に設けられた防火設備（令第9条第1項第7号の防火設備をいい、ガラスを用いたものに限る。第68条の2第2項において同じ。）の給油取扱所に面しない側の表面
- 3 規則第25条の4の2第2号の告示で定める式は、次のとおりとする。

$$\int_0^{t_e} q^2 dt \leq 2,000$$

t_e は、燃焼時間（単位 分）

q は、輻射熱（単位 kW/m²）

t は、燃焼開始からの経過時間（単位 分）

※ 枠内の「令」「規則」「告示」はそれぞれ本報告書でいう「危令」「危則」「危告示」を指す。

また、当該規定については、「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」（平成18年5月10日付け消防危第113号）[参考資料3](#)、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成18年9月19日付け消防危第191号）[参考資料4](#)により、その運用が示されている。

(2) 対応方針

これらを参考に、防火塀の基準に定めのある考慮すべき火災による輻射熱が、危告示第4条の52第3項で定める式を満たさない給油等の業務を行わない建築物（B）の部分は、開口部を設けないこととし、危険物火災からの延焼防止対策とすることが適当である（図5）。

給油等の業務を行わない建築物（B）について、考慮すべき危険物火災による輻射熱が告示第4条の52第3項で定める式を満たさない部分は、**開口部を設けない**こと。

A 給油取扱所の用に供する建築物

B 給油等の業務を行わない建築物

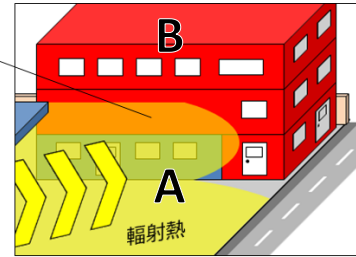


図 5〔輻射熱の影響範囲のイメージ〕

なお、消防庁ホームページで公開されている輻射熱計算シミュレーションツール※を使用した輻射熱等の計算例を図 6 に示す。

※ URL : <https://www.fdma.go.jp/publication/simulatetool/simulatetool003.html>

輻射熱等の計算例（固定給油設備（ガソリン）最大吐出量 50L/分の場合）

燃焼開始からの経過時間を10分とした場合、輻射熱が 14kW/m^2 以下となる部分が告示第4条の52第3項で定める式を満たす部分となる。

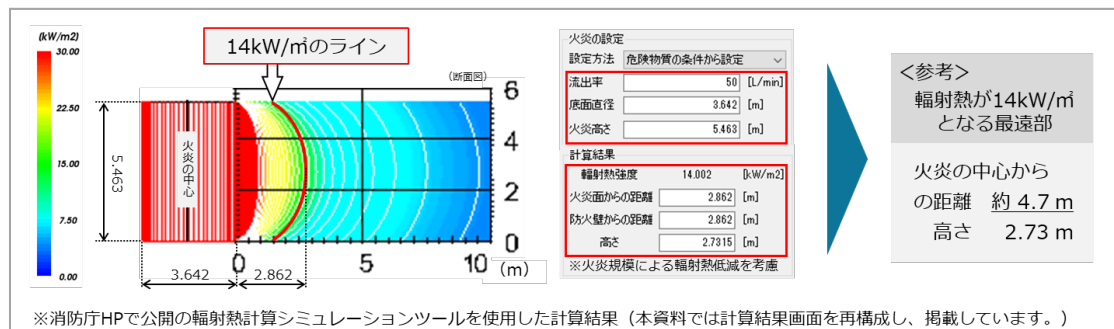


図 6〔輻射熱等の計算例〕

2.2.4.3 給油等の業務を行わない建築物の避難対策

利用者の避難経路の確保の対策として、建築物の壁、柱、床、はりを耐火構造とし、屋根は耐火構造又は不燃材料とする。また、利用者が安全に避難できるよう、直接給油取扱所の敷地外に出られる措置をとることが適当である。さらに、屋内給油取扱所の基準と同様に給油取扱所で発生した火災を自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備を設けることが必要である。また、令別表第一(6)項に掲げる用途（病院、診療所、老人ホーム、障害者支援施設、保育所、幼稚園等）は、火災の際、自力で避難することが不可能又は困難な者が利用する施設であるため、現行の屋内給油取扱所の基準と同様に設けることを認めないことが適当である。

2.2.4.4 対応方針（まとめ）

屋外給油取扱所に給油等の業務を行わない建築物を設ける場合、屋内給油取扱所の基準と同様に給油等の業務を行わない建築物の床面積や階数等に制限を設けないことを前提とする。

一方で、当該建築物の利用者の避難の困難性や大規模な火災につながるおそれがあることから、下記の要件を満たすものについては設置を認めることが適当である。

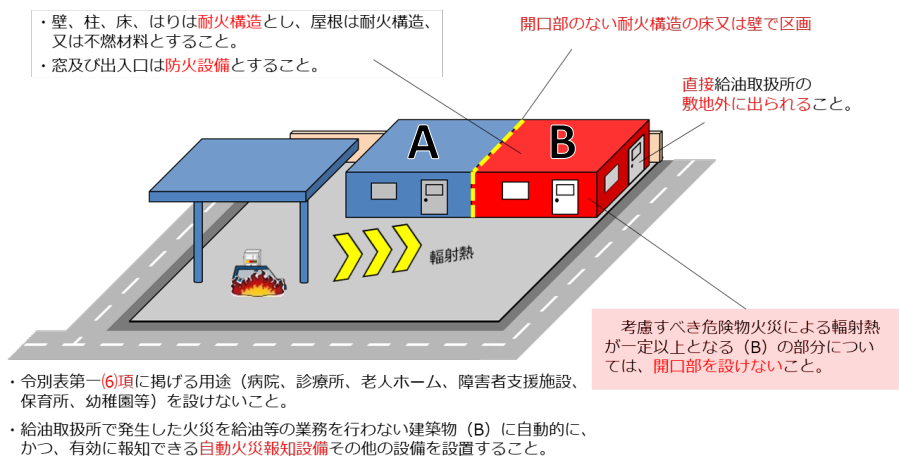
なお、当該検討結果を踏まえた具体例を図 7（具体例④～⑥）に示す。

- (1) 令別表第一(6)項に掲げる用途（病院、診療所、老人ホーム、障害者支援施設、保育所、幼稚園等）は、火災の際、自力で避難することが不可能又は困難な者が利用する施設であるため、設置しないこと。
- (2) 避難困難性等の危険性が高いことから延焼防止、避難経路の確保等の対策として、建築物の壁、柱、床、はりは耐火構造とし、屋根は耐火構造又は不燃材料とすること。
- (3) 給油取扱所の用に供する建築物と一体として設ける場合は、相互の延焼防止対策として、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該部分と区画すること。
- (4) 内部及び外部への延焼防止対策として、窓及び出入口に防火設備を設けること。
- (5) 利用者が安全に避難できるよう、直接給油取扱所の敷地外に出られること。
- (6) 防火塀の基準に規定する敷地外の隣接建物等への延焼防止対策を参考に、同基準に規定する考慮すべき危険物火災による輻射熱に耐えられる位置、構造とすること。
- (7) 利用者の避難対策として、給油取扱所で発生した火災を自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備を設けること。

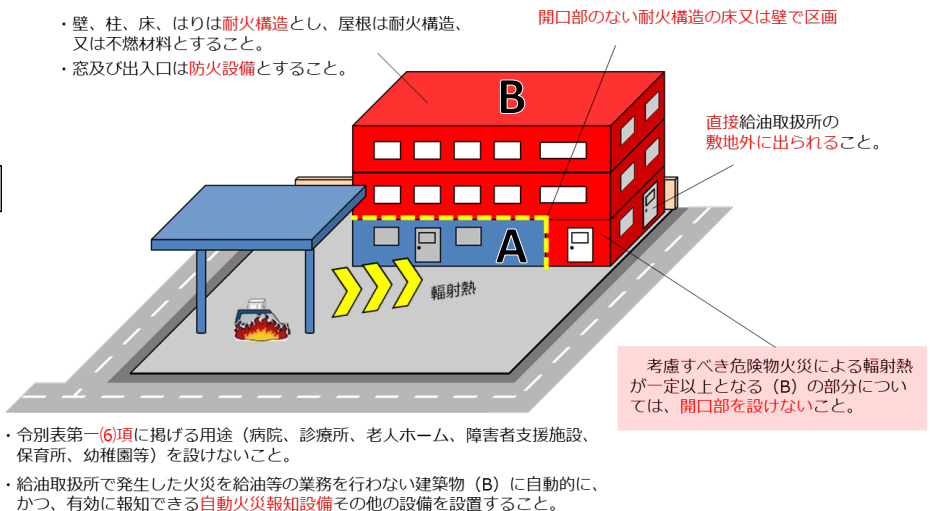
A 給油取扱所の用に供する建築物

B 給油等の業務を行わない建築物

具体例④



具体例⑤



具体例⑥

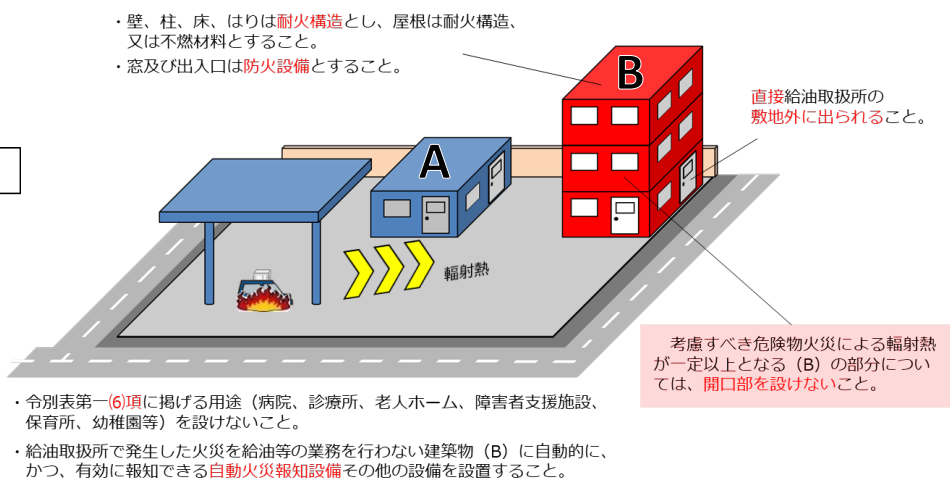


図 7〔給油等の業務を行わない建築物の具体例④～⑥〕

2.3 給油取扱所の用に供する建築物及び給油等の業務を行わない建築物に設けることができる用途等の比較

2.1 及び 2.2 において検討した給油取扱所の用に供する建築物及び給油等の業務を行わない建築物に設けることができる用途等について、2.2.4 に掲げる具体例①を例にして、それぞれを比較したものを図 8 に示す。

	給油取扱所の用に供する建築物 (A)	給油等の業務を行わない建築物 (B)
設けることができる用途	2.1の①～③に掲げる用途以外の用途 で次に掲げるもの (1)項 (劇場、集会場等) (3)項 (飲食店等) (4)項 (百貨店、マーケット等) (8)項 (図書館、博物館等) (11)項 (神社、寺院等) (12)項 (工場、映画スタジオ等) (13)項イ (自動車車庫等) (14)項 (倉庫) (15)項 (事務所等)	令別表第一に掲げる(6)項以外の用途
消火設備等	法第10条第4項の製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準による。	法第17条の消防用設備等の技術上の基準による。
床面積等の制限	一定の用途における建築物の部分(係員のみが出入りするものを除く。)の床面積の合計を300㎡以下とする。	床面積、階数、高さ等に制限なし。

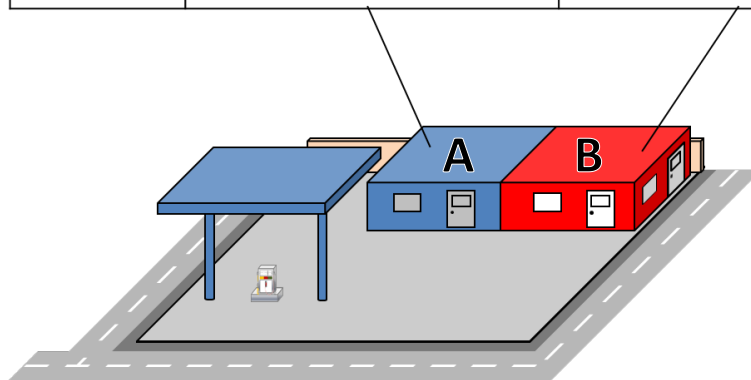


図 8 〔給油取扱所に設けることができる用途等を比較した概念図〕

第3章 営業時間外における販売等の業務の整理

3.1 検討の背景

給油取扱所で行われる給油の業務に附帯する業務の多様化が進んでいること等に鑑み、一定の安全対策を講じた上で、レンタルオフィス、宅配ボックス、配達物流の中継拠点、祭礼等の業務を行えるとする見解を示しているが、認められる業務や安全対策を整理し、できるだけ包括的に明確化することを目的として検討する。(図 9)

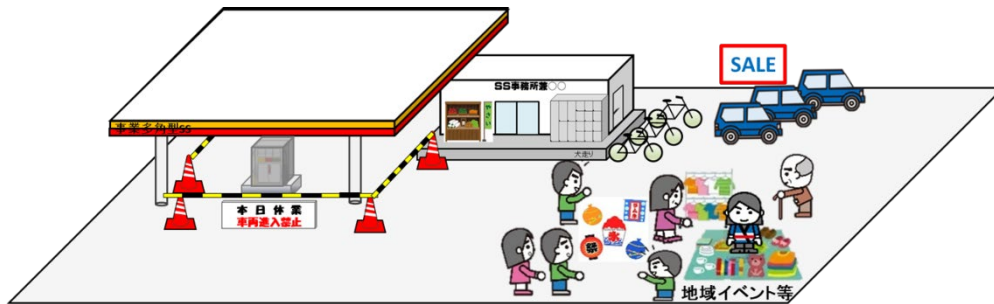


図 9 [営業時間外におけるスペース活用 (イメージ)]

3.2 現行法令等の整理

営業時間外の措置については、次のとおり法令により規定されている。

危令

第 27 条第 6 項第 1 号ワ

給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずること。

また、業務の多様化に伴い、給油の業務を行わない時間帯においても給油の業務に附帯する業務である物販店舗等の営業を行いたい旨の要望を受け、「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について」(平成 13 年 11 月 21 日付け消防危第 127 号) [参考資料 5](#) が発出され、当該通知内では「係員以外の者を出入させないための措置は、給油空地等の危険物を取り扱う部分に講ずれば足りるものであると解する。」としている。

さらに、昨今の更なる業務の多様化に伴い具体的な事例・ニーズが増えてきたことを受け、令和元年度から令和 2 年度にかけて開催された「過疎地域等における燃料インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会(座長:吉井博明 東京経済大学名誉教授)」において、給油の業務が行われていないときに給油取扱所に求められる安全対策について検討が行われ、「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」(令和 2 年 3 月 27 日付け消防危第 88 号) [参考資料 6](#) 及び「給油取扱所の営業時間外におけ

る販売等の業務に係る運用について」(令和3年3月30日付け消防危第50号) 参考資料7
を発出し、運用要領等の整理を行っているところである。(図10、図11)

営業時間外におけるスペース活用 (現存する給油取扱所の事業継続に係る各方策) 過疎地検討会資料 (抜粋)

背景等

- 給油取扱所は、危険物の適切な貯蔵・取扱いをはじめ、敷地内の適切な安全管理により安全を担保。
- 社会情勢の変化により、給油取扱所を地域の拠点として、営業時間外にも給油以外の業務を行いたい要望。
- 事故防止の観点から、ハード・ソフトの両面から、①車両衝突・いたずら等による事故等の防止、②火災等緊急時の措置、③避難等の安全管理策を検討。

安全対策の技術的検討

<p>【物的 (ハード) 対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いたずら・給油設備等の誤作動の防止措置 [屋内/屋外] ○ 利用に供さない部分の施錠 [屋内/屋外] ○ 危険物を取り扱う部分への進入禁止措置 [屋外] ○ 消火器等消火設備の設置 [屋内/屋外] ○ 緊急時の対応・措置に関する表示 (緊急連絡先・指示事項等) [屋内/屋外] 	<p>【人的 (ソフト) 対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 裸火等火気の使用禁止 ○ 不必要な物件の放置禁止 [屋外] ○ 危険物保安監督者等給油取扱所関係者の立会い ○ 避難経路の確保 [屋内] ○ 利用用途の制限 <ul style="list-style-type: none"> ☞ 避難困難となりうる用途を避ける ○ 収容人員又は利用者数の制限・管理 <ul style="list-style-type: none"> ☞ 確実な避難対策 ○ 給油取扱所と施設利用者 (イベント等主催者) 側との間における責任関係の明確化
--	---

→ ○ 危険物の適切な貯蔵・取扱い等の管理のため、ハード・ソフトの両面から安全管理が行えることを前提に、店舗、飲食店又は展示場 (と類する) 用途に係る業務について、営業時間外の活動を認める。

○ 予防規程又は予防規程に関連する文書への記載。

○ 祭礼・イベント等の一時的な対応は、上記対応と同等の対応に加え、届出による当該利用の把握及び防火管理の徹底 (火災予防条例 (例) 第5章の2の例など) が必要。

○ 危険物保安監督者等において、当該施設の危険物保安を行うこと。

図10 (過疎地検討会資料 (抜粋))



図11 (過疎地検討会資料 (抜粋))

3.3 検討の方向性

給油の業務が行われていないときに求められる措置については、これまで通知により時代背景に沿って柔軟に運用を示してきたところである。こうした取扱いについて統一的な運用が図られるよう、認められる建築物の用途の整理と併せて安全対策について法令上明確に位置付けることが適当ではないかと考えられる。

3.4 営業時間外に出入りを可能とするための安全対策

給油取扱所において、下記の安全対策を講じた場合は、営業時間外における販売等の業務（2.1において設けることが認められない用途に係る業務を除く。）を行うことが可能と考えられ、給油空地等の危険物を取り扱う部分以外の部分に従業員以外の者の出入りを認めることが適当である。

- (1) 危険物を取り扱う部分に車両及び給油取扱所の従業員以外の者を進入させないための措置を講じること。
- (2) 屋内・屋外の給油に係る設備をみだりに操作等ができないよう措置を講じること。
- (3) 不必要な物件を放置しないこと。
- (4) 屋外で裸火を使用する場合は、必要な安全対策を講じること。
- (5) 防火管理や施設等の管理に係る責任関係を明確にすること。
- (6) 火災の際、避難に支障がないよう収容人員又は利用者数の制限・管理を行うこと。

3.5 対応方針

昨今の更なる業務の多様化に伴い具体的な実例・ニーズが増えてきたことを受け、安全対策を講じた上で、給油空地等の危険物を取り扱う部分以外の部分に従業員以外の者の出入りを認め、様々な業務を行えることとすることが適当である。

第4章 その他給油取扱所における業務等のあり方に関連する事項

4.1 固定給油設備からガソリンを容器へ詰め替える場合の安全対策

4.1.1 検討の背景

固定給油設備からガソリンを容器へ詰め替えることについては、全国的に運用や見解が異なる状況を受け、統一的な運用が図られるよう法令へ位置付けることを目的とし、その際の安全対策について明確化するものである。

4.1.2 現状の法令等運用の整理

自動車等へ給油を行う固定給油設備を用いてガソリン等を容器に詰め替える行為（図12）については、1日当たりの詰替え量が指定数量未満であれば認められるとの見解を「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」（昭和62年4月28日付け消防危第38号）[参考資料1](#)において示している。

その後、農業機械等の燃料としてガソリンの需要が高まっていることを受け、一定の安全対策[※]を講じた上で指定数量以上のガソリンを容器へ詰め替えることが可能であるとの見解を「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（令和元年8月7日付け消防危第111号。以下「令和元年111号通知」という。）[参考資料8](#)にて新たに示している。

なお、給油取扱所において、一日に詰め替えることができる危険物の油種や数量等について取りまとめたものを表4及び表5に示す。

- ※ ① 給油ノズルに設けられた満量停止装置が確実に機能すること。
- ② 詰替え作業を危険物取扱者である従業員が行うこと。
- ③ 予防規程に基づく文書に明記すること。

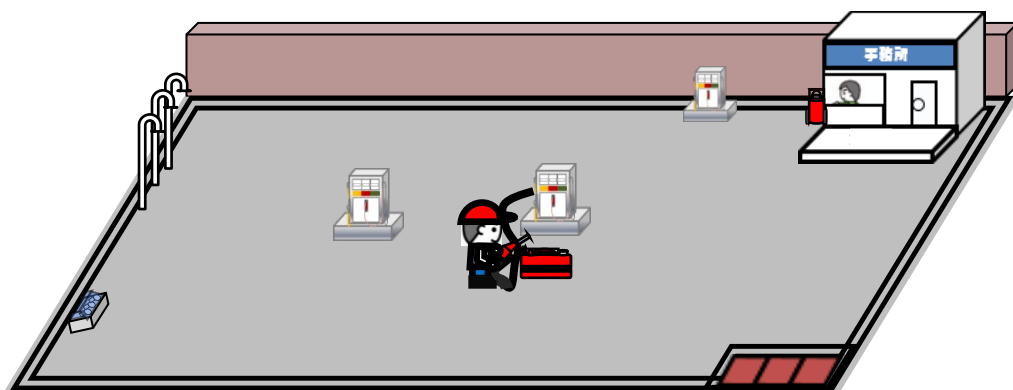


図12 [ガソリン詰替えのイメージ]

表 4〔固定給油設備による詰替え〕

	ガソリン	軽油
1日当たりの詰め替えられる量	指定数量未満に限り認められる。 (昭和62年4月28日付け消防危第38号) ただし、一定の安全対策を講じた上で、指定数量以上も認められる。 (令和元年8月7日付け消防危第111号)	指定数量未満に限り認められる。 (昭和62年4月28日付け消防危第38号)

表 5〔固定注油設備による詰替え〕

	軽油	灯油
1日当たりの詰め替えられる量	制限はない。(危令第3条第1号)	

4.1.3 検討の方向性

令和元年111号通知 [参考資料8](#) により、一定の安全対策を講じた場合は、指定数量以上のガソリンを容器へ詰め替えることが可能であるとの見解を示しているところではあるが、過去の事故事例を調査した上で、改めて安全対策について整理し、法令上明確化することを目指す。

4.1.4 詰替え時等に関する事故事例

2011年4月1日から2021年3月31日までの10年間に全国で発生した危険物に関する事故について、各都道府県から報告された「危険物に関する事故報告」を基に集計し、詰替え時に関する事故事例について取りまとめた。

(1) 火災事故

過去10年間に給油取扱所において発生した火災事故件数は289件であった。このうち、容器への詰替え時に発生した火災は15件で、全て固定給油設備によるガソリンの詰替え時に発生したものであり、発生原因は全て「静電気」に起因するものであった(表6)。

表 6〔容器詰替え時に発生した火災事故〕

油種	設備	行為者	原因	詰替先	件数
ガソリン	固定給油設備	従業員	静電気	携行缶	14件
		顧客	静電気	携行缶	1件

(2) 流出事故

過去 10 年間に給油取扱所において発生した流出事故件数は 710 件であった。このうち、容器への詰替え時又は車両に固定されたタンクへの注入時に発生した流出事故件数は 40 件であり、ガソリンの詰替え時の流出事故は発生していない。なお、流出事故原因の多くは「その場を離れる」であった（表 7）。

表 7〔詰め替え又は注入時に発生した流出事故〕

油種	設備	行為者	原因	詰替先	件数
軽油	固定給油設備	従業員	その場を離れる	ドラム缶	1件
灯油	固定注油設備	従業員	その場を離れる	ポリ容器	1件
		顧客	その場を離れる	ポリ容器	1件
		顧客	ノズル不良	ポリ容器	2件
		顧客	車両衝突	ポリ容器	1件
		顧客	容器破損	ポリ容器	1件
軽油	固定給油設備	従業員	その場を離れる	タンク	2件
	固定注油設備	従業員	その場を離れる	タンク	7件
	固定給油設備	従業員	その場を離れる	タンク	1件
灯油	固定注油設備	従業員	その場を離れる	タンク	23件

4.1.5 事故事例を踏まえた安全対策

過去 10 年間の固定給油設備からガソリンを容器へ詰め替える場合の火災事故の原因は静電気であり、また、ガソリンの容器詰替え時に流出事故は発生していないことがわかった。

このことから、固定給油設備から指定数量以上のガソリンを容器へ詰め替える場合の安全対策は、令和元年 111 号通知 [参考資料 8](#) に記載している対策を参考に下記の安全対策を講じることが考えられる。

- (1) 静電気火災の防止対策や詰替え・注入時の流出防止対策、日常点検の実施方法等を予防規程やそれに基づく文書に明記すること。
- (2) 容器からガソリンがあふれないよう、固定給油設備の給油ホースに接続される給油ノズルに設けられた満量停止装置が確実に機能すること。
- (3) ガソリンの詰替え作業については、危険物の取扱いに関して知識及び技能を有する危険物取扱者である従業員又は危険物取扱者の立ち会いを受けた従業員が行うこと。

4.1.6 対応方針

固定給油設備から指定数量以上のガソリンを容器へ詰め替える場合は、4.1.5 (1)～(3)に記載の安全対策を講じることと認めるとし、これらについて法令に明確化することとする。

4.2 荷卸し中の固定給油設備等の使用

4.2.1 検討の背景

移動タンク貯蔵所から専用タンク等へ危険物を注入している間（荷卸し中）においては、当該専用タンク等に接続する固定給油設備及び固定注油設備の使用を中止することとされている（図 13）。しかしながら、給油取扱所の営業機会確保のため、荷卸し中に固定給油設備等を使用した場合の具体的リスク及び当該リスクに応じた安全対策を検討し、安全対策を講じたものについては使用可能としてはどうかとの意見が出された。

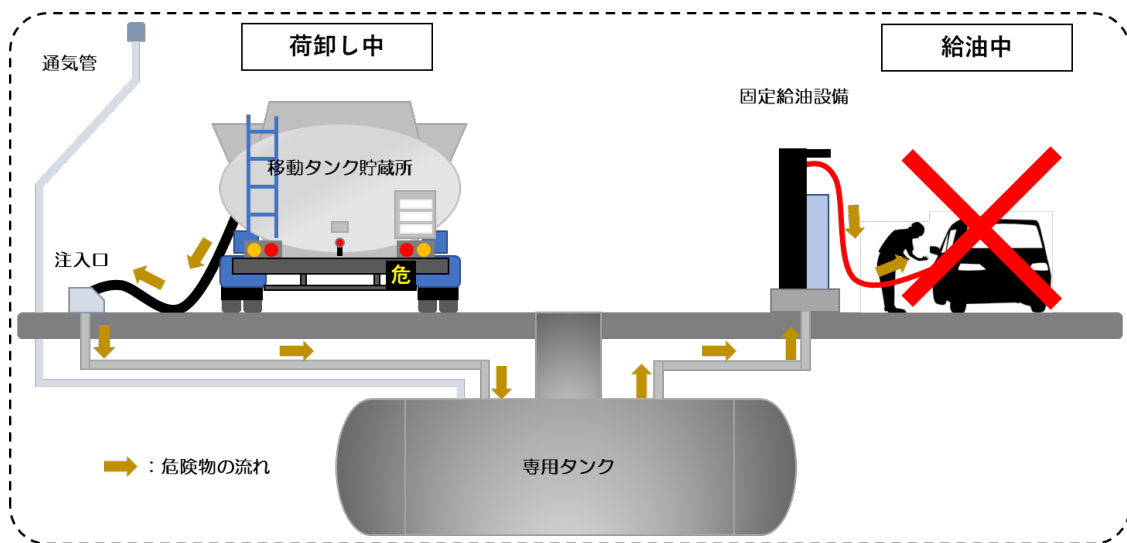


図 13〔現行の荷卸し中の固定給油設備等の使用（イメージ）〕

4.2.2 現状の法令等の整理

荷卸し中の固定給油設備等の使用については、次のとおり法令により規定されている。

危令

第 27 条第 6 項第 1 号へ

給油取扱所に専用タンク又は簡易タンクがある場合において、当該タンクに危険物を注入するときは、当該タンクに接続する固定給油設備又は固定注油設備の使用を中止するとともに、自動車等を当該タンクの注入口に近づけないこと。

4.2.3 検討の方向性

荷卸し中に固定給油設備等を使用した場合の具体的リスク及び当該リスクに応じた安全対策を検討し、安全対策を講じたものについては使用可能とすることを目的として、危険物注入中における固定給油設備等の使用を可能とする要件等について検討を行った。

4.2.4 危険物注入中における固定給油設備等の使用を可能とする要件等

(1) 満量停止装置及びコンタミ防止装置

固定給油設備等に満量停止装置が設けられていることやタンクローリー及び地下タンク等にコンタミ防止装置※が設けられていることが必要である。

※ コンタミ防止装置とは、移動タンク貯蔵所から地下タンク等へ危険物を荷卸しする際にコンタミを防止するための装置であり、移動タンク貯蔵所に備えられる機器と地下タンク等（注入口を含む。）に設けられる機器から構成されるものをいう。

(2) 簡易タンクについて

簡易タンク（図 14）については、注入口、通気管及び固定給油設備等がひとつの設備として一体となっている（それぞれが近接している）構造であり、危険物の注入と固定給油設備等の使用を同時に行った場合の危険性が大きいいため、対象外とすることが適切であると考えられる。

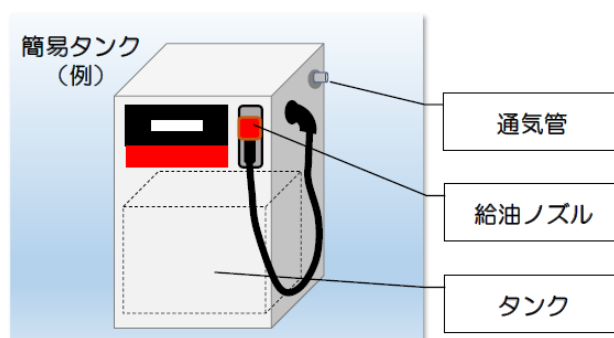


図 14〔簡易タンク（例）〕

(3) その他の安全対策

荷卸し中に固定給油設備等の使用を可能とした場合、給油取扱所の従業員である危険物取扱者にとっては、タンクローリーからの荷卸し作業への立会い（単独荷卸しが可能な給油取扱所を除く。）のほか、危険物取扱者以外の従業員が行う給油作業等の危険物取扱作業の立会い、セルフ方式のガソリンスタンドにおいては顧客が行う給油作業の監視等の対応が必要であることから、いずれの立会いや監視の業務もおろそかにならないように対応の方法を予防規程に定めることが適切であると考えられる。

4.2.5 対応方針

荷卸し中の固定給油設備等の使用については、4.2.4の安全対策を講じたものについて、使用可能とすることを明確化することとする。

4.3 固定給油設備から軽油を車両に固定したタンクへ注入することを認める場合の安全対策

4.3.1 検討の背景

給油取扱所において、軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定されたタンク（容量 4,000 リットル以下のタンク（容量 2,000 リットルを超えるタンクにあつては、その内部を 2,000 リットル以下ごとに仕切ったものに限る。）以下同じ。）に注入するためには、固定注油設備から行うこととされている。しかし、固定注油設備と固定給油設備に構造及び機能の違いはないことから、固定給油設備から軽油をタンクへ注入する場合の安全対策を検討し、基準の合理化を図るものである。

4.3.2 現状の法令等運用の整理

固定給油設備において軽油を一日当たり詰め替えられる量はガソリンと同様に指定数量未満に限り認められるとの見解を示している（表 4）。加えて、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成 21 年 3 月 9 日付け消防危第 35 号）[参考資料 9](#)において、安全対策を講じることにより指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに最大吐出量が毎分 60 リットル以下の固定給油設備から一日当たり指定数量未満の注入であれば認められるとの見解を示している。なお、固定注油設備による軽油の詰替えについて一日に詰め替え、又は注入することができる量に制限はない（表 5）。

4.3.3 詰替え又は注入時に関する事故事例

4.1.4（表 6、表 7）より、2011 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの 10 年間に於いて、固定注油設備等から軽油をタンクへ注入等する場合に火災事故は発生していない。また、流出事故については 11 件発生しており、その主な原因は「その場を離れる」であった。

4.3.4 事故事例を踏まえた安全対策

固定給油設備から軽油を車両に固定したタンクへ注入する場合の安全対策は、静電気火災の防止の観点から固定注油設備の場合と同様に、タンク上部から注入するときには、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けることとすることが適当である。

4.3.5 対応方針

固定給油設備から軽油を車両に固定したタンクへ注入することを認める場合に関しては、4.3.4 に記載の安全対策について明確化することとする。

4.4 尿素水溶液供給機の設定

4.4.1 検討の背景

主に大型トラック（ディーゼル自動車）の排気ガス処理に用いられる尿素水溶液を供給（補充）する設備（尿素水溶液供給機（図 15））の設置については、尿素水溶液供給機を「自動車等の点検・整備を行う設備」に位置付けた上で、基準の特例（危令第 23 条）により固定給油設備が設けられたアイランド上に設置して差し支えないとの見解を「危険物事務に関する執務資料の送付について」（平成 17 年 3 月 31 日付け消防危第 67 号。以下「平成 17 年 67 号通知」という。）[参考資料 10](#) 及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成 23 年 12 月 1 日付け消防危第 273 号。以下「平成 23 年 273 号通知」という。）[参考資料 11](#) に示しているところであるが、その設置が一般的になってきていることから、法令に位置付けてはどうかとの意見が出された。



図 15 〔尿素水溶液供給機（イメージ）〕

4.4.2 現状の法令等運用の整理

現状では、給油取扱所の業務を行うについて必要な設備として、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器を掲げ、各設備について固定給油設備からの離隔距離等の基準を定めている。

尿素水溶液供給機については、これらのうち自動車等の点検・整備を行う設備に該当するものとして平成 17 年 67 号通知 [参考資料 10](#) 及び平成 23 年 273 号通知 [参考資料 11](#) において、危令第 23 条を適用させ、危則で定める固定給油設備からの離隔距離内への設置を認めている。

危険物事務に関する執務資料の送付について

平成 17 年 3 月 31 日付け消防危第 67 号（抜粋）

問 5 給油取扱所において、固定給油設備を設けたアイランド上に尿素水溶液の供給機を設置したい旨の相談があった。当該供給機は、自動車等の点検・整備を行う設備に該当すると考えられるが、固定給油設備からの離隔距離の規定について適合しない場合、政令第 23 条を適用して、設置を認めてさしつかえないか。

答 さしつかえない。

平成 23 年 12 月 1 日付け消防危第 273 号（抜粋）

問 4 政令第 23 条を適用して、当該（尿素水溶液）供給機を固定給油設備からの離隔距離内の場所に設置することを認めて差し支えないか。なお、当該供給機を設置した場合においても、政令第 17 条第 1 項第 21 号の規定を満たしているものである。

答 お見込みのとおり。

※ 枠内の「政令」は本報告書でいう「危令」を指す。

4.4.3 検討の方向性

尿素水溶液供給機の設置基準について、法令上明確化することを目的とし、対象とする給油取扱所の範囲、現状の運用を規定化すること及びリスク対策の法令への位置付けの方向性について検討した。

4.4.4 法令への位置付けの方向性

(1) 対象とする給油取扱所の範囲

自動車への給油を目的とする給油取扱所を対象とし、航空機給油取扱所、船舶給油取扱所、鉄道給油取扱所については、対象としないこととする。

(2) これまでの運用を規定化

尿素水溶液供給機を危令第 17 条第 1 項第 22 号の「給油取扱所の業務を行うについて必要な設備」に位置付ける。

(3) 安全対策

リスク対策として、尿素水溶液供給機のタイプに応じて下記の措置を講じることとする。

ア ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）については、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものを除く。）が可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に入らないよう必要な措置を講じること（図 16）。

イ プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）については、隣接する固定給油設備に対して衝突等しないように固定する措置を講じること（図 17）。

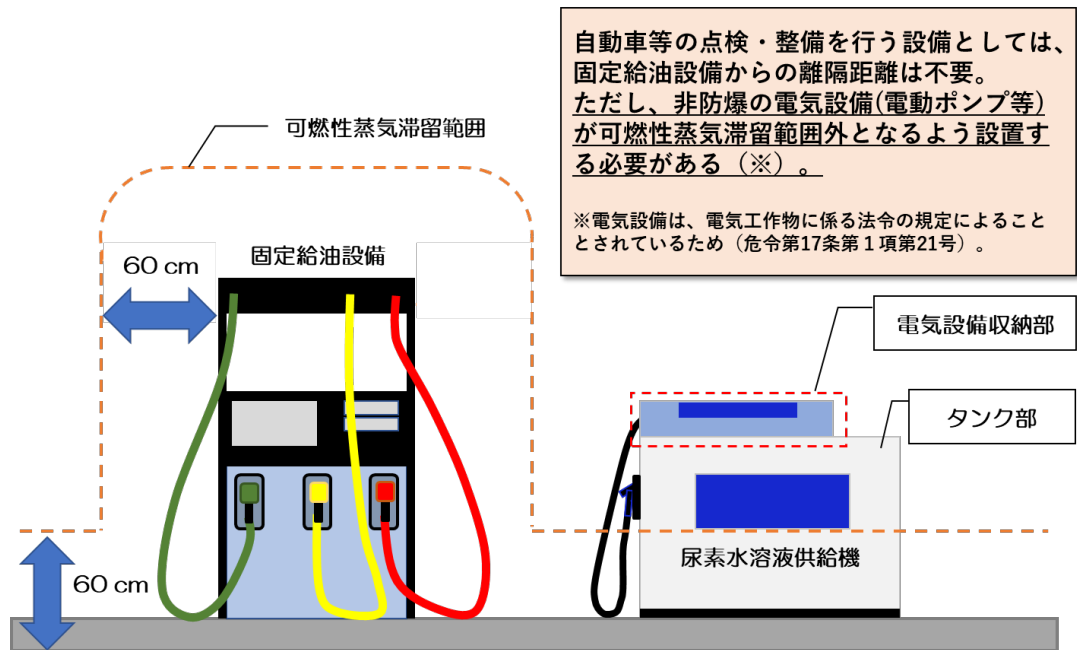


図 16 [尿素水溶液供給機 (電動ポンプにより払い出すタイプ) の設置イメージ]

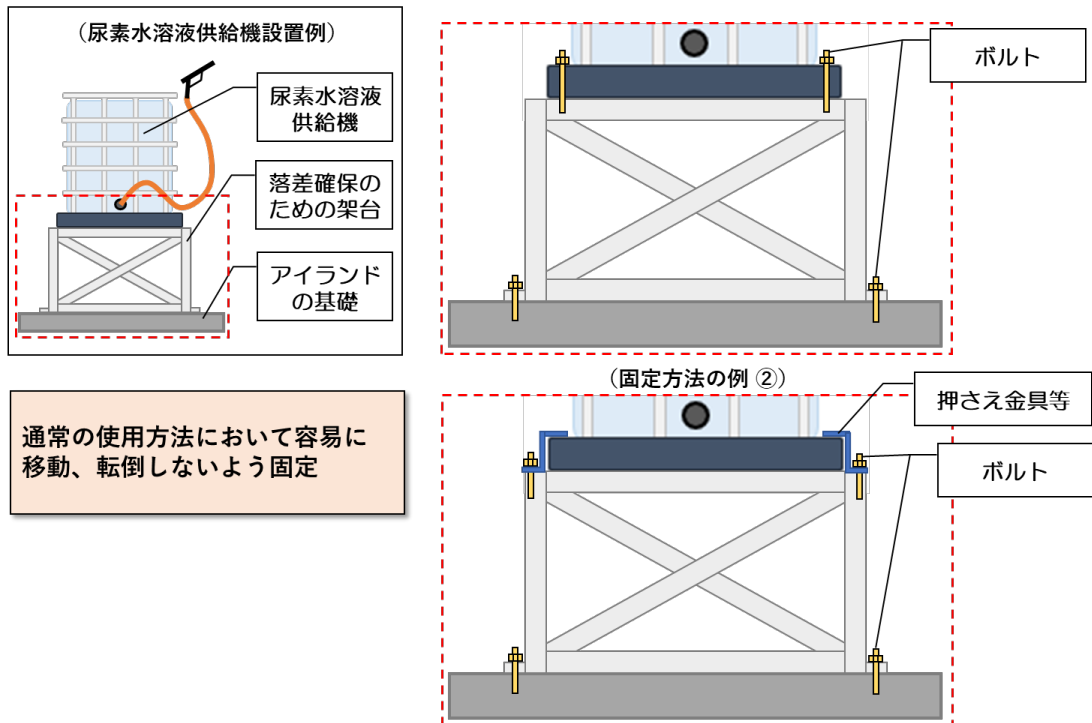


図 17 [尿素水溶液供給機 (重力により払い出すタイプ) の設置イメージ]

4.4.5 対応方針

尿素水溶液供給機について、危令第 17 条第 1 項第 22 号に規定する「給油取扱所の業務を行うについて必要な設備」として 4.4.4 に記載の事項について法令上明確化することが適当である。

4.5 屋内給油取扱所における急速充電設備の設置

4.5.1 検討の背景

ガソリン等の可燃性蒸気が滞留するおそれのある給油取扱所における電気自動車用急速充電設備（図 18）を設置する場合の留意事項については、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（平成 24 年 3 月 16 日付け消防危第 77 号。以下「平成 24 年 77 号通知」という。）[参考資料 12](#) において見解を示しているところであるが、電気自動車の普及等に伴い給油取扱所に急速充電設備を設置する事例が増えていることから、屋内給油取扱所に設置する場合も含めて安全対策について検討した上で、法令に位置付けてはどうかとの意見が出された。

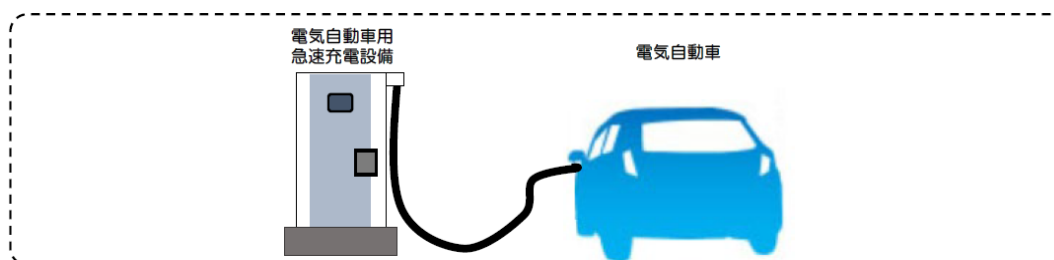


図 18〔電気自動車用急速充電設備（イメージ）〕

4.5.2 現状の法令等運用の整理

急速充電設備は、法令上の電気設備に該当し、安全対策を講じた上で給油取扱所に設置できることとされている。また、急速充電設備を給油取扱所に設置する場合の安全対策については、平成 24 年 77 号通知 [参考資料 12](#) により示されている。

危令

第 9 条第 1 項第 17 号

電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

第 17 条第 1 項第 21 号

電気設備は、第 9 条第 1 項第 17 号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。

4.5.3 検討の方向性

平成 24 年 77 号通知 [参考資料 12](#) において、屋外給油取扱所の場合は、急速充電設備に緊急遮断装置を設ける場合については、通常の業務の中で発生する可燃性蒸気が滞留するおそれがある範囲以外の場所に急速充電設備を設けることができることとしている。また、緊急遮断装置を設けない場合については、通常の業務に加えて漏えい事故時の影響を考慮した範囲以外の場所に急速充電設備を設けることができることとしている（図 19、図 20）。

当該通知では対象としていなかった「一方又は二方のみが開放されている屋内給油取扱所」について安全対策を整理する必要があることから、シミュレーション実験により可燃性蒸気滞留範囲の検証を行う。

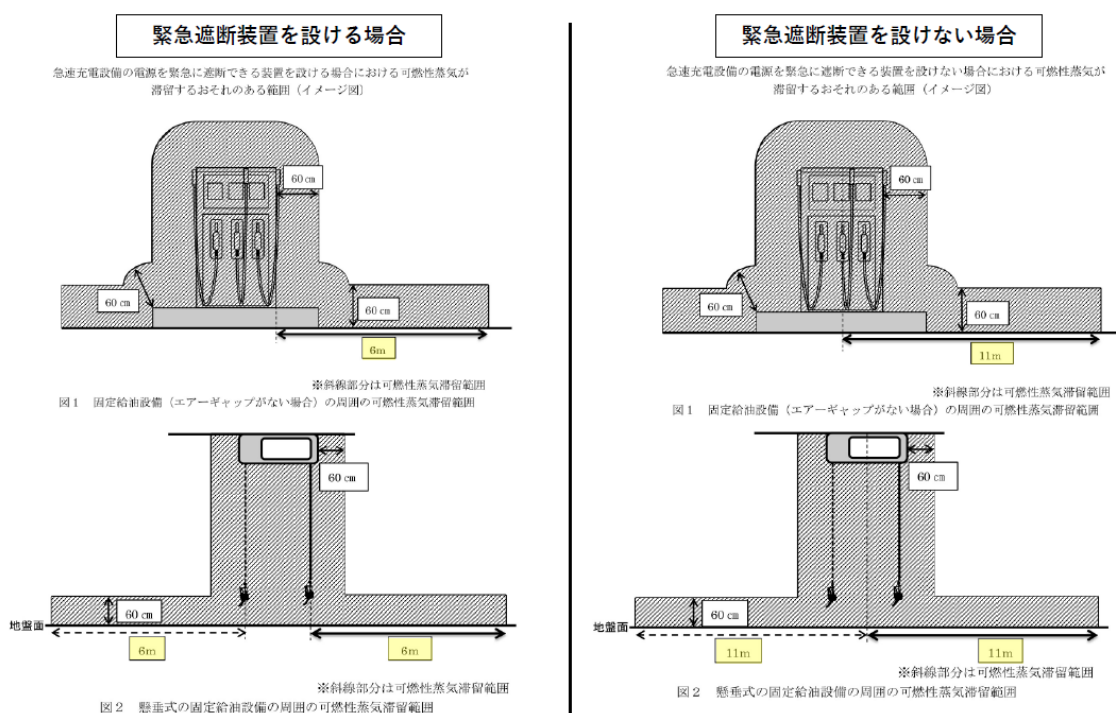


図 19〔固定給油設備の周囲の可燃性蒸気滞留範囲〕（平成 24 年 77 号通知別紙 1 及び 2）

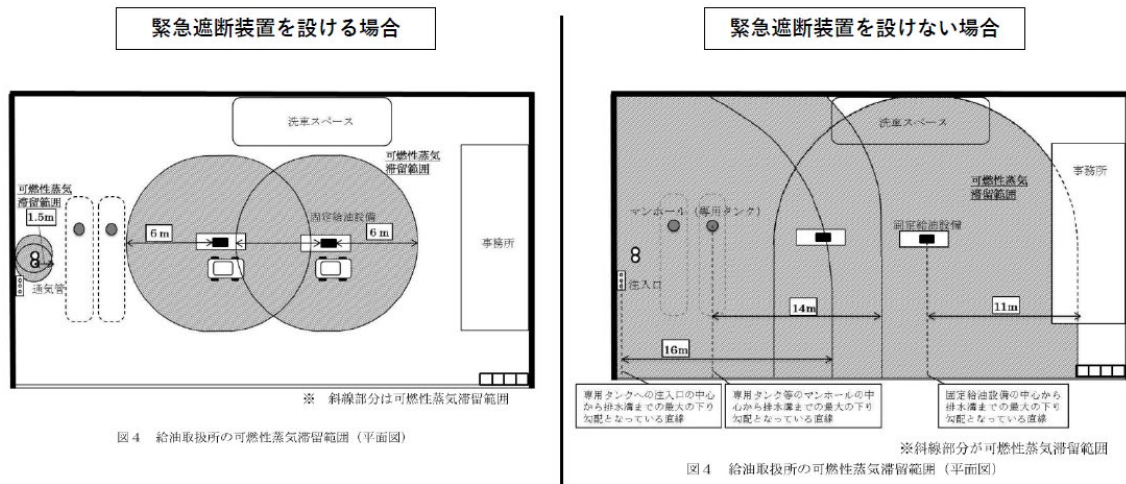


図 20〔給油取扱所の可燃性蒸気滞留範囲（平面図）〕（平成 24 年 77 号通知別紙 1 及び 2）

4.5.4 一方又は二方のみが開放されている屋内給油取扱所に係る検討

屋内給油取扱所に急速充電設備を設ける場合において、急速充電設備に緊急遮断装置を設ける場合は、平成 23 年度の検討（「電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討会（座長：林光一 青山学院大学教授）」）を踏まえ、通常の業務の中で発生する可燃性蒸気が滞留するおそれがある範囲以外の場所に急速充電設備を設けることができるのではないかと考えられることから、緊急遮断装置を設けない場合について、改めて事故時の可燃性蒸気の滞留範囲について検討する必要がある、最も厳しいと考えられる条件の下でシミュレーションすることとした。

(1) 可燃性蒸気滞留範囲のシミュレーション実験（1回目）

ア シミュレーションモデル

シミュレーションは、三方が閉鎖され一方のみが開放された屋内給油取扱所において、開放された一方から風が内部に向けて吹いている状態で、中央の固定給油設備からガソリンが流出したという想定で実施した（図 21）。

シミュレーションモデル

- <形態>
 一方のみが開放されている屋内
 給油取扱所
- <敷地面積>
 $27.2\text{m} \times 29.3\text{m} = 796.96\text{m}^2$
- <事務所等建築物1階床面積>
 $4.5\text{m} \times 22.2\text{m} = 99.9\text{m}^2$
- <敷地面積-事務所面積>
 $796.96\text{m}^2 - 99.9\text{m}^2 = 697.06\text{m}^2$
- <その他>
- 床面の傾斜角度、ガソリンの流出範囲は、平成23年に実施した実験と同じ条件とする。
 - 雰囲気温度：25°C
 - ガソリンの蒸発速度：0.001m/s
- 以下の風速条件時の可燃性蒸気滞留状況を検証する。
- ① 0m/s ② 0.5m/s
 ③ 1m/s ④ 1.5m/s

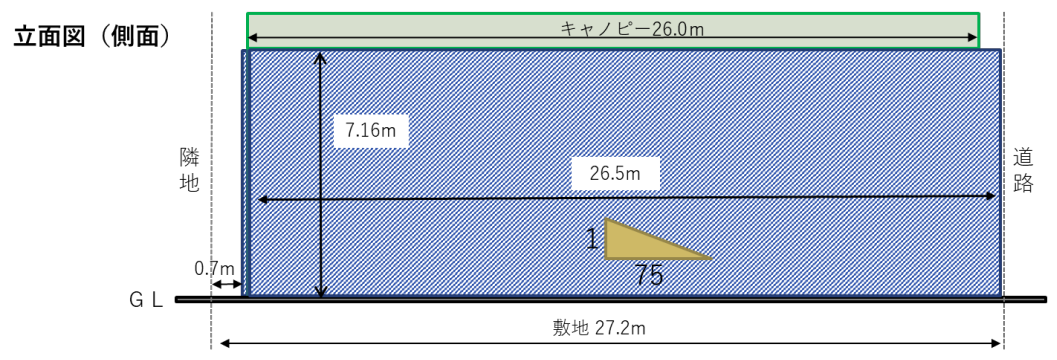
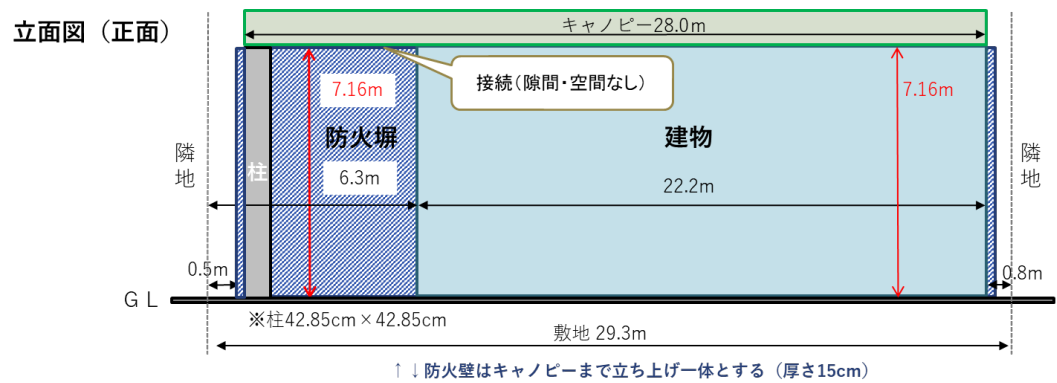
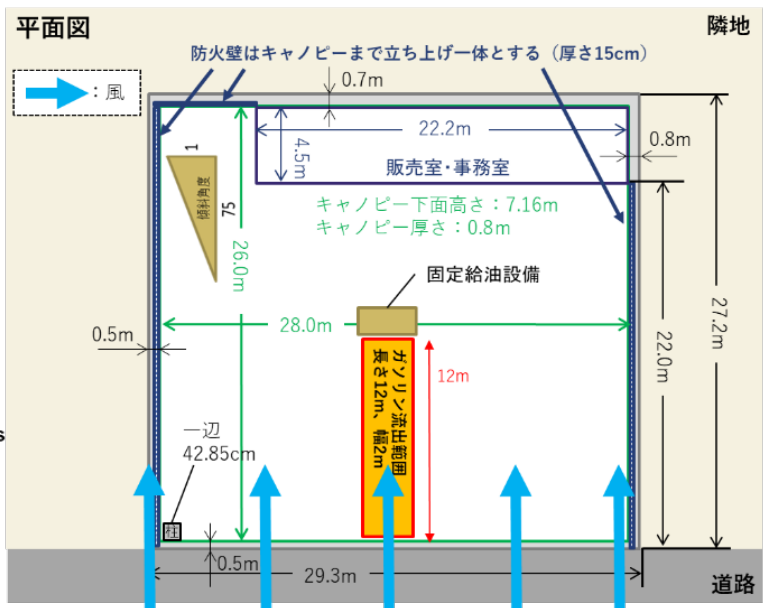


図 21〔シミュレーションモデル（1回目）〕

イ シミュレーション結果

シミュレーションの結果、一方のみが開放され、他に開口部がない屋内給油取扱所では、風速が 0.5m/s、1.0m/s いずれの場合でも給油取扱所内部に発生した乱流の影響により入口付近で風が舞い上がり、内部まで入っていかないことが確認できた。

また、可燃性蒸気は給油取扱所全体に拡散しているものの、LEL※¹の平均高さは最大で 50cm 未満、UEL※²の平均高さは最大でも 20cm 未満であり、これは風速 0m/s の場合とほぼ変わらないものであった (図 22)。

※1 LEL (Lower Explosion Limit) : 爆発下限界。空気と混合した可燃性蒸気が着火によって爆発を起こす最低濃度をいう。(ガソリンの LEL は 1.4vol%)

※2 UEL (Upper Explosion Limit) : 爆発上限界。空気と混合した可燃性蒸気が着火によって爆発を起こす最高濃度をいう。(ガソリンの UEL は 7.6vol%)

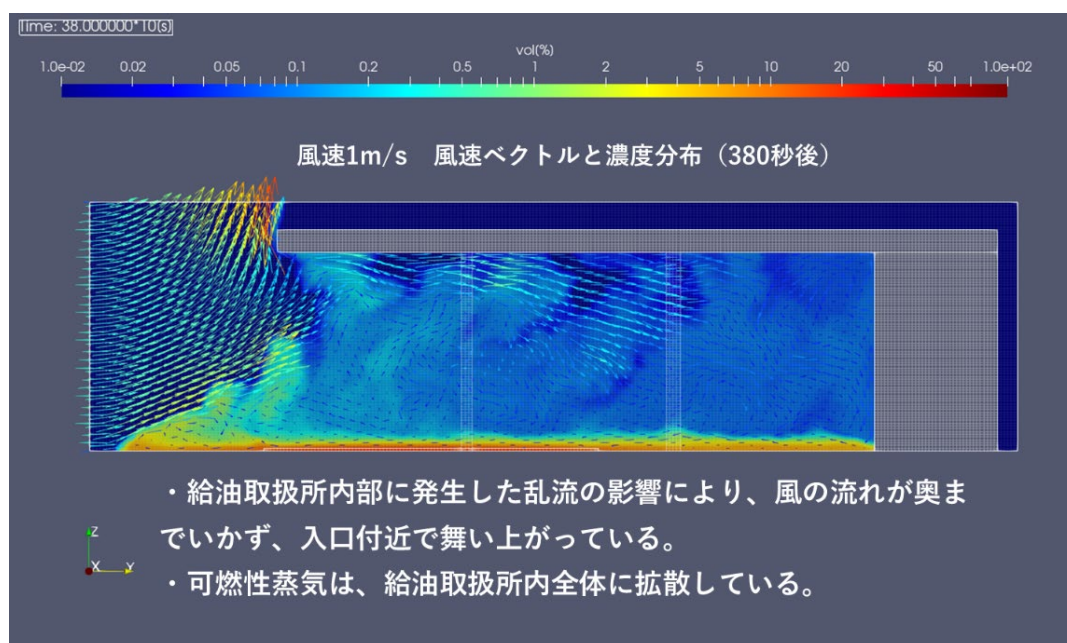


図 22 [風速 1m/s でのシミュレーション結果 (1回目)]

ウ シミュレーション結果を受けた検討

このシミュレーション結果を受け、「ガソリンがもっと揮発しやすい温度条件 (35°C程度) としてはどうか」や「一様な風が吹く想定では風が給油取扱所の中に入らないため、風の条件を変えてはどうか」等の意見が出されたことを踏まえ、雰囲気温度や風等の条件を見直し、再度シミュレーション実験を行うこととした。

(2) 可燃性蒸気滞留範囲のシミュレーション実験 (2回目)

ア 1回目の結果を踏まえ、次のとおり条件を変更し、再度シミュレーション実験を行った (図 23)。

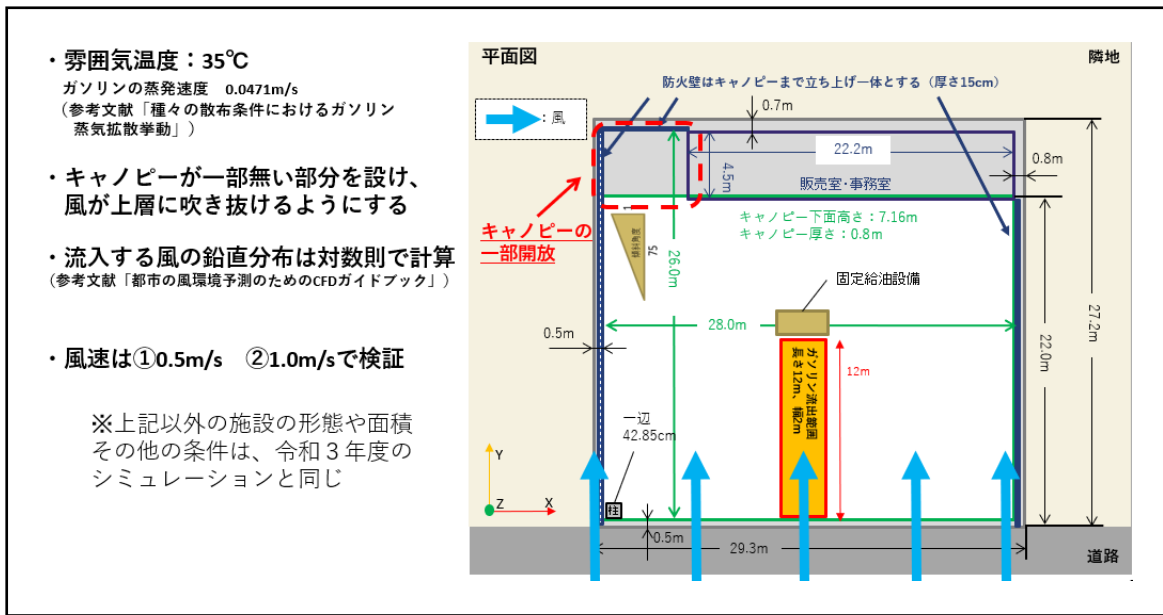


図 23 [シミュレーションモデル (2回目)]

(ア) 雰囲気温度を 25℃から 35℃に変更した。また、雰囲気温度の上昇に合わせてガソリンの蒸発速度も $0.0471\text{m/s}^{\ast 1}$ に変更した。

※1 参考文献「種々の散布条件におけるガソリン蒸気拡散挙動」

(イ) 給油取扱所の形態は 1 回目と同様に一方開放型の屋内給油取扱所とし、風が給油取扱所の中に入り、上層に吹き抜けるようにキャンピールの一部を開放した。

(ウ) 流入する風については、地面との摩擦等を考慮し、鉛直分布を対数則 $\ast 2$ で計算することとした。なお、風速は 0.5 m/s 及び 1.0 m/s で実施した。

※2 参考文献「都市の風環境予測のためのCFDガイドブック」

イ シミュレーション結果

地表面による摩擦の影響を考慮し風を対数則分布とし、キャンピールの一部が開放されていることにより、風が屋内給油取扱所の内部に入り込み、キャンピールの開放されている方向へと流れていくことが確認できた (図 24)。

風がキャンピールの開放部分へ流れていったため、可燃性蒸気は風に運ばれ拡散し、屋内給油取扱所の広い範囲において 50%LEL 以上の可燃性蒸気が確認できた。特に風の通り道となるキャンピールの開放側では、地表面から 50 cm以上の部分においても広範囲で LEL 以上の可燃性蒸気が確認できた。ここでは、可燃性蒸気が最も拡散している状況が確認できた風速 0.5m/s の例を示す (図 25)。

風の流入状況

- ・鉛直断面（キャノピー開口部付近）
- ・300秒後
- ・風速1 m/s

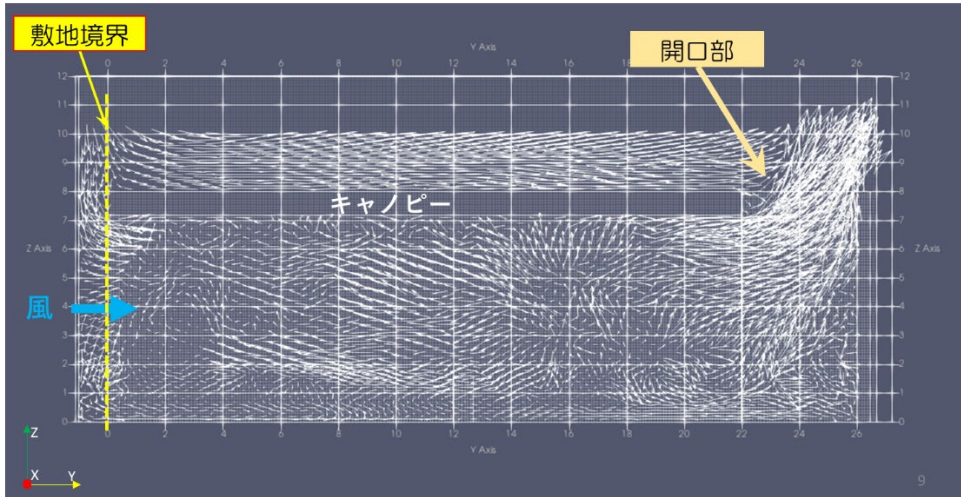


図 24 〔風の流入状況〕

水平断面における濃度分布

- ・風速0.5m/s
- ・地表面から高さ50cm

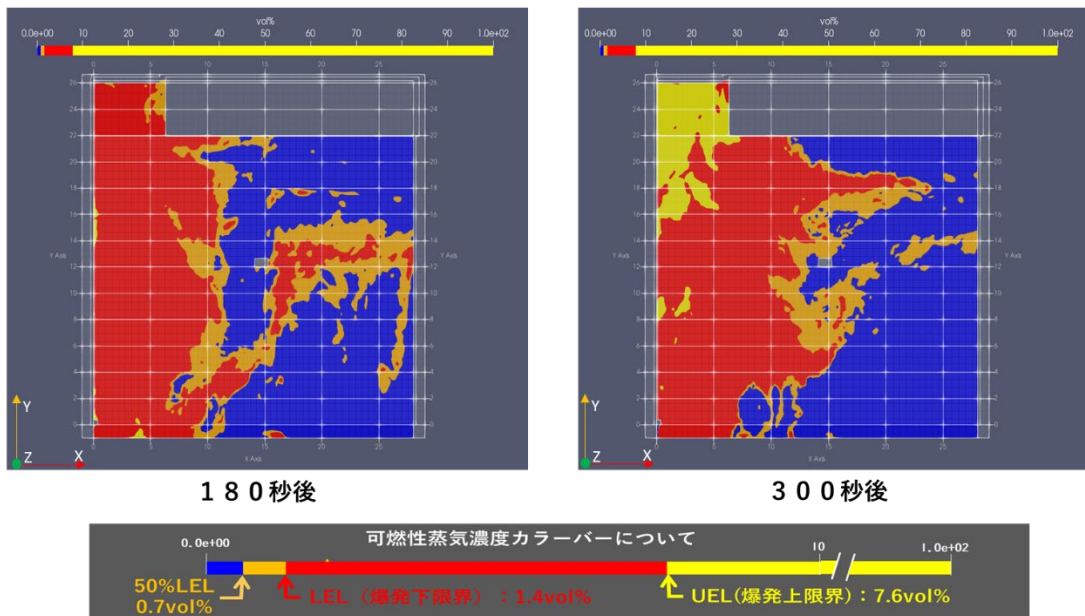


図 25 〔水平断面（地表面から高さ 50cm）における可燃性蒸気濃度分布〕

4.5.5 対応方針

屋内給油取扱所で危険物の漏えい事故が生じた場合（最も厳しいと思われるケース）における可燃性蒸気の滞留範囲をシミュレーションした結果、屋内給油取扱所の敷地全体が可燃性蒸気の滞留範囲となる可能性があることから、急速充電設備には、必ず緊急遮断装置を設けることとすべきである。

また、屋内給油取扱所における急速充電設備の設置場所については、平成 23 年度の調査・検討における可燃性蒸気の拡散実験やシミュレーション結果を踏まえ、通常業務の中で発生する可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲以外の場所とすることが適当である。

4.6 自家用給油取扱所に固定注油設備を設置できることの明確化

4.6.1 検討の背景

自家用給油取扱所に固定注油設備を設置することについては、全国的に運用や見解が異なる状況を受け、統一的な運用が図られるよう明確化することを目的とするものである。

4.6.2 現状の法令等運用の整理

自家用給油取扱所については、危則第 28 条において「給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車又は原動機付自転車に給油する自家用の給油取扱所」とされているが、同条に固定注油設備に関する事項について明確に規定されていないことが現状である。

4.6.3 検討の方向性

自家用給油取扱所における固定注油設備の設置については、全国的に見解が異なる状況であり、このことについて統一的な運用となるよう整理する。

4.6.4 対応方針

自家用でない給油取扱所には、法令上、固定注油設備を設置することが明確に認められており、安全上の観点からも異なる規制とする必要はないことから、自家用給油取扱所においても固定注油設備が設置できることについて明確化することが適当である。

4.7 給油取扱所での「自動車等（水上オートバイや発電機等）」の給油についての明確化

4.7.1 検討の背景

水上オートバイや発電機等へ燃料を給油すること（図 26）については、一定の需要があるものの全国的に運用や見解が異なる状況である。このことから統一的な運用が図られるよう明確化するものである。

4.7.2 現状の法令等運用の整理

給油取扱所は、危令第3条第1号において、給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所（（略）以下「給油取扱所」という。）と定義されている。

これまでの解釈では「自動車等」の中には、航空機、船舶、気動車その他動力源として危険物を消費する「燃料タンク」を内蔵するもの全てが含まれることとされている。

4.7.3 検討の方向性

荷台に載せられた自走しない自動車等などの燃料タンクへの給油行為にあっては全国的に解釈が異なっている。このことについて全国的に統一的な運用が行われるよう、明確化する。

4.7.4 「自動車等」について

4.7.2 によると「自動車等」の中には、航空機、船舶、気動車その他動力源として危険物を消費する「燃料タンク」を内蔵するもの全てが含まれるとされ、自走しているかどうかは「自動車等」の要件として含まれていないことから、水上オートバイや発電機等についても「自動車等」に含まれるとすることが妥当であると考えられる。

4.7.5 対応方針

4.7.4 により給油取扱所では荷台に載せた水上オートバイや発電機等の危険物を消費する「燃料タンク」に給油できることについて明確化する。なお、セルフスタンドにおいては、危険物取扱者である従業員又は危険物取扱者の立ち会いを受けた従業員が行うことが必要である。

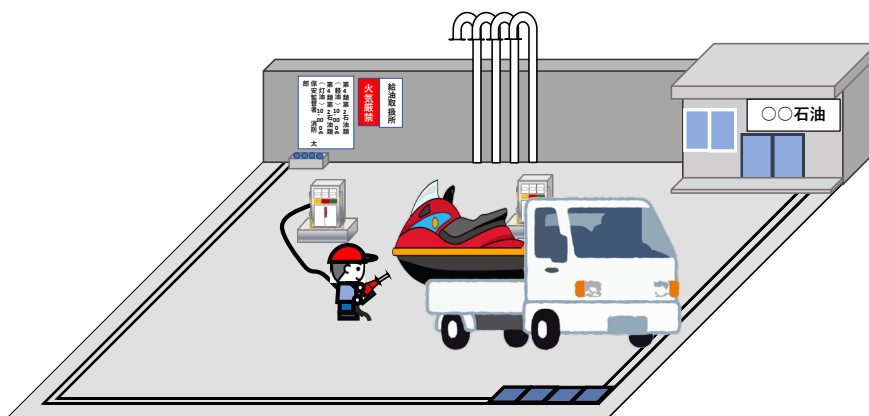


図 26〔自動車等への給油（イメージ）〕

4.8 燃料タンクに危険物を収納した「自動車等」の輸送について、消防法上の運搬とはみなさないことの明確化

4.8.1 検討の背景

燃料タンクに危険物を収納した自動車等（水上オートバイや発電機等）を輸送すること（図 27）については、全国的に運用や見解が異なる状況を受け、統一的な運用が図られるよう明確化するものである。

4.8.2 現状の法令等運用の整理

危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について危令で定める技術上の基準に従ってこれを行わなければならないとされている（法第 16 条）。

これまでの解釈では、「危険物の運搬」とは車両、船舶、航空機、軌道等の輸送機関又は人力により、危険物を一の場所から他の場所へ移すこととされている。

4.8.3 検討の方向性

燃料タンクに危険物を収納した自動車等（水上オートバイ、発電機等）を輸送することについては、危険物の運搬とはみなさないことについて明確化する。

4.8.4 自動車等の輸送について

燃料タンクに危険物を収納した自動車等（水上オートバイ、発電機等）を輸送することについては、危険物を他の場所へ移すことを目的とせず、当該タンクが容器にも該当しないことから、危険物の運搬には該当しないと解釈することが妥当と考えられる。

4.8.5 対応方針

燃料タンクに危険物を収納した自動車等（水上オートバイや発電機等）を輸送することについては、危険物を当該燃料タンクを使用して他の場所へ移すことを目的としていないことから、危険物の運搬には該当しないこととし、その旨を明示する。



図 27〔自動車等の輸送（イメージ）〕

おわりに

本報告書は、検討会の議題にあげられた給油取扱所の業務等のあり方に関する事項について、危険物保安の技術的観点からの提言を取りまとめたものである。本検討会において検討した事項については、円滑に各方策が導入できるよう、法令改正や通知の発出等を行うことが適当である。

消防法令が施行されてから半世紀以上が過ぎ、技術の進歩等に伴い変化していく社会情勢に対応するよう給油取扱所についても変化を求められている。本検討会での検討事項以外でも課題は山積している状況であり、今後また新たな課題が生じた場合は適時適切に検討し、安全性を担保した上で対応していく必要がある。今後も引き続き不断の検討が必要である。

参考資料

- 参考資料 1 給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について
(昭和 62 年 4 月 28 日付け消防危第 38 号)
- 参考資料 2 危険物規制事務に関する執務資料の送付について
(平成 31 年 4 月 19 日付け消防危第 81 号) (問 6)
- 参考資料 3 給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について
(平成 18 年 5 月 10 日付け消防危第 113 号)
- 参考資料 4 危険物規制事務に関する執務資料の送付について
(平成 18 年 9 月 19 日付け消防危第 191 号) (問 6～8)
- 参考資料 5 給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について
(平成 13 年 11 月 21 日付け消防危第 127 号)
- 参考資料 6 給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について
(令和 2 年 3 月 27 日付け消防危第 88 号)
- 参考資料 7 給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について
(令和 3 年 3 月 30 日付け消防危第 50 号)
- 参考資料 8 危険物規制事務に関する執務資料の送付について
(令和元年 8 月 7 日付け消防危第 111 号)
- 参考資料 9 危険物規制事務に関する執務資料の送付について
(平成 21 年 3 月 9 日付け消防危第 35 号)
- 参考資料 10 危険物事務に関する執務資料の送付について
(平成 17 年 3 月 31 日付け消防危第 67 号) (問 5)
- 参考資料 11 危険物規制事務に関する執務資料の送付について
(平成 23 年 12 月 1 日付け消防危第 273 号) (問 4)
- 参考資料 12 給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の
基準の運用について
(平成 24 年 3 月 16 日付け消防危第 77 号)

消防危第38号
昭和62年4月28日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和62年政令第86号。以下「改正令」という。）が昭和62年3月31日に、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（昭和62年自治省令第16号。以下「改正規則」という。）が昭和62年4月20日にそれぞれ公布され、ともに昭和62年5月1日から施行されることとなった。

今回の改正においては、給油取扱所について、その定義、位置、構造及び設備の技術上の基準、取扱いの技術上の基準並びに予防規程に関する事項に関し大幅な改正が行われたところであり、これらの改正に係る事項について、下記のとおりその運用上の指針を定めることとしたので、今後は、給油取扱所の許可等に際しては、これにより運用されるようお願いする。

なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

第1 総括的事項

給油取扱所に関する今回の危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）の改正は、最近における火災及び事故の状況、防災に関する技術の向上その他社会経済情勢の変化等にかんがみ、所要の安全対策を講じつつ、給油取扱所における業務範囲の拡大を図ることを主たる内容としているものであるが、これらの改正に伴い、給油取扱所においては、従来以上に人の出入が増加するものと考えられるので、次の事項に留意のうえ、一層の安全対策の徹底を図られたいこと。

- 1 今回の改正により、給油取扱所に出入する人の把握、誘導等に関し、危険物取扱者等の従業員の役割が従来以上に重要になることにかんがみ、危険物取扱者については、法定講習の受講の徹底を図るとともに、給油取扱所の従業員を消防本部、地区危険物安全協会等が主催する研修会に参加させる等、安全教育の強化を図られるよう指導すること。
- 2 給油取扱所の地下タンク及び地下埋設配管の定期点検については、「地下タンク及び地下埋設配管の定期点検の指導方針について」（昭和62年3月31日付け消防危第23号消防庁危険物規制課長通知）により、その適正かつ確実な実施を図ること。

- 3 給油取扱所において、今回の改正の範囲を超えるような業務を行っている等、技術上の基準等に違反していると認められる場合には、所定の手続きにより適切な違反処理を行うとともに、特異な又は悪質な事例については当庁に報告されたいこと。

第2 給油取扱所の定義に関する事項

給油取扱所の定義として、固定した給油設備によつて自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所に加えて、当該取扱所において併せて灯油を容器に詰め替えるため固定した注油設備によつて危険物を取り扱う取扱所を含むものとされた（令第3条第1号）が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

1 給油取扱所の取扱最大数量

今回の改正により、給油取扱所は危険物の給油及び灯油の詰替えの両方を目的とする取扱所を含むこととなるが、給油取扱所における取扱最大数量は、専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクの容量の合計により算定してさしつかえないものであること。

なお、給油取扱所における危険物の給油及び灯油の詰替え以外の危険物の貯蔵又は取扱いについては、従来どおり、貯蔵所又は取扱所の区分に応じた貯蔵又は取扱いごとにそれぞれ指定数量未満である場合に限り認められるものであること。例えば、給油取扱所において、1日に指定数量以上の危険物を容器入りのままで販売した場合には消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第1項違反を構成するものであること。ただし、廃油タンクから指定数量以上の廃油の抜き取りを行うこと及び灯油用固定注油設備から指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク車（十分な安全対策が確保されていると認められる場合については、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所）に詰替えを行うことは支障がないものとして取り扱うこと。

また、給油取扱所においては、このような趣旨にかんがみ、容器内にある危険物（灯油を含む。）の数量の合計を常時指定数量未満とするとともに、令第17条第1項第15号に規定する給油取扱所の業務を行うために必要な設備（以下「附随設備」という。）等に収納されている危険物の数量の合計（専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンク並びに固定給油設備及び灯油用固定注油設備内にある危険物並びに容器内にある危険物以外の危険物の数量の合計）を常時指定数量未満とする必要があるものであり、規則第25条の5第3項の規定は、この趣旨を確認するものであることに留意されたいこと。

2 従来の灯油専用一般取扱所の取扱い

この政令の施行の際、現に改正前の令第3条第1号の給油取扱所として許可を受けている取扱所（以下「既設の給油取扱所」という。）が、「灯油専用の一般取扱所の規制に関する運用基準について」（昭和39年3月4日付け自消丙予発第16号消防庁予防課長通知）により同条第4号の一般取扱所として許可を受けている取扱所に接している場合において、改正後の令第3条第1号の規定に該当することとなるものは、同条の給油取扱所として許可を受けたものとみなすこととされていること。（改正令附則第2項前段）したがって、従来の灯油専用の一般取扱所として許可を受けている

部分については、変更許可を要する変更工事等を行わない限り、今回の改正に伴う特段の手続きは要しないものであること。

なお、給油取扱所においては、灯油用固定注油設備に接続するタンクは、専用タンク以外認められないこととなるものである（令第17条第1項第5号）が、既設の給油取扱所に接する灯油専用の一般取扱所について灯油用固定注油設備に接続するタンクとして簡易タンクが用いられている場合には、当該一般取扱所を給油取扱所に含むこととしたうえで簡易タンクの使用を認めてさしつかえないものであること。（改正令附則第2項後段）また、既設の給油取扱所に接する灯油専用の一般取扱所について灯油の保有を油庫において行っている場合（油庫内に灯油用固定注油設備を設ける場合を除く。）には、現に設置されているものに限り、第6の（3）により廃止される従来の例により、一般取扱所として令第23条の規定を適用して処理するものとする。これらの場合においては、給油取扱所の位置、構造又は設備の変更に際し、あわせて簡易タンク又は油庫による灯油の保有から専用タンクによる灯油の保有に切り替えるよう指導すること。

第3 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

1 専用タンク及び廃油タンク等

今回の改正により、固定給油設備に接続する専用タンクのほかに、灯油用固定注油設備に接続する専用タンク並びに廃油タンク等を地盤面下に埋没して設けることができることとされるとともに、専用タンクの容量の上限が10000リットルから30000リットルに引き上げられ、廃油タンク等の容量の上限が10000リットルとされた（令第17条第1項第5号）が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

- (1) 容量が10000リットルを超え30000リットル以下の専用タンクを地盤面下に埋没して設ける場合は、令第13条第1号本文の規定により、タンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造とすること。（令第17条第1項第6号）この場合において、危険物の漏れを防止することができる構造とは、次のすべてに適合する構造であること。（規則第23条）
 - ア 当該タンクの上方については厚さ15センチメートル以上、側方及び下方については厚さ30センチメートル以上の適当な防水の措置を講じたコンクリートで被覆すること。
 - イ 当該タンクの外面が規則第24条に定める方法で保護されていること。
 - ウ 当該タンクがその水平投影の縦及び横よりそれぞれ60センチメートル以上大きく、かつ、厚さ30センチメートル以上の鉄筋コンクリートのふたでおおわれていること。
 - エ ふたにかかる重量が直接当該タンクにかからない構造であること。
 - オ 当該タンクが堅固な基礎の上に固定されていること。
- (2) 廃油タンク等は、専用タンクと同様、その位置、構造及び設備は地下貯蔵タンクの例によるものであること。（令第17条第1項第6号）
- (3) 廃油タンク等とは、廃油タンク及び給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自

家発電設備等に直接接続するタンクをいうものであること。(規則第25条)

(4) 給湯用ボイラー又は冷暖房用ボイラーへの灯油の供給は、専用タンクから行うことができるものであること。

2 固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造

固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造が定められた(令第17条第1項第7号及び規則第25条の2)が、これらの規定の運用については別途通知する予定であること。

なお、既設の給油取扱所のうちこの基準に適合しないものについては、従前の例によるものであること。(改正規則附則第2項)

3 固定給油設備及び灯油用固定注油設備の表示

固定給油設備及び灯油用固定注油設備には、次の表示をするものとされたこと。(令第17条第1項第7号の2及び規則第25条の3)

ア 給油管又は注油管の直近の位置に表示すること。直近の位置とは、固定給油設備若しくは灯油用固定注油設備の本体(懸垂式のものにあつては、給油ホース設備の本体ケース)又は給油管若しくは注油管自体(ノズルの部分又はノズル直近の部分)をいうものであること。

イ 取り扱う危険物の品目を表示すること。品目とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名によることもさしつかえないものであること。

4 灯油用固定注油設備の離隔距離

今回の改正により、灯油用固定注油設備の離隔距離は、固定給油設備及び敷地境界線からの離隔距離を除き、固定給油設備の離隔距離に準じて設けることとされた(令第17条第1項第8号の2)が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

(1) 灯油用固定注油設備は、空地(令第17条第1項第1号に規定する間口10メートル以上、奥行6メートル以上の空地をいう。以下同じ。)外の場所に設けるとともに、固定給油設備及び道路境界線から4メートル以上、建築物の壁から2メートル以上(建築物の開口部のない壁からは1メートル以上)、敷地境界線から1メートル以上の間隔を保つこと。

なお、2以上の固定給油設備相互間又は灯油用固定注油設備相互間の離隔規制はないものであること。

(2) 離隔距離は、灯油用固定注油設備の中心点までの距離とすること。ただし、懸垂式のものうち注油管の取付部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とすること。

(3) 既設の給油取扱所のうちこの基準に適合しないものについては、従前の例によるものであること。(改正令附則第2項後段)

5 建築物の用途及び面積

今回の改正により、給油取扱所には、給油又はこれに附帯する業務のための用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けないこととされ、このうち、係員以外の者が出入する建築物の部分の床面積の合計は、避難又は防火上支障がないと認められる面積以下としなければならないものとされた(令第17条第1項第9号)が、

この改正については、次の事項に留意されたいこと。

- (1) 給油又はこれに附帯する業務のための用途は、①給油取扱所の業務を行うための事務所 ②給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場 ③自動車等の点検・整備を行う作業場 ④自動車等の洗浄を行う作業場 ⑤給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所とされた（規則第25条の4第1項）が、この取扱いについては、次によること。

ア ①から⑤までに掲げる用途以外の用途、例えば、①又は⑤の事務所以外の事務所、長距離トラック運転手用の簡易宿泊所、給油取扱所の従業員の寄宿舍等の用途は認められないものであること。

イ ①から⑤までに掲げる用途に供する建築物の部分には、それぞれの用途に機能的に従属する部分（例えば、廊下、洗面所、倉庫、会議室、更衣室、休憩室、応接室等）を含むものであること。

ウ ②の店舗、飲食店又は展示場は、給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とするものであり、キャバレー、ナイトクラブ、ぱちんこ店、ゲームセンター等風俗営業に係るもの、理容室、美容室等は、主としてこれらの者以外の者を対象とすることが明らかであるので、②の用途からは除かれるものであること。また、②の用途に供する部分においては、物品の販売若しくは展示又は飲食物の提供だけでなく、物品の貸付けのほか行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、従来行ってきたような制限はなくなるものであること。

なお、②の用途に供する部分であると認められる限り、②の用途が対象として想定している者以外の者がこの部分にたまたま出入することは、さしつかえないものであること。

エ ⑤の用途に供する部分については、他の用途に供する部分との間に水平・垂直遮断を設けるとともに、出入口は、給油取扱所の敷地外から出入できる位置に設けること。

オ 今回の改正により、給油取扱所には建築物以外の工作物、例えば立体駐車場、ラック式ドラム缶置き場、大規模な広告物等の設置は認められないものであること。

- (2) (1)の①、②及び③の用途に係る部分の床面積の合計は、300平方メートル以下としなければならないものとされた（規則第25条の4第2項）が、この取扱いについては、次によること。

ア 床面積の算定については、(1)のイ及びエによる結果、原則として、建築物の延べ面積から水平・垂直遮断された部分及び自動車等の洗浄を行う作業場の部分の床面積の合計を差し引いた面積となるものであること。

なお、建築物内に設置する給油取扱所に係る床面積の算定については、(1)の①、②及び③の用途に係る部分に相当すると認められる部分（壁に

よつて区画されている部分に限る。)の床面積の合計とするものであること。
この場合において、第3の4の灯油用固定注油設備の離隔距離、第3の7の
附随設備、第4の1の駐車等の場所、第4の2の物品の販売等の業務の場所
等の規制に際しては、床面積の算定に加えられた部分を建築物の部分として
取り扱うことに留意されたいこと。

イ 建築物の配置、出入口の位置等については、上記の面積制限に適合する限
り、火災予防上明らかに危険であると認められる事例について消防機関が所
要の指導を行う場合を除き、特に制限はないものであること。

ウ 既設の給油取扱所に設ける建築物のうち、(1)の①、②及び③の用途に
係る部分の床面積の合計が300平方メートルを超えているものについて
は、昭和62年4月30日におけるこれらの用途に係る部分の床面積の合計
を超えて増改築等を行つてはならないものであること。(改正規則附則第3
項)

(3) 灯油用固定注油設備が設けられている油庫は、(1)の①から⑤までに該当
しないものであるが、現に設置されているものに限り、令第23条を適用して
設置を認めるものとする。したがつて、当該油庫は、(2)の面積制限の
対象に含まれないものであること。

6 建築物の構造

給油取扱所に設ける建築物のうち自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の
洗浄を行う作業場に係る部分に設ける自動車等の出入口には、甲種防火戸又は乙種防
火戸を設けなくてもさしつかえないものであること。(令第17条第1項第10号)
また、給油取扱所に設ける建築物のうち事務所その他火気を使用するものは、自動車
等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場に係る部分を除き、次
のすべてに適合する構造とすることとされたこと。(令第17条第1項第12号及び
規則第25条の4第4項)

ア 出入口は、随時開けることができる自動閉鎖のものとする。

イ 犬走り又は出入口の敷居の高さは、15センチメートル以上であること。

なお、既設の給油取扱所のうちこの基準に適合しないものについては、従前の例に
よるものであること。

(改正規則附則第2項)

7 附随設備

給油取扱所に設ける設備のうち、附随設備は、従来どおり個別に定められている位置、
構造又は設備の基準に基づき設けるものである(令第17条第1項第15号)が、次の
事項に留意されたいこと。

(1) 附随設備とは、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設
備及び混合燃料油調合器をいうものであること。(規則第25条の5第1項)

(2) 自動車等の洗浄を行う設備とは、蒸気洗浄機及び洗車機をいうものであり、
従来の蒸気洗浄機に加えて門型洗車機、箱型洗車機その他の洗車機が附随設備
に含まれることとされたこと。

自動車等の洗浄を行う設備のうち、蒸気洗浄機は、その位置について固定給

油設備から蒸気洗浄機の囲いが4メートル以上離れた場所に設けることとされたほかは従来どおりの取扱いであること。また、洗車機は、建築物の内部に設ける場合を除き、その位置について固定給油設備から4メートル以上、かつ、道路境界線から2メートル以上離れた場所に設けることとされたこと。(門型洗車機については、可動範囲までの距離とすること。)(規則第25条の5第2項第1号)このほか、自動車等の洗浄を行う設備については、危険物保安監督者、危険物取扱者等が十分に管理することができる範囲で設けるよう指導すること。

なお、既設の給油取扱所のうちこの基準に適合しないものについては、従前の例によるものであること。

(改正規則附則第2項)

- (3) 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト(油圧式・電動式)、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであり、従来のオートリフトに加えてこれらの設備が附随設備に含まれることとなるものであること。

自動車等の点検・整備を行う設備は、建築物の内部に設ける場合を除き、その位置について固定給油設備から4メートル以上、かつ、道路境界線から2メートル以上離れた場所に設けることとされたこと。(規則第25条の5第2項第2号イ)

なお、既設の給油取扱所のうちこの基準に適合しないものについては、従前の例によるものであること。

(改正規則附則第2項)

また、自動車等の点検・整備を行う設備のうち、油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を取り扱う設備は、前述の基準に加え、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすることとされた(規則第25条の5第2項第2号ロ)が、この取扱いについては、次によること。

ア 危険物を取り扱う設備のうち、危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けるよう指導すること。

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超えるもの	2.0ミリメートル以上

イ 危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

ウ ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。

(4) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける設備の電気設備（例えば、電動式オートリフト等の地盤面又は床面からの高さ60センチメートル以下の部分の電気設備）は、防爆構造とすること。

(5) 附随設備は、空地外の場所に設けること。

8 附随設備以外の設備

今回の改正により、給油取扱所に設ける附随設備以外の設備については、給油に支障がないと認められる範囲に限り設けてもさしつかえないものとされた（令第17条第1項第16号）が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

(1) 給油に支障がある設備とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招来しかねないような設備をいうものであり、これに該当するかどうかの判断はもつぱら火災予防上の観点からのみ行われるものであること。

例えば、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障がないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限のPOS用カードリーダー等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けることもさしつかえないものであること。また、樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けてさしつかえないものであること。

(2) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける設備の電気設備は、防爆構造とすること。

(3) このほか、厨房設備等の火気を使用する設備については、火災予防条例の関係部分の例によるものであること。

第4 貯蔵又は取扱いの基準に関する事項

1 駐車等の場所

今回の改正により、自動車等に給油するときは、固定給油設備から4メートル以内の部分（建築物内の部分を除く。）において、移動貯蔵タンクから専用タンクに危険物を注入するときは、専用タンクの注入口から3メートル以内の部分及び専用タンクの通気管の先端から水平距離1.5メートル以内の部分において、他の自動車等が駐車することを禁ずるとともに、自動車等の点検・整備又は洗浄を行わないこととされた（令第27条第6項第1号ト及び規則第40条の3の2）が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

(1) 駐車とは、自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所の敷地外にあつて直ちに運転することができない状態にあることをいい、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所の敷地内にあり係員の誘導等により直ちに運転することができる場合を含まないものであること。また、あらかじめ

め固定給油設備から4メートル以内の部分、専用タンクの注入口から3メートル以内の部分及び専用タンクの通気管から1.5メートル以内の部分以外の部分に白線等で明瞭に区画された駐停車スペースを設け、自動車等の駐車又は停車の際には給油のための一時的な停車を除き当該駐停車スペース以外の場所を使用しないよう指導すること。

(2) 自動車等の点検・整備又は洗浄には、クイックサービス（蒸気洗浄機、洗車機、自動車等の点検・整備を行う設備、小型の測定器類等を用いることなく提供される自動車等に関する軽易な役務をいう。）を含まないものであること。

(3) このほか、自動車等の点検・整備については、みだりに火気を使用しないこと（令第24条第2号）とされていること等を踏まえ、次によるものとする。

ア スパークプラグテスターによる点検は、建築物内で、かつ、床面から60センチメートル以上の高さの位置で行うものとする。

イ バッテリー充電は、充電の際の端子接続位置が、建築物内の床面又は空地の舗装面から60センチメートル以上の高さとなる位置において行うものとする。

ウ このほか、火気を使用する方法又は火花を発生おそれがある方法により自動車等の点検・整備を行う場合については、建築物内で、かつ、可燃性蒸気の流入しない構造の区画した部分において行うものとする。

エ オイルフィルター等の部品の洗浄は、軽油等の揮発性の少ない洗浄油を用いて行うものとする。

オ 可燃性蒸気を発生おそれがある方法により自動車等の点検・整備を行う場合については、十分な換気を行うものとする。

(4) なお、既設の給油取扱所のうち固定給油設備から4メートル以内の部分に蒸気洗浄機、洗車機又は自動車等の点検・整備を行う設備を有するものについて、当該設備を用いて自動車等の点検・整備又は洗浄を行う場合は、当分の間、規則第40条の3の2第1号の規定は適用しないものとする。

2 物品の販売等の業務の場所

物品の販売等の第3の5（1）②の店舗、飲食店又は展示場の用途に係る業務は、次の場合を除き、建築物外の場所及び建築物内の2階以上の場所で行わないこととされたこと。（令第27条第6項第1号リ及び規則第40条の3の3）

ア 容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の2階においてこれらの業務を行う場合。容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物とは、建築物の2階から建築物外の場所を通ることなく安全に給油取扱所の敷地外へ避難することができる構造等を有する建築物をいうものであること。

イ 建築物の周囲に設ける犬走りのうち出入口の近傍の部分においてタイヤ等の物品を展示する場合

3 係員以外の者の出入

給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずることとされたこと。（令第27条第6項第1号ヌ）係員以外の者を出入させ

ないための必要な措置とは、給油の営業時間外に、給油取扱所の道路境界線にロープ、チェーン等を展張するほか、店舗における物品の販売、コイン洗車機による自動車等の洗浄等の係員以外の者が出入すると認められる業務を行わないことをいうものであること。

第5 予防規程に関する事項

今回の改正により、給油取扱所（航空機給油取扱所、自家用給油取扱所及び船舶給油取扱所を除く。）においては、予防規程を定めることとされた（令第37条及び規則第61条）が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

- (1) 給油取扱所の予防規程に定めるべき事項は、別添のとおりであること。
- (2) 給油取扱所における危険物の保安の監督をする者の職務を代行する者（規則第60条の2第1項第2号）については、昭和65年4月30日までの間、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者がいない場合には丙種危険物取扱者をもって充てることができるものとする。

第6 その他に関する事項

- (1) 給油取扱所において、その従業員のうち、危険物取扱者の氏名を建築物内の適当な場所に掲示するよう指導すること。
- (2) 既設の給油取扱所において、従前の例によるものとされている基準に係る設備の取替え等が行われた場合には、新しい基準に適合させるなどの所要の安全対策を講ずるよう指導すること。
- (3) 灯油専用の一般取扱所の規制に関する運用基準について（昭和39年3月4日付け自消丙予発第16号消防庁予防課長通知）、灯油専用の一般取扱所の規制に関する運用基準の細則について（昭和39年7月23日付け自消丙予発第70号消防庁予防課長通知）及び給油取扱所の業務範囲等について（昭和42年11月2日付け自消丙予発第92号消防庁予防課長通知）は、廃止する。

別添

給油取扱所の予防規程に定めるべき事項

項 目	規 定 す べ き 事 項
1 総括的な事項	(1) 目的としては、消防法第14条の2の規定に基づき、火災その他の災害を防止することとする。 (2) 適用範囲は、給油取扱所の全域とする。 (3) 遵守義務は、給油取扱所の従業員に課するものとする。 (4) 出入者に対し必要に応じて、従業員が予防規程の内容を告知する義務を定める。 (5) 規程の改正は、危険物取扱者等の意見を尊重して火災予防上支障のないようにするとともに、変更の認可を要することにつ

	いて定める。
2 保安の役割分担	<p>(1) 保安管理を行う者として、所長、危険物保安監督者の氏名を定める。</p> <p>(2) 保安監督者の不在時における当該職務の代行者について定める。</p> <p>(3) 所長、危険物保安監督者、危険物取扱者及びその他の従業員の保安に係る職務について定める。</p> <p>(4) 危険物取扱者の氏名等の表示について定める。</p>
3 貯蔵及び取扱基準等	<p>(1) 危険物取扱作業時における貯蔵及び取扱基準の遵守義務を定め、この基準としては、消防法令に定めるところによるが、特に次の事項について定める。</p> <p>① 無資格者が危険物を取り扱う場合における危険物取扱者の立会い義務</p> <p>② 給油、注油時における油種の確認</p> <p>③ ローリーからの危険物受入作業時における危険物取扱者の立会い義務と品目の確認及び受け入れタンクの残量の確認</p> <p>④ みだりな火気及び火花等を発生させる機械器具の使用の禁止</p> <p>⑤ 危険物の積みおろし時及び給油時等における自動車等のエンジン停止の確認</p> <p>⑥ 灯油の小分け時における容器の消防法令基準適合の確認及び注入済み容器の放置の禁止</p> <p>⑦ その他当該給油取扱所の形態等に応じ、必要な事項</p> <p>(2) 当該給油取扱所において給油又は注油以外の業務を行う場合においては、給油又は注油業務に支障を与えないよう細心の注意を払うことを定め、特に留意しなければならない事項として次の事項を定める。</p> <p>① 給油又はこれに附随する注油、自動車の点検・整備若しくは洗車と関係のない者をもつばら対象とする業務を行わないこと</p> <p>② 給油業務を行っていないときの係員以外の者の出入禁止措置の実施</p> <p>③ 所内にいる客等の状況に応じた十分な係員の配置及びこれによる整理、誘導の実施</p> <p>④ その他当該給油取扱所において行う給油及び注油以外の業務の内容に応じ、必要な事項</p> <p>(3) 給油取扱所内の駐車については、給油のための一時的な停止を除き、消防法令上駐車禁止とされる場所以外の場所であらか</p>

じめ明示された場所において行わせることとする。

- 4 点 検
- (1) 点検については、次のように定める。
 - ① 毎日、定期、臨時に行うべき点検項目及び点検実施者の指定
 - ② 点検実施者が異常を発見した場合における使用禁止等の表示等の処置を行う義務及び所長への報告義務
 - ③ 点検記録簿への記入義務と保存義務
 - (2) 改修、補修工事については、工事内容に応じた手続きを行い、安全対策を講じた後に実施するものとする。
- 5 事故及び火災時の措置
- (1) 災害時の即応体制を備えておくため、自衛消防隊を編成すること及び消防隊長、隊員の責務を定める。(規模に応じ、その役割分担を定める。)
 - (2) 事故時の措置及び消火活動等については、次のように定める。
 - ① 火災の発生又は危険物の流出等を覚知した者の報告義務とこの場合における消防隊長の指揮下での客等の避難誘導及び応急措置の実施
 - ② 危険物が給油取扱所外へ流出した場合又は可燃性蒸気が拡散するおそれがある場合における周辺地域の住民及び通行者等に対する火気使用の禁止等の協力要請及びこの場合における流出防止、回収等応急措置の実施
 - ③ 火災発生時又は危険物の流出等の事故が発生した場合における消防機関への通報
 - (3) 地震発生時の措置については、危険物取扱作業の中止、安全確認のための点検の実施等について定める。
(地震防災対策強化地域として指定された地域にある給油取扱所においては、警戒宣言が発令された場合における客等への伝達及び避難について定める。)
- 6 教育及び訓練
- (1) 保安教育としては、その対象者、実施時期及び内容等について定める。
 - (2) 訓練としては、その内容及び実施時期等について定める。

(備考) 2保安の役割分担(1)に関し、いつたん認可を受けた所長又は危険物保安監督者が変わる場合においては、変更の認可の申請は必要とせず、届出をすることをもって足りるものとする。それ以降においても同様とする。

消 防 危 第 81 号
平成 31 年 4 月 19 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

なお、法令名について次のとおり略称を用いましたので御承知願います。

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）・・・・・・・・・・・・・・・・政令

危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）・・・・・・・・・・・・・・・・規則

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）・・告示

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：竹本補佐、内藤補佐、羽田野係長、
小島係長、安田事務官、河野事務官

TEL 03-5253-7524 FAX 03-5253-7534

(自動車等の出入する側について)

問1 給油取扱所に面する道路が、規則第1条第1項第1号ニの規定に適合するものである場合には、当該道路が縁石やさく等で区画されていなくても、「自動車等の出入りする側」として防火塀を設けなくてもよいか。

答 お見込みのとおり。

なお、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成9年3月25日付け消防危第27号)及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成10年10月13日付け消防危第90号)のとおり、当該道路が袋小路や私道の場合も同様であることを念のため申し添える。

(給油取扱所の給油空地等以外の地盤面の舗装について)

問2 給油取扱所の地盤面の舗装について、給油空地及び注油空地以外の部分は、アスファルトによる舗装としてよいか。

答 お見込みのとおり。

(給油取扱所に設ける看板の取付け位置及び材質について)

問3 給油取扱所に設ける看板については、昭和45年8月4日付け消防予第160号、昭和45年11月21日付け消防予第231号、昭和47年1月12日付け消防予第30号及び昭和47年2月10日付け消防予第55号において、個別の給油取扱所における取付け位置及び材質の実例が示されており、これらの通知に示された事項を踏まえ、次のとおり取り扱うこととしてよいか。

1 令第17条第1項第19号に規定する防火塀の表面又は上部に看板を設ける場合は、不燃材料を使用する。

上記以外の部分に看板を設ける場合は、難燃性の材料を使用する。ただし、事務所等の建築物の屋上に設ける看板及び商標等を示す看板(いわゆるサインポール)にあつては、アクリル樹脂など難燃性以外の材料を使用することができることとする。

2 看板の大きさ、取付け位置については、給油業務や自動車の通行に支障のない範囲とする。

答 お見込みのとおり。

(給油取扱所における非常用発電機の設置について)

問4 給油取扱所において、災害時や停電時の電源を確保するため、非常用発電機を設置する計画の相談を受けた。

非常用発電機を設置する場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外の場所であって、車両の動線を考慮して支障のない場所であれば差し支えないと考えられるが、当該要件を満たす場所であれば、直接地盤面や犬走りに設置することも可能か。この場合において、非常用発電機がガソリン等の流出事故が発生した場合に直ちに移動又は電源を遮断できるものであれば、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲は、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」(平成24年3月16日付け消防危第77号)第3の1に示されている範囲とする。

答 お見込みのとおり。

なお、非常用発電機の設置については、給油取扱所の震災等対策として行われるものと考えられることから、これに伴う手続も含めて、「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の推進について」(平成26年5月23日付け消防危第136号)を参考とされたい。

(給油取扱所における自動車の板金業務について)

問5 給油取扱所において行われる自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務については、規則第25条の4第1項第3号に規定する自動車等の点検・整備に該当する旨が「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成14年2月26日付け消防危第29号)により示されているが、自動車の板金業務についても、自動車等の点検・整備に該当するか。

答 お見込みのとおり。

なお、板金業務に伴い火花を発生するおそれのある場合は、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれのない場所で行うなど火気管理を徹底すること。

(給油取扱所に設ける建築物の用途について)

問6 管内事業所より、給油取扱所の建築物において、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、喫茶店、簡易郵便局、コインランドリー、宅配ボックスによる宅配物の取次等、様々な業務を行いたい旨の相談を受けている。

その可否については、規則第25条の4第1項第2号に定める用途に該当するかどうかにより判断することとなるが、当該用途に関し、「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(昭和62年4月28日付け消防危第38号。以下「38号通知」という。)第3の5(1)ウにおいて、「物品の販売若しくは展示又は飲食物の提供だけではなく、物品の貸付けのほか行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、従来行ってきたような制限はなくなるものである」とされ、「給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とする」とされているところである。このため、今般相談を受けている様々な業務についても、38号通知により判断すればよいと考えられるがいかかがか。

答 お見込みのとおり。

なお、38号通知において示しているとおり、給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とする店舗、飲食店又は展示場の用途に供する部分であると認められる限り、これ以外の者がこの部分に入出入りすることは差し支えないことを念のため申し添える。

(給油取扱所に建築物を2棟設けることについて)

問7 一の給油取扱所内に、規則第25条の4第1項第1号の2に定める用途に供する建築物(給油取扱所の業務を行うための事務所)のほかに、同項各号の用途に供される建築物を設けることとして差し支えないか。この場合において、全ての建築物の床面積の合計は、同条第2項の規定に従い、300㎡を超えないものとする。

答 差し支えない。

(容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の2階について)

問8 給油空地等において危険物の流出又は火災が生じた場合に顧客の避難安全を確保する観点から、規則第40条の3の6第2項第1号の規定は設けられていると考えられるところであり、同号中「容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の2階」とは、建築物の2階から直接敷地外に通ずる屋外階段より避難することができる場合のほか、屋内階段で一旦1階に下りてから直接敷地外に通ずる出入口(自動閉鎖式の特定防火設備)より避難することができる場合についても、これに該当するものとして扱ってよいか。

答 お見込みのとおり。

(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における監視者の服装について)

問9 コンビニエンスストアが併設された顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、監視者がレジ業務を兼務する場合、監視者と他の従業員とを区別するため、監視者には異なる制服等を着用させるべきか。

答 異なる制服等を着用する必要はない。

(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所におけるパッケージ型固定泡消火設備の点検方法について)

問10 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に設置されているパッケージ型固定泡消火設備の定期点検については、「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」(平成3年5月28日付け消防危第48号)別記11-3の泡消火設備点検表により点検することとされているが、このうち泡放出口の機能の適否に関する点検を、水又は不活性ガスの放射により確認することとして差し支えないか。

答 差し支えない。

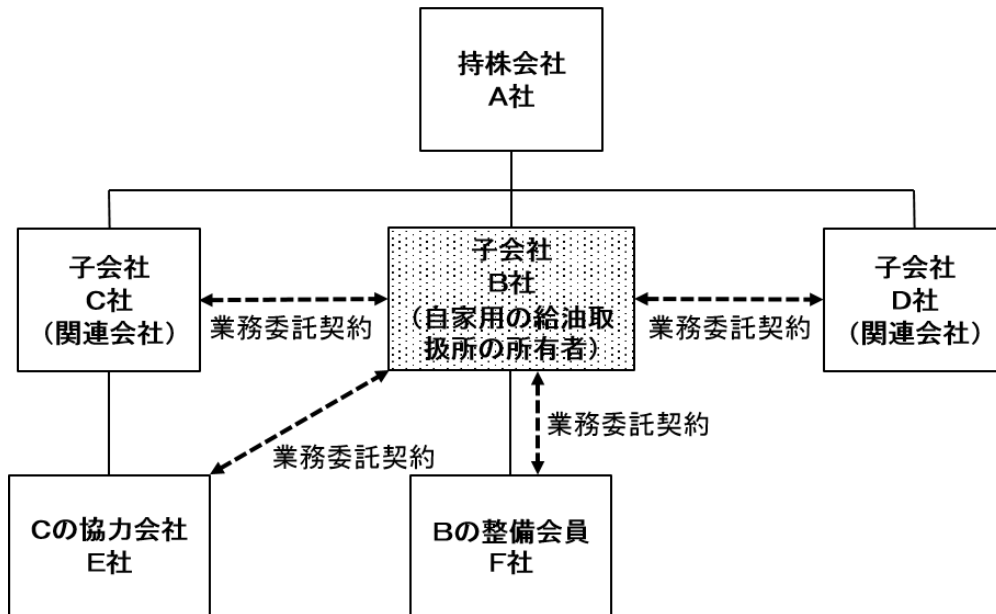
(自家用給油取扱所の範囲について)

問 11 政令第 17 条第 3 項第 6 号に定める自家用の給油取扱所について、管内の運送事業者から相談を受けている。

下図のように、持株会社である A 社の子会社である B 社が自家用給油取扱所の所有者となっており、B 社と関連会社 (C 社, D 社) や協力会社 (E 社)、整備会員 (F 社) との間で、企業間の車両管理及び給油に関する業務委託契約を締結し、関連会社等の自動車 1 台ごとに B 社が給油カードを発行して、B 社の管理の下に自家用給油取扱所において給油を行うとのことである。また、当該給油取扱所において、不特定の車両への給油は行わないとのことであり、持株会社制に移行する前と実態としては変わらないとのことである。

このような場合について、B 社の給油取扱所を自家用の給油取扱所として認めてよいか。

(組織図)



答 お見込みのとおり。

(地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏れの点検について)

問 12 規則第 62 条の 5 の 2 第 1 項の規定による地下貯蔵タンク（二重殻タンクを除く。）の漏れの点検及び規則第 62 条の 5 の 3 第 1 項の規定による地下埋設配管の漏れの点検について、次の点検方法は、告示第 71 条第 1 項第 5 号及び第 71 条の 2 第 1 項第 5 号に規定される「その他の方法」として、認められるか。

<統計的手法を用いた漏れの点検方法>

設置者等が、1 日に 1 回以上の割合で、地下貯蔵タンクへの受入量、払出量及びタンク内の危険物の量を継続的に記録し、当該液量の情報に基づき分析者（法人を含む。）が統計的手法を用いて分析を行うことにより、直径 0.3 ミリメートル以下の開口部からの危険物の流出の有無を確認することができる方法

答 危険物の流出の有無に関する検知精度について、第三者機関の評価を受けている等、客観的に確認されている場合にあっては、お見込みのとおり。

(地下埋設配管の漏れの点検について)

問 13 令第 13 条第 1 項第 8 号に規定する通気管は、その一部が地盤面下に設置されている場合であっても、規則第 62 条の 5 の 3 に規定する「地下埋設配管」に該当しないものと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

(内部にナトリウムを封入した自動車用エンジンバルブについて)

問 14 管内事業者から、内部にナトリウムを封入した自動車用エンジンバルブを貯蔵することについて相談を受けた。当該バルブは、バルブ 1 本当たりのナトリウムは 0.4 グラム程度であるが、大量に貯蔵し、又は取り扱う場合には、ナトリウムの総量が指定数量以上となる可能性がある。

一方、当該バルブは自動車エンジンのシリンダーヘッドに搭載され、シリンダー内の爆発や高温の燃焼ガスにさらされても変形や摩耗が生じない耐久性を有しているものであるため、バルブからナトリウムが流出する可能性は考えにくい。

このため、当該バルブを集積した際に火災危険性が高まるとは考えにくく、ナトリウムの量を合算して危険物関連の規定を適用する必要はないと思料するがいかがか。

答 お見込みのとおり。

なお、当該バルブは、自動車エンジン内部という極めて過酷な環境下においても、容易に損傷しない構造であり、バルブごとに取り扱うことで危険物保安上支障ないと考えられるが、運搬に関する基準は適用される。また、当該バルブにナトリウムを封入する工程は危険物の取扱いに該当し、量に応じて危険物関連の規定が適用されるものであることを念のため申し添える。

消防危第113号

平成18年5月10日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第6号)、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成18年総務省令第31号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成18年総務省令告示第148号)が平成18年4月1日から施行されました。今回の改正は、給油空地、注油空地、空地の舗装、滞留・流出防止措置、塀・壁等の基準について性能規定を導入したものであり、今後、新技術・新素材の活用が期待されます。

今般、これらの技術上の基準の運用上の指針を下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれましては、下記事項に十分留意され、その運用に配慮されるとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いましたのでご承知おきください。

危険物の規制に関する政令・・・・・・・・・・・・・・・・政令

危険物の規制に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・規則

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示・・・・告示

記

第1 給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

(1) 給油空地

ア 基本的機能

従来運用されてきた内容を明文化したものであり、固定給油設備の配置、給油を受ける自動車等の大きさ、車両の動線等を考慮して判断すべきものであること。なお、給油空地には、間口10m以上、奥行6m以上の矩形部分が含まれている必要があることは従来と同様であること。

イ 出入口

道路に面する側の幅は、連続して10m以上であること。なお、出入口が分割して設けられる場合には、政令第23条の基準の特例の適用が必要であり、この場合には、幅5m以上の出入口が2箇所以上あることが必要と考えられること。

ウ 通行できる広さ

「安全かつ円滑に通行することができる」ため、すれ違い時の車両間に十分な間隔が確保される必要があること。

エ 給油を受けることができる広さ

(ア) 自動車等を包含するように保有されている必要があること。

(イ) 「安全かつ円滑に給油を受けることができる」ため、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

(2) 注油空地

ア 基本的機能

固定注油設備の配置、容器の置き場所、注油を受けるためのタンクを固定した車両（移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを固定した車両（以下「移動タンク貯蔵所等」という。））の停車位置を考慮して判断すべきものであること。

イ 容器に詰め替えることができる広さ

(ア) 容器を包含するように保有されている必要があること。

(イ) 容器を安全に置くための台等を設ける場合には、当該台等も包含することが必要であること。

ウ 車両に固定されたタンクに注入することができる広さ

(ア) 移動タンク貯蔵所等を包含するように保有されている必要があること。

(イ) 「安全かつ円滑に注入することができる」ため、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

(3) 舗装

「当該給油取扱所において想定される自動車等」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両をいうものであること。

なお、浸透等防止性、荷重による損傷防止性及び耐火性については、これらの性能の評価方法等について追って示す予定であること。

(4) 滞留・流出防止措置

ア 可燃性蒸気の滞留防止措置

(ア) 給油空地又は注油空地からこれら空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。

(イ) 当該性能については、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによることではなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等の給油取扱所の構造で確保することが必要であること。

イ 漏れた危険物の滞留防止措置

(ア) 給油空地又は注油空地内に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏えいした危険物が空地内に滞留しないこと。
(イ) 従来規定されていた「空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

ウ 危険物等の流出防止措置

(ア) 収容

- a 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されることが必要であること。
- b 「火災予防上安全な場所」とは、給油空地等、注入口の周囲及び附随設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分であること。
- c 従来規定されていた「排水溝及び油分離装置を設ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

(イ) 貯留設備からの流出防止

貯留設備に収容された危険物は外部に流出しないことが必要であり、貯留設備が対象とする危険物の種類に応じて次のとおりとされていることが必要であること。

- a 水に溶けない危険物を収容する貯留設備
危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。
- b a以外の貯留設備
流入する降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する必要があるが、このための措置としては次のものが考えられること。なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分離装置のみを設けることでは当該性能を有しているとは考えられないこと。

貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする。

降雨等の水も併せて収容することができる大容量の貯留設備を設ける。

(5) 塀又は壁

ア 高さ

(ア) 塀又は壁の高さが2 mであるとした場合に隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が告示で定める式を満たすかどうかにより、塀又は壁を2 mを超えるものとする必要があるかどうか判断すること。

(イ) 計算方法

危険物の火災は、時間とともに輻射熱 q が変化することが通常であるが、漏えいした危険物のプール火災を想定して、火災開始から一定の輻射熱であると仮定し、別添の「[石油コンビナートの防災アセスメント指針](#) 参考資料2 災害現象解析モデルの一例 4.火災・爆発モデル」に掲げる方法により算出して差し支えないこと。

イ 塀又は壁に設ける開口部

(ア) 開口部は、給油取扱所の事務所等の敷地境界側の壁に設ける場合を除き、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が告示で定める式を満たすものであること。この場合において、告示で定める式を満たすかどうか判断する際、網入りガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができること。

(イ) 塀に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分において当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて告示で定める式を満たすこと。

(6) 貯留設備

危険物を取り扱う建築物の床等に設ける貯留設備とは、危険物を一時的に貯留する設備をいうが、これにはためますのほか油分離装置等が該当すること。

第2 給油取扱所の取扱いの技術上の基準に関する事項

貯留設備等にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げる必要があること。

第3 申請書に添付する書類等に関する事項

給油取扱所構造設備明細書の記入にあたっては、下記の事項に留意すること。

(1) 「注油空地」欄で「有」を選択した場合は、「容器詰替」又は「移動貯蔵タンクに注入」(移動タンクに注入する場合を含む。)のうち該当するものに印を付けること(いずれの取扱いも行われる場合は両方に印を付けること)。この場合において、「移動貯蔵タンクに注入」に該当する場合は、規則第4条第2項第3号に基づく図面に、想定される移動タンク貯蔵所等の大きさを破線等により図示すること。

(2) 「周囲の塀又は壁」欄の「高さ」については、最大となる箇所の高さを記入すること。この場合、規則第4条第2項第2号に基づく図面に、告示で定める式を満たす措置を講じた部分を図示すること。また、塀又は壁に「はめごろし戸」を設ける場合にあっては、規則第4条第2項第3号に基づく図面に、対象となる「はめごろし戸」の設置位置を図示するとともに、輻射熱の低減性能を見込んだ網入りガラス等を設ける場合には、当該性能を証明する書類を添付すること。

(3) 「滞留防止措置」及び「流出防止措置」欄については、当該明細書にあらかじめ

明記されている措置以外の措置を設ける場合、当該措置の方法を（ ）内に記入すること。

第4 その他の事項

舗装及び滞留・流出防止措置について、新たな技術や材料を用いたものの申請などがあった場合は、危険物保安室に連絡すること。

消 防 危 第 1 9 1 号
平成 1 8 年 9 月 1 9 日

各 都 道 府 県 消 防 主 管 部 長 }
東京消防庁・各政令指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考にして
ください。

なお、貴都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知さ
れるようお願いいたします。

なお、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いたのでご承知おき願
います。

- ・ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）・・・規則
- ・ 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第9
9号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・告示

(移動タンク貯蔵所関係)

問1 航空機用給油タンク車を船舶用給油タンク車として使用する場合、航空機用給油タンク車で必要とされる基準のほか、規則第24条の6第3項第5号本文及び同項第8号に規定する技術上の基準に適合する必要があるか。

答1 お見込みのとおり。

問2 船舶給油取扱所において船舶用給油タンク車を給油設備として使用するためには、当該タンク車は、規則第24条の6第3項第5号本文及び同項第8号に規定する技術上の基準にのみ適合していればよいか。

答2 規則第24条の6において船舶用給油タンク車が満たすべきとされている技術上の基準をすべて満たしている必要がある。

問3 規則第24条の6第3項第5号に規定する給油設備と船舶の燃料タンクを結合する金具はカムロック式に限られるのか。

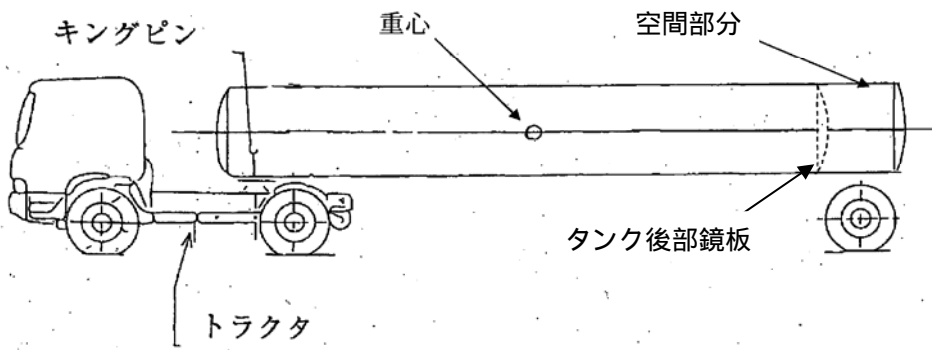
答3 船舶用給油タンク車から船舶の燃料タンクに直接給油する場合には、波による船舶の揺動に伴う危険物の漏えいの防止を図ることができる結合金具であれば形式は問わない。

問4 被けん引式の移動タンク貯蔵所のタンクの前方に空間部分を設けた構造については、平成7年1月12日付け消防危第3号消防庁危険物規制課長通知で回答されているが、タンクの後方に空間部分を設け、当該部分に下記の設備を設けた構造の被けん引式の移動タンク貯蔵所の設置を認めてよいか。

記

- 1 タンクの水圧試験における漏れ又は変形の確認等を行うための人の出入りさせることを目的とした点検用出入口
- 2 タンク後部鏡板部分から危険物が漏えいした場合、空間部分内での可燃性蒸気の滞留防止に有効な空間部分の上下に各1か所以上に設けられた通気口
- 3 タンク後部鏡板を外部から目視できる点検口
- 4 空間部分に雨水の浸入等によって、水が滞留することを防止するための水抜口

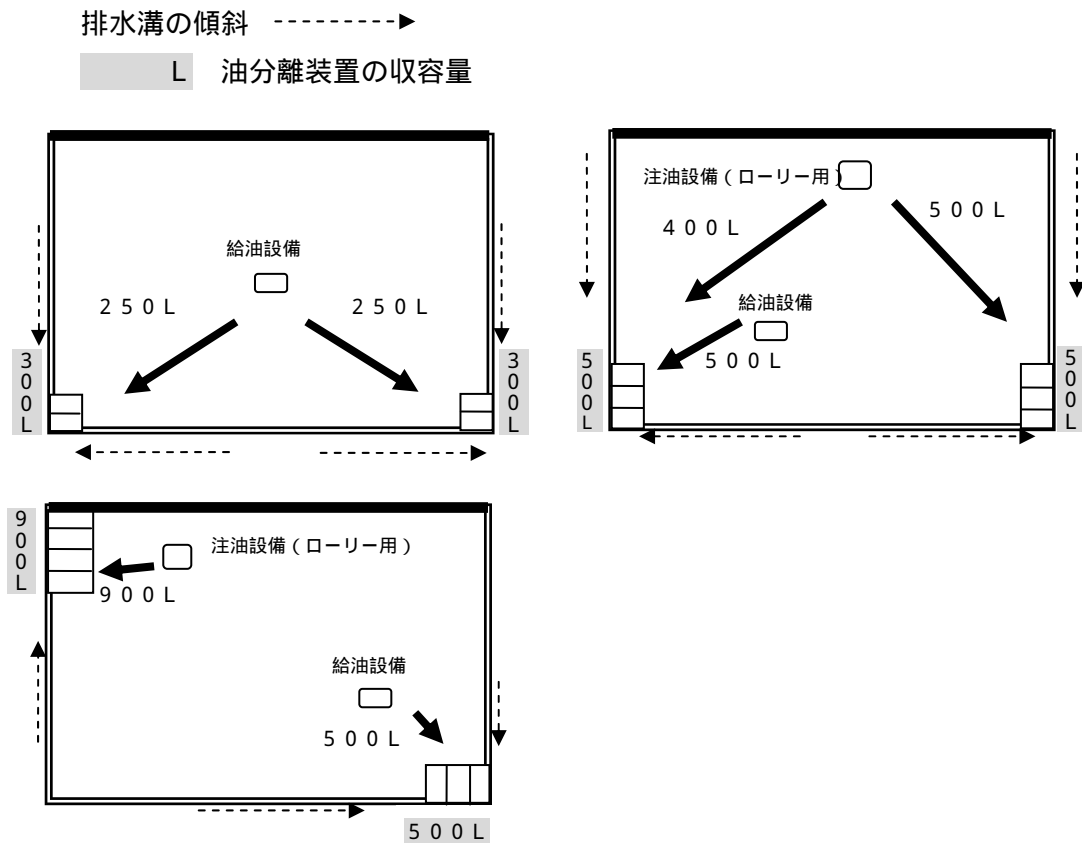
図 タンクの後方に空間部分を設けた移動タンク貯蔵所



答4 差し支えない

(給油取扱所関係)

問5 給油取扱所における貯留設備(排水溝と油分離装置とした場合)について、「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(平成18年5月10日付け消防危第113号消防庁危険物規制課長通知)第1(4)ウ(ア)aで、「給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏えいした場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなく貯留設備に收容されることが必要である」とされているが、次の図に示す貯留設備の設置は当該基準を満たすものと考えてよいか。



答5 差し支えない。

問6 給油取扱所における火災の輻射熱を求める計算をする場合、次のとおりとしてよい
か。

(1) 給油中、注油中の火災

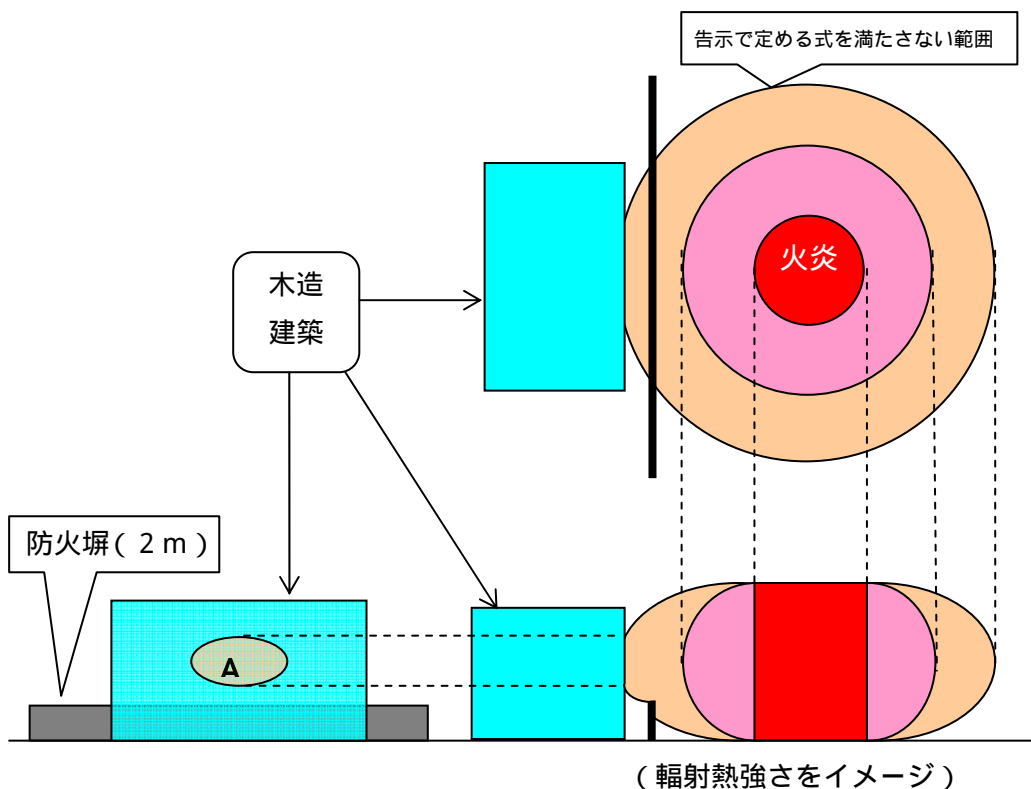
過去の事故事例等を踏まえ、漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出
量とし、燃焼継続時間を10分間として計算する。

(2) 荷卸し中の火災

漏えい量を一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸し
に要する時間として、各タンク室について計算する。

答6 (1)及び(2)ともに差し支えない。

問7 給油取扱所の塀又は壁が開口部を有さず、給油取扱所に隣接し、又は近接する建築
物が木造の場合で、次の図の同心円中心部からの漏えいに伴う出火を想定した場合、
次の図の建築物の外壁のうちAの部分について輻射熱が告示第4条の52第3項で定
める式を満たすための措置が必要な部分になるとしてよいか。



答7 差し支えない。

問8 給油取扱所における火災想定をする際に、次の場所を火炎の範囲として輻射熱を求めてよいか。

- (1) 固定給油設備における火災想定
車両給油口の直下を中心とした円
- (2) 固定注油設備における火災想定
 - ア 容器に詰め替えする場合
詰め替える容器を置く場所を中心とした円
 - イ 移動貯蔵タンク等に注入する場合
注入する移動貯蔵タンク等の停車場所の中央を中心とした円
- (3) 注入口における火災想定
移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する反対側の吐出口を外周とした円

答8 (1)、(2)及び(3)差し支えない

消防危第127号
平成13年11月21日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物保安室長

給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について

標記のことについて、その実態等にかんがみ、下記のとおり運用することとしたので、執務上の参考としてください。

なお、貴管内の市町村に対してもこの旨周知いただくようお願いします。

記

第1 給油空地について

給油取扱所には、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）第17条第1項第1号により、固定給油設備のうちホース機器の周囲に、自動車等に直接給油し、及び給油を受ける自動車等が出入するための、間口10メートル以上、奥行6メートル以上の空地（以下「給油空地」という。）を設けることとされている。

この給油空地の間口については、道路から給油取扱所への乗り入れ部（以下「乗り入れ部」という。）として、道路に直接面して確保することとしているところである。

平成13年7月1日に道路構造令の一部を改正する政令（平成13年政令第130号）が施行され、従前、自動車の1日あたりの交通量ごとに定められた道路区分に応じて、歩道又は自転車道（以下「歩道等」という。）の幅員が定められていたものが、道路区分にかかわらず歩行者又は自転車の交通量に応じ、歩道等の幅員を定めることとされたところである。

これは、歩行者又は自転車のための独立した通行空間の確保を図るためのものであることから、新たな歩道等の整備や既存の歩道等の拡幅が推進され、今後、給油取扱所に接する歩道等の整備状況によっては、給油空地の間口と乗り入れ部を同一のものとして確保できなくなることが予想される。

このため、次の事項を満足する場合は、[別紙](#)例図に示す給油空地について、令第23条を適用し、認めて差し支えないものである。

- 1 給油空地は、間口（主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さ）を10メートル以上とし、奥行を6メートル以上とすること。
- 2 乗り入れ部は、車両の出入りが円滑にできる幅を確保すること。
- 3 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗り入れ部と給油空地とは相互に充分見通せる位置関係とすること。

第2 給油取扱所に併設される物販店舗等のみの営業について

現在、コンビニエンスストア併設店舗等に見られるように、給油取扱所で行われる給油の業務に附帯する業務の多様化が進んでいるところである。これに伴い、給油の業務を行わない時間帯においても、給油の業務に附帯する業務である物販店舗等の営業を行いたい旨の要望があるところである。

令第27条第6項第1号ワにおいては、危険物の取扱いの技術上の基準として、「給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずること。」と規定されているが、係員以外の者を出入させないための措置は、給油空地等の危険物を取り扱う部分に講ずれば足りるものと解する。

なお、物販店舗等のみの営業を行う給油取扱所については、特に以下の事項についての指導を徹底されたい。

- 1 危険物保安監督者と物販店舗等の係員との連絡体制の確立等により、危険物保安監督者が危険物の規制に関する省令（昭和34年自治省令第55号。以下「則」という。）第48条第2号に規定する責務を行いうる体制を整備すること。
- 2 係員以外の者を給油空地等の危険物を取り扱う部分へ出入させない措置及び危険物保安監督者との緊急時の連絡体制を予防規程に定めておくこと。
- 3 物販店舗等から給油空地等の危険物を取り扱う部分を見渡すことができるか、又は、係員による適時適切な監視を行うこと。

第3 給油取扱所における自動車等の点検・整備を行う作業場の面積について

給油取扱所における自動車等の点検・整備を行う作業場は、給油取扱所の係員のみが出入する部分を除いて、令第17条第1項第9号の規定に基づき、則第25条の4第2項に定める300平方メートルの制限を受けることとされている。この場合において、「給油取扱所の係員のみが出入する部分」とは、点検・整備のための床又は壁で区画された部分で、通常業務において係員以外の者の出入のない部分をいうものである。

給油取扱所における自動車等の点検・整備を行う作業場においては、その作業内容によって、顧客に対し作業内容等を説明するため、係員同伴で一時的に顧客が出入することがある。このような係員同伴での顧客の作業場への一時的な出入りは、顧客が係員の監督下に常時おかれた状態であるので、当該顧客を係員として扱って差し支えないものである。

この場合、顧客に対して、安全上必要な注意事項を自動車等の点検・整備を行う作業場に掲示すること。

消防危第 88 号
令和 2 年 3 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第 67 号)が令和元年 12 月 20 日に公布され、給油取扱所において、火災予防上の危険がある等の場合を除き、建築物の周囲の空地においても物品の販売等の業務が行えることとされました(令和 2 年 4 月 1 日施行)。

このことについて、消防庁主催の「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」(座長：吉井博明東京経済大学名誉教授)において給油取扱所におけるモデル検証の結果に基づき具体的な運用等が整理されたことを踏まえ、下記のとおり運用要領をまとめましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に十分留意の上、その運用に配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

また、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いましたので御承知おき願います。

危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号)・・・・・・・・・・・・・・・・規則

記

- 1 屋外での物品の販売等の業務に関する事項(規則第 40 条の 3 の 6 第 2 項第 2 号関連)
給油取扱所において屋外での物品の販売等の業務を行う場合には、以下の事項に留意すること。
 - (1) 出火・延焼防止上の留意事項
 - ア 物品販売等の業務において、火災の発生や延焼拡大の危険性を増大させないように、裸

火等の火気を使用しないことや、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（平成 24 年 3 月 16 日付け消防危第 77 号）に示されている可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では防爆構造の機器等を使用することを徹底すること。

イ 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないようにすること等、延焼拡大の危険性を増大させないようにすること。

ウ 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないこと。

(2) 危険物の取扱い作業上の留意事項

車両への給油、容器への詰替えや地下タンクへの荷卸し等、危険物の取扱い作業を行う際に必要な空間が確保されるよう、物品の配置や移動等の管理を適切に実施するための運用方法を計画し、必要な体制を構築すること。

(3) 火災時の避難に関する留意事項

火災時における顧客の避難について、あらかじめ避難経路や避難誘導體制等に係る計画を策定すること。

(4) 人・車両の動線に関する留意事項

物品販売等を行う場所は、人や車両の通行に支障が生じない場所とすること。なお、この場合において、必要に応じて、人・車両の動線をわかりやすく地盤面上に表示することや、ロープ等で明確にすることも検討すること。

2 予防規程に関する事項（規則第 60 条の 2 第 1 項第 7 号及び第 11 号関連）

1 において策定した計画等については、予防規程又はこれの関連文書に明記すること。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、羽田野、河野

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

消 防 危 第 50 号
 令 和 3 年 3 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
 東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
 (公 印 省 略)

給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について

給油取扱所に併設される物販店舗等の営業については、「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について」(平成13年11月21日付け消防危第127号)等により適切な運用をお願いしてきたところです。近年の社会情勢の変化により、例えば営業時間外に宅配ボックスを利用することや、休日等に給油取扱所敷地内でイベントを開催することなど、給油業務の行われていない時間帯における給油取扱所敷地内の利活用に関するニーズを踏まえ、消防庁では令和元年度から「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」(座長：吉井博明東京経済大学名誉教授)において、これらの安全確保の方策について検討を行ってきたところです。

今般、同検討会における提言等を踏まえ、給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について、下記のとおり運用要領をまとめました。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知くださいますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

また、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いましたので御承知おきます。

危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)・・・・・・・・・・政令

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)・・・・・・・・・・規則

記

1 給油取扱所の営業時間外における販売等の業務の安全確保に係る基本的な考え方

- (1) 給油取扱所の営業時間外における販売等の業務は、規則第40条の3の6第1項で定める業務として扱うことが適当であること。また、宅配ボックス等の無人営業や、祭礼、イベント等の一時的利用もこれに含まれると解されること。ただし、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第一(六)項に示す用途は除かれること。

- (2) 給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に当たっては、車両衝突・いたずら等による事故等の防止、火災等緊急時の措置、避難等の安全管理策を講じることを基本とし、下記2又は3に掲げる具体的な安全対策を講じること。
- (3) (2)で講じた措置は、下記2の場合は、予防規程又は予防規程に関連する文書へ明記すること。また、下記3の場合は、火災予防条例(例)第5章の2「屋外催しに係る防火管理」の例により、危険物保安監督者等の給油取扱所の関係者からの届出に明記すること。

2 給油取扱所の営業時間外における販売等の業務の安全確保に係る具体的な対策

給油取扱所の営業時間外における販売等の業務を行うに当たっては、物的対策及び人的対策の両面から、次に掲げる対策又はこれと同等の対策を講じること。

(1) 危険物施設の管理及び車両衝突・いたずら・放火等による事故の防止

- ① いたずら及び給油設備等の誤作動を防止するため、屋内・屋外の給油に関する設備(固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、ポンプその他危険物を取り扱う設備、制御卓等)に対し、保護カバー又はノズルの施錠及び電源遮断等の措置を行うこと。
- ② 施設利用に供さない部分の施錠を行うこと。
- ③ 車両及び給油取扱所の従業員以外の者が危険物を取り扱う部分(固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、注入口及び通気管の周囲等)へ進入しないよう、進入禁止区域を設定し、パイロン、ロープ、進入防止柵等の措置を講ずること。
- ④ 不必要な物件の放置を禁止するよう管理を徹底すること。
- ⑤ 裸火を使用しないこと。ただし、災害時等において、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲でない場所で非常用を含む発電機等を使用する場合を除く。

(2) 火災・漏えい事故等緊急時の措置

- ① 消火器等の消防用設備を消火及び避難上有効となるよう適切に設置すること。
- ② 緊急時の対応・措置に関する表示(緊急時連絡先、事故時における具体的な措置・指示事項等)を行うこと。
- ③ 火災予防上及び危険物保安上の観点から、原則として危険物保安監督者等の給油取扱所関係者の立会いによる管理が必要であること。なお、給油取扱所関係者が常駐しない場合は、遠隔監視のほか、消防用設備等の設置状況、不在時における緊急時の体制及び責任の所在並びに施設利用者側の防火管理体制等の状況に関して明確にする等、火災予防上及び危険物保安上支障がない措置を講じること。なお、この場合は、あらかじめ管轄の消防本部と協議しておくことが望ましい。

(3) 避難及び不特定多数の者の利用に供する場合の留意事項

- ① 収容人員(消防法令上の収容人員をいう。以下同じ。)又は利用者数の制限・管理を行うこと。
- ② 特に屋内を利用する場合において、避難経路の確保を行うこと。

(4) その他

- ① 給油取扱所の所有者等と給油取扱所の営業時間外における販売等の業務にあたる者が異なる場合には、契約、覚書等によって、防火管理や施設等の管理に係る責任関係を明確化し、危険物保安監督者

等において当該給油取扱所の危険物保安を行う必要があることに留意すること。

- ② 屋外での物品の販売等の業務に係る運用については、上記のほか、「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（令和2年3月27日付け消防危第88号）及び「給油取扱所に関する参考資料の送付について」（令和2年3月30日付け事務連絡）も参照されたい。

3 祭礼・イベント等により給油取扱所をその営業時間外に一時的に利用する場合の安全確保に係る具体的な対策

祭礼・イベント等により給油取扱所をその営業時間外に一時的に利用する際には、あらかじめ利用用途及び利用者数を明確化した上で、上記2に掲げた対策を講じること。その際、少なくとも次の内容について留意すること。

- ① 利用用途を明確化すること。
- ② 利用者数を明確化すること。また、屋内を使用する場合は、収容人員を超えないようにすること。
- ③ 具体的な安全確保策（2(1)、(2)①、(3)②と同等の対応）を行うこと、特に火災の発生や延焼拡大の危険性を増大させないよう、裸火を使用しないこと。
- ④ 緊急時の対応（2(2)②、(3)①と同等の対応を行うこと）
- ⑤ 管理体制（2(2)③と同等の対応を行うこと）

4 その他

(1) 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第67号）による規則改正、「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について」（平成13年11月21日付け消防危第127号）、「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（令和2年3月27日付け消防危第88号）等を踏まえ、「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」（昭和62年4月28日付け消防危第38号）については、次のとおり取り扱うこと。

- ① 第1の3の規定は、「給油取扱所において、規則第25条の4各号に定める用途以外の用途（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（六）項に示す用途は除く）に供する建築物その他の工作物を設ける場合については、必要な安全対策を講じることを前提に、政令第23条を適用することができるか判断されたいこと。なお、技術上の基準等に違反していると認められる場合には、所定の手続により適切な違反処理を行うとともに、特異な又は悪質な事例については消防庁に報告されたいこと。」とする。
- ② 第3の5(1)の規定は、「給油又はこれに附帯する業務のための用途は、①給油取扱所の業務を行うための事務所 ②給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄等のために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場（物品の貸付け行為の媒介、代理、取次等の営業（宅配ボックス等の無人営業や祭礼、イベント等の一時的利用を含む）、自動車関連業務等）③自動車等の点検・整備を行う作業場 ④自動車等の洗浄を行う作業場 ⑤給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所とされたこと。ただし、給油取扱所には、例えば立体駐車場、ラック式ドラム缶置き場等の工作物の設置は認められない。

なお、①から⑤までに掲げる用途に供する建築物の部分には、それぞれの用途に機能的に従属する部分（例えば、廊下、洗面所、倉庫、会議室、更衣室、休憩室、応接室等）を含み、また、⑤の用途に供する部分については、他の用途に供する部分との間に水平・垂直遮断を設けるとともに、出入口は、給油取扱所の敷地外から出入できる位置に設けること。」とする。

- ③ 第3の5（2）柱書きの規定は、「（1）の①、②及び③の用途に係る部分の床面積の合計は、300平方メートル以下としなければならないものとされた（規則第25条の4第2項）が、この取扱いについては、次によること。なお、宅配ボックス等の無人営業により、建築物の外部に設置される箱等に係る面積はこれに含まれない。」とする。
- ④ 第3の5（2）アの規定は、「ア 床面積の算定については、（1）のなお書きによる結果、原則として、建築物の延べ面積から水平・垂直遮断された部分及び自動車等の洗浄を行う作業場の部分の床面積の合計を差し引いた面積となるものであること。なお、建築物内に設置する給油取扱所に係る床面積の算定については、（1）の①、②及び③の用途に係る部分に相当すると認められる部分（壁によって区画されている部分に限る。）の床面積の合計とするものであること。この場合において、第3の4の灯油用固定注油設備の離隔距離、第3の7の附随設備、第4の1の駐車等の場所、第4の2の物品の販売等の業務の場所等の規制に際しては、床面積の算定に加えられた部分を建築物の部分として取り扱うことに留意されたいこと。」とする。
- ⑤ 第4の2柱書きの規定は、「物品の販売等の第3の5（1）②を含む給油に付帯する用途に係る業務は、規則第40条の3の6に掲げる場合を除き、建築物外の場所及び建築物内の2階以上の場所で行わないこととされたこと。（令第27条第6項第1号ヲ及び規則第40条の3の6）」とする。
- ⑥ 第4の3の規定は、「給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずることとされたこと（令第27条第6項第1号ワ）。係員以外の者を出入させないための必要な措置とは、給油空地等の危険物を取り扱う部分に講ずれば足りるものであること。また、給油取扱所の営業時間外で営業する店舗等については、① 危険物保安監督者と店舗等の係員との連絡体制の確立等により、危険物保安監督者が規則第48条第2号に規定する責務を行いうる体制を整備すること、② 係員以外の者を給油空地等の危険物を取り扱う部分へ出入させない措置及び危険物保安監督者との緊急時の連絡体制を予防規程に定めておくこと、③ 店舗等において係員等による適時適切な監視等を行うこと、について適切な措置を講ずること。」とする。
- (2) 本通知は、現時点における給油取扱所敷地内の利活用に関するニーズを踏まえ、危険物保安の技術的観点から当面の間の措置としてとりまとめたものであり、本通知で想定している現行基準の枠内を超えて、今後、政令第23条の特例適用等による利活用の形態が広がっていく場合には、改めて検討の上、政省令等における規定の整備を行うことがあることを申し添える。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：齋藤補佐、蔭山係長、黒川事務官、長岡事務官

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

消 防 危 第 111 号
令 和 元 年 8 月 7 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。
また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。
本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当：竹本、羽田野
TEL 03-5253-7524 FAX 03-5253-7534

(給油取扱所における指定数量以上のガソリンの容器への詰め替えについて)

問 給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売については、「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」(令和元年7月25日付け消防危第95号)に基づき、購入者の身元や使用目的の確認等について取組みを進めているところ、管内の給油取扱所事業者から次のような相談を受けている。

給油取扱所において、ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合など、自動車への給油や灯油又は軽油の容器への詰め替え以外の危険物の貯蔵又は取扱いについて、「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」(昭和62年4月28日付け消防危第38号。以下「38号通知」という。)において、ガソリンの容器への詰め替え販売の数量は指定数量(200リットル)未満とする旨の解釈が示されている。

管内の地域は、農業や林業が主たる産業となっており、特に夏季においては、田畑の草刈り等、農業機械等の燃料であるガソリンの需要が高まるが、地域にある給油取扱所は数カ所しかなく、一の給油取扱所において指定数量未満の量のガソリンを詰め替え販売することだけでは、地域のガソリンの需要をまかなうことができないため、指定数量以上の量を詰め替え販売する方策を検討してほしいというものである。

本件について、38号通知第2の1のなお書きの運用として、固定給油設備の給油ホースに接続される給油ノズルに設けられた満量停止装置等が確実に機能するとともに、当該詰め替え作業を危険物取扱者である従業員が原則として行うことによる安全対策を講じ、予防規程に基づく文書に明記することにより、指定数量以上のガソリンの容器への詰め替えを行うことができると解釈してよいか。

答 差し支えない。

参考

事務連絡
令和元年8月7日

石油連盟 }
全国石油商業組合連合会 } 御中

消防庁危険物保安室

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

この度、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」として別紙のとおり、各都道府県消防防災部長及び東京消防庁・各指定都市消防長に対して通知しましたので、参考として送付いたします。

貴団体におかれましては、本通知について御理解、御協力を賜りますとともに、加盟各社に対してこの旨を周知されますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、羽田野

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

事 務 連 絡
令和元年 8 月 7 日

全国農業協同組合連合会 御中

消防庁危険物保安室

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

この度、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」として別紙のとおり、各都道府県消防防災部長及び東京消防庁・各指定都市消防長に対して通知しましたので、参考として送付いたします。

また、令和元年 7 月 18 日に発生した京都府京都市伏見区における爆発火災を踏まえた通知についても、併せて送付させていただきます。

貴団体におかれましては、本通知について御理解、御協力を賜りますとともに、加盟各社に対してこの旨を周知されますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、羽田野

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

消防危第35号
平成21年3月9日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

(別紙)

問 給油取扱所において、車両に固定した指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（以下「移動タンク」という。）に最大吐出量が毎分60ℓ以下の固定給油設備から一日当たり指定数量未満の軽油を注入する行為は、次の対策を講じた場合に認めて差し支えないか。

- 1 移動タンクに注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管をタンクの底部に着けること。
- 2 車両の一部又は全部が給油空地からはみ出たままで移動タンクに注入しないこと。
- 3 顧客自ら移動タンクに注入しないこと。

答 差し支えない。

消防危第67号

平成17年3月31日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物保安室長

危険物事務に関する執務資料の送付について

危険物事務に関する執務資料をとりまとめ送付するので、執務上の参考とされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

問1 規則第20条の4第2項第3号及び告示第4条の21の3の規定により浮き屋根が液面揺動により損傷を生じない構造を有しなければならない屋外貯蔵タンクには、浮きぶた付固定屋根構造の屋外貯蔵タンクは含まれないと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

問2 告示4条の20第2項第3号において、特定屋外タンク貯蔵所の存する敷地又はその周辺で得られた強震計地震動記録等に基づき v_s を求めることとされているが、周辺とはどの程度の範囲内で得られた記録であれば用いることができるのか。

答 過去の地質調査結果等から、特定屋外タンク貯蔵所の存する敷地と地盤特性が同様と考えられる地点の地震動記録であれば活用してさしつかえない。

問3 告示第4条の22第1号ハにおいて、浮き屋根の浮き部分の溶接及び浮き部分と当該浮き部分以外の部分との溶接は、完全溶込み溶接又はこれと同等以上の溶接強度を有する溶接方法による溶接とすることとされているが、コンプレッションリングとデッキの重ね継手について、両面を連続隅肉溶接とすることとしてよいか。

答 さしつかえない。

問4 従来、変更の許可に係る特定屋外貯蔵タンクのタンク本体の変更については、放射線透過試験又は磁粉探傷試験及び浸透探傷試験に係る変更の工事が行われる場合とされてきたが、規則第20条の4第2項第3号の規定により浮き屋根が液面揺動により損傷を生じない構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の変更については、どのように取り扱えばよいか。

答 浮き屋根に係る変更のうち、液面揺動により損傷を生じない構造に関するもの、すなわち告示第4条の21の4の規定及び告示第4条の22第1号の規定のうち告示第4条の21の3に規定する特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根に係る規定に関する変更については、タンク本体の変更に該当するものとして取り扱う。

問5 大型トラックにおいて、排出ガス処理に尿素水溶液（尿素32.5%、非危険物）を用いる車両が製造されることとなった。この車両は、軽油の燃料タンクとは別に尿素水溶液専用のタンクを設けており、この水溶液が無くなった場合は走行不能となるため補充す

る必要が生じる。

このため、トラックターミナル等大型トラックに給油することができる給油取扱所において、固定給油設備を設けたアイランド上に尿素水溶液の供給機（600ℓ以下のタンク内蔵）を設置し、給油時以外に尿素的供給を行いたい旨の相談があった。

当該供給機は、自動車等の点検・整備を行う設備に該当すると考えられるが、固定給油設備からの離隔距離の規定について適合しない場合、政令第23条を適用して、設置を認めてさしつかえないか。

答 さしつかえない。

問6 政令第15条第5項に基づく設置許可を受けた国際輸送用タンクコンテナを積載する移動タンク貯蔵所（被けん引車形式）の被けん引車を、タンクコンテナ内に貯蔵する塩素酸ナトリウムを水溶液（非危険物）にして払い出しを行うため一般取扱所内に固定し、タンクコンテナ内に温水を直接注入して当該危険物を溶解する。その後、塩素酸ナトリウムが完全に溶解されたことを確認のうえ払い出す。さらに、タンクコンテナを入れ替え、これら一連の作業を一日概ね3回（1回2時間程度）繰り返し行う計画がある。

これについて、当該タンクコンテナが、一般取扱所の危険物を取り扱うタンクと同等の性能を有しているものとして、次の安全対策が講じられている場合に限り、当該取扱いを認めてさしつかえないか。

（安全対策）

1 タンクコンテナ及び被けん引車は、次の要件を満足する。

- (1) 被けん引車を耐震・耐風圧性能を有する固定方法により固定するとともに、当該固定部分を包含する水噴霧消火設備を設置する。
- (2) タンクコンテナ内において加熱用蒸気配管を用いる場合には、適切に温度管理を行うほか、タンクコンテナ内の温度が一定の温度に達した場合に蒸気の注入を自動的に遮断する構造とする。
- (3) その他、政令第9条第1項第20号イの規定（当該規定により準用される、政令第11条第1項第5号（支柱に関する事項に限る。）および同第6号を除く。）に適合する。

2 当該取扱いに従事する者には、定期的に教育訓練を実施し、これらの記録を適正に記録・保存する。

答 さしつかえない。

消 防 危 第 273 号
平成 23 年 12 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考として下さい。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内の市町村に対してもこの旨周知下さいますようお願いいたします。

なお、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いたので御承知願います。

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号） …………… 政令
危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号） …………… 規則
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示
（昭和 49 年自治省告示第 99 号） …………… 告示

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当：中本補佐、竹本係長
TEL 03-5253-7524
FAX 03-5253-7534

(屋外タンク貯蔵所関係)

問1 規則第62条の2の2第1項第3号に規定する保安のための措置を講じる場合、同号ニの規定に基づきタンクの内部の腐食を防止するための告示で定めるコーティングを講じることから、同号ハに規定するタンクの底部の腐食率の算出に当たっては、底部の板の外側の腐食量に基づく腐食率として差し支えないか。

答 お見込みのとおり。

(移送取扱所関係)

問2 規則第28条の16第3号ただし書きの保安上必要な措置とは、どのような措置か。

答 水密構造で両端を閉塞した防護構造物、危険物の流出拡散を防止することができる防火上有効な塀等の工作物を周囲の状況に応じて保安上有効に設置した場合の措置が該当するほか、当該配管の周囲の状況に応じて、配管から流出した危険物に火災が発生した場合又はその周囲の建築物等が火災になった場合に相互に延焼を防止するために有効であり、かつ、消防活動上の支障がないことを事業者が検証し、市町村長等が当該検証内容を適当と認めた措置をいう。

(地下貯蔵タンク等関係)

問3 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成22年総務省令第71号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成22年総務省告示第246号)の施行により、地下タンクのうち、腐食のおそれが(特に)高い地下タンクについては内面コーティング等の措置を平成25年1月31日までに講じなければならないこととされたが、東日本大震災に係る原子力発電所の事故により当該地下タンクに接近することができない場合にあつては、接近可能になるまでの間、政令第23条を適用し、当該措置を講じないことを認めて差し支えないか。

答 お見込みのとおり。

(給油取扱所関係)

問4 大型トラックの排出ガス処理に用いられる尿素水溶液の供給機(600リットル以下のタンク内蔵)については、政令第23条を適用し固定給油設備を設けたアイランド上に設置することを認めて差し支えないこととされているが、600リットル以上のタンクを内蔵する尿素水溶液の供給機であっても、政令第23条を適用して、当該供給機を固定給油設備からの離隔距離内の場所に設置することを認めて差し支えないか。なお、当該供給機を設置した場合においても、政令第17条第1項第21号の規定を満たしているものである。

答 お見込みのとおり。

消 防 危 第 77 号
平成 24 年 3 月 16 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の
運用について

電気自動車（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。）以下同じ。）は二酸化炭素排出抑制の観点等から今後普及することが見込まれ、これに伴うインフラ整備の一つとして電気自動車用急速充電設備（以下「急速充電設備」という。）を設置する給油取扱所が増加することが予想されています。

給油取扱所においては、ガソリン等の可燃性蒸気が滞留するおそれがあり、静電気や電気火花などによって容易に着火する危険性が高いため、給油取扱所に設置する電気設備については原則として防爆構造が求められています。一方、急速充電設備は防爆構造とすることが困難であり、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外の場所に設置することが必要であることから、給油取扱所における可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲を明確化し、全国統一的に運用することが求められています。

このような状況を踏まえ、消防庁では、「電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討会」を開催し、給油取扱所における急速充電設備の設置のあり方に関する検討を行ってきたところです。

今般、当該調査検討会の検討結果を踏まえ、給油取扱所における急速充電設備の設置に係る安全対策について下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれましては、このことに留意され、引き続き適切な運用をお願いするとともに、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 急速充電設備の定義について

急速充電設備とは、電気自動車に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいうこと。

なお、急速充電設備は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第1項第21号に規定する電気設備であること。

第2 急速充電設備に係る安全対策について

急速充電設備は、以下に掲げる措置が講じられた構造とすること。

- 1 急速充電設備の筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- 2 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 3 雨水等の浸入防止措置を講ずること。
- 4 急速充電設備と電気自動車が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- 5 急速充電設備と電気自動車の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- 6 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- 7 漏電、地絡又は制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を停止させる措置を講ずること。
- 8 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を停止させる措置を講ずること。
- 9 急速充電設備において、異常な高温とならない措置を講ずること。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を停止させる措置を講ずること。
- 10 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- 11 急速充電設備のうち、蓄電池を内蔵しているものにあつては、1から10に掲げる措置のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を停止させる措置を講ずること。
 - イ 異常な高温とならない措置を講ずること。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を停止させる措置を講ずること。

なお、電気自動車においては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第17条の2第3項の規定に基づき、急速充電設備から電圧が印加されている場合には、車両自体が発進することができない構造とする等の安全対策が講じら

れていることを念のため申し添えること。

第3 急速充電設備を給油取扱所に設置する場合の安全対策について

第2に掲げる安全対策を講じた急速充電設備を給油取扱所に設置する場合には、以下に掲げる安全対策を講ずること。

1 急速充電設備の電源を緊急に遮断できる装置を設ける場合

- (1) 急速充電設備の電源を緊急に遮断できる装置（以下「緊急遮断装置」という。）は、ガソリン等の流出事故が発生した場合に容易に操作することが可能な場所（例えば、事務所等）に設けること。
- (2) 次に掲げる範囲は可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲であることから、急速充電設備はこの範囲以外の場所に設置すること（別紙1参照）。

なお、この場合において、急速充電設備を設置する場所は給油又は注油に支障のない場所である必要があること。

ア 懸垂式以外の固定給油設備にあっては、固定給油設備の端面から水平方向6mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の周囲60cmまでの範囲

また、懸垂式の固定給油設備にあっては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあっては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。）から水平方向6mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向60cmまでで、地盤面までの範囲であること。

イ 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲

- (3) 急速充電設備を設置した給油取扱所では、ガソリン等の給油・注油等の作業状況に加え、急速充電設備の使用状況も、常時適切に監視する必要があること。したがって、従業員等が目視により急速充電設備の使用状況を監視することができない場合には、監視カメラの設置等により適切な監視体制を構築することが必要であること。
- (4) 流出事故発生時には急速充電設備の電源を速やかに遮断する必要があることから、(3)に記載の監視体制、従業員への教育及び緊急遮断装置の操作方法等について予防規程に明記すること。

2 緊急遮断装置を設けない場合

- (1) 次に掲げる範囲は可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲であることから、急速充電設備はこの範囲以外の場所に設置すること（別紙2参照）。

なお、この場合において、急速充電設備を設置する場所は給油又は注油に支障のない場所である必要があること。

ア 固定給油設備の周囲 60cm までの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11m までで、基礎又は地盤面からの高さ 60cm までの範囲

また、懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向 60cm までで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲であること。

イ 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 14m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲

ウ 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 16m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲

エ 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲 1.5m までの範囲

(2) 急速充電設備を設置した給油取扱所では、ガソリン等の給油・注油等の作業状況に加え、急速充電設備の使用状況も、常時適切に監視する必要があること。したがって、従業員等が目視により急速充電設備の使用状況を監視することができない場合には、監視カメラの設置等により適切な監視体制を構築することが必要であること。

(3) (2) に記載の監視体制及び従業員への教育等について予防規程に明記すること。

第4 その他

- 1 給油取扱所においても、電気自動車の利用者自らが急速充電設備を用いて充填を行うことが可能であること。
- 2 屋内給油取扱所のうち、一方又は二方のみが開放された給油取扱所にあつては、壁等の影響により可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲が第3に示すものよりも広範囲となるおそれがあることから、別途検討する必要があることに留意すること。なお、当該給油取扱所への急速充電設備の設置について、疑義等がある場合には、消防庁危険物保安室に相談されたいこと。
- 3 急速充電設備以外の電気自動車用の充電設備（全出力 20 キロワット以下のもの又は全出力 50 キロワットを超えるもの）であつて、今後新たに設置されるものについても、第3に掲げる安全対策の例により設置することができるものであること。

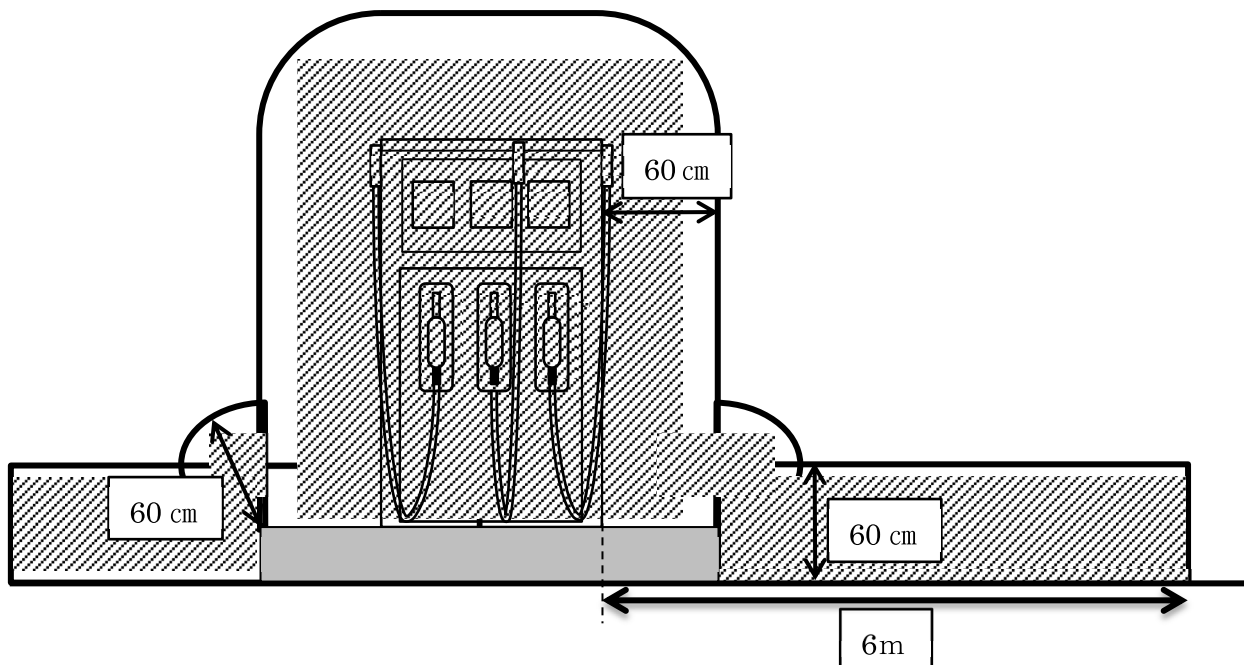
なお、当該充電設備のうち、各市町村等の火災予防条例に規定される変電設備

に該当するものにあつては、当該設備に係る位置、構造及び管理の技術上の基準に適合する必要があること。

- 4 今回、給油取扱所における可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲が実験等により検証されたことを踏まえ、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」（平成13年3月30日消防危第43号）の別添中2（2）「給油ホースの全長に1mを加えた範囲」を「給油設備の端面から水平方向に6mまでの範囲」に改めるとともに、図8中「給油ホース全長+1m」を「給油設備の端面から水平方向に6mまで」と改めることとする。
- 5 本通知の発出に伴い、平成6年3月29日付け消防危第29号「給油取扱所に設置される充電設備の技術上の基準等に係る運用上の指針について」（以下「平成6年通知」という。）は廃止すること。ただし、平成24年3月16日において、平成6年通知に示された技術上の運用基準に基づき設置されている急速充電設備、又は設置に係る許可を受け若しくは当該許可の申請が行われているものについては、平成6年通知の例によることとして差し支えないこと。

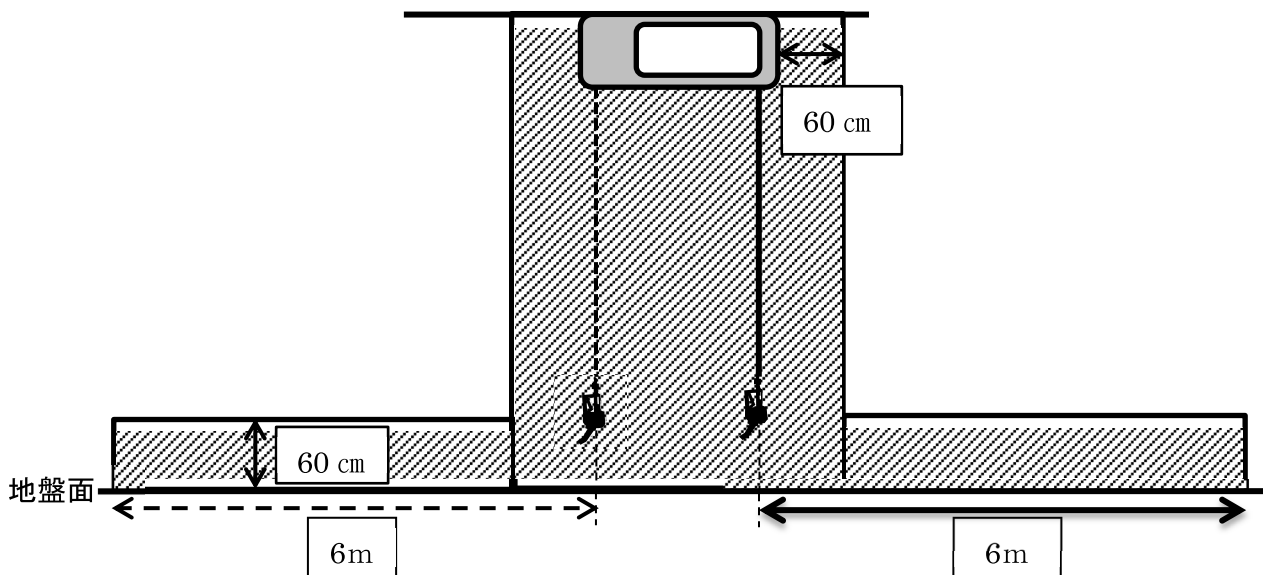
(問い合わせ先) 消防庁危険物保安室 担当：中本課長補佐、竹本係長 TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534
--

急速充電設備の電源を緊急に遮断できる装置を設ける場合における可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲（イメージ図）



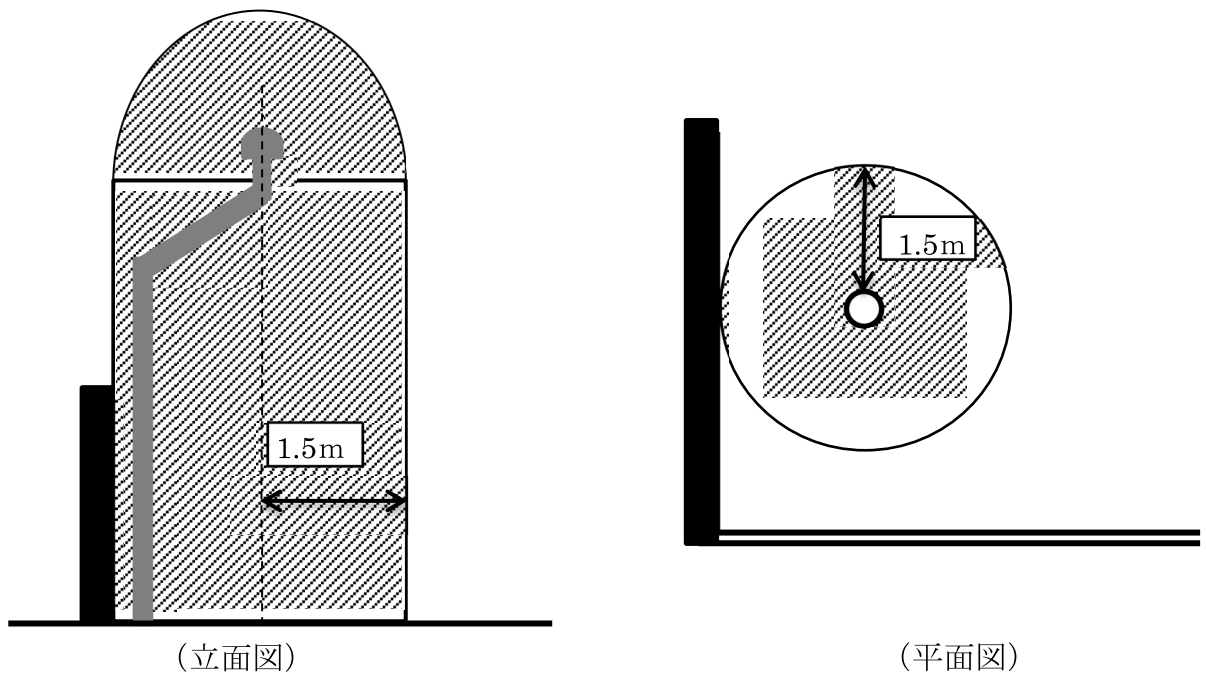
※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

図1 固定給油設備（エアギャップがない場合）の周囲の可燃性蒸気滞留範囲



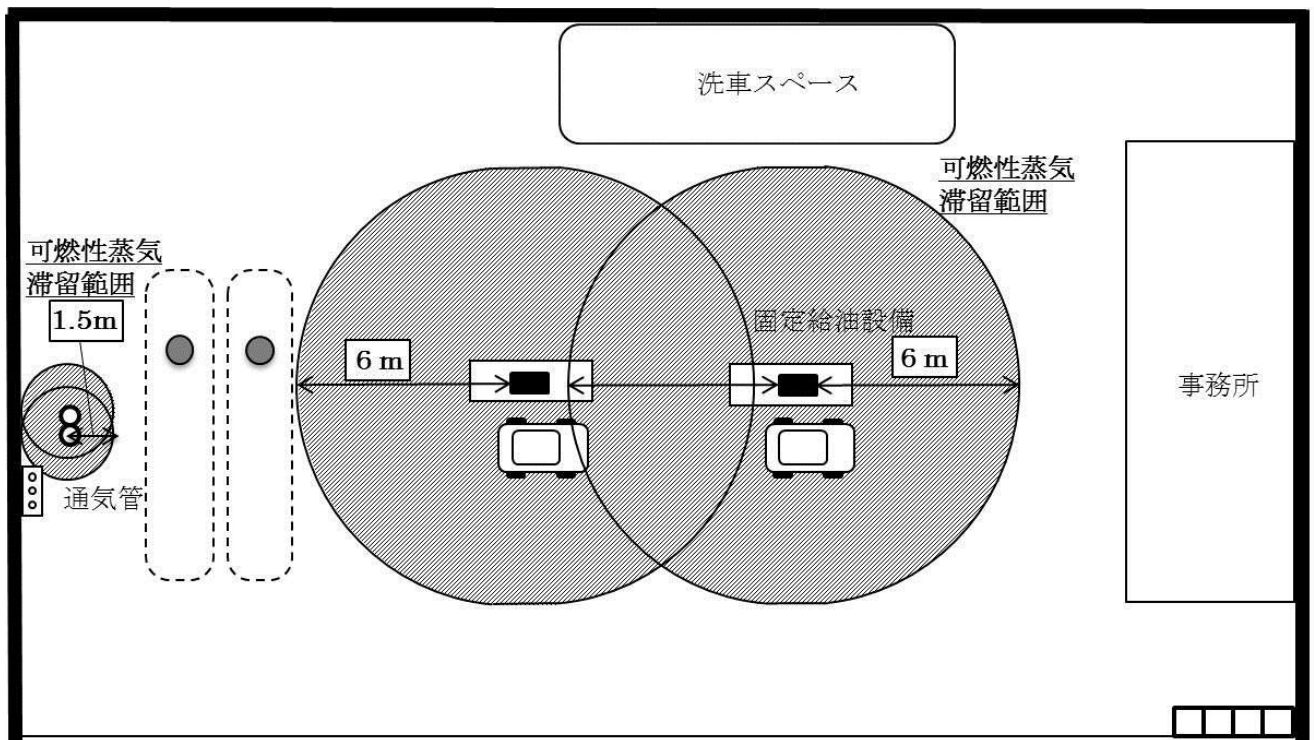
※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

図2 懸垂式の固定給油設備の周囲の可燃性蒸気滞留範囲



※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

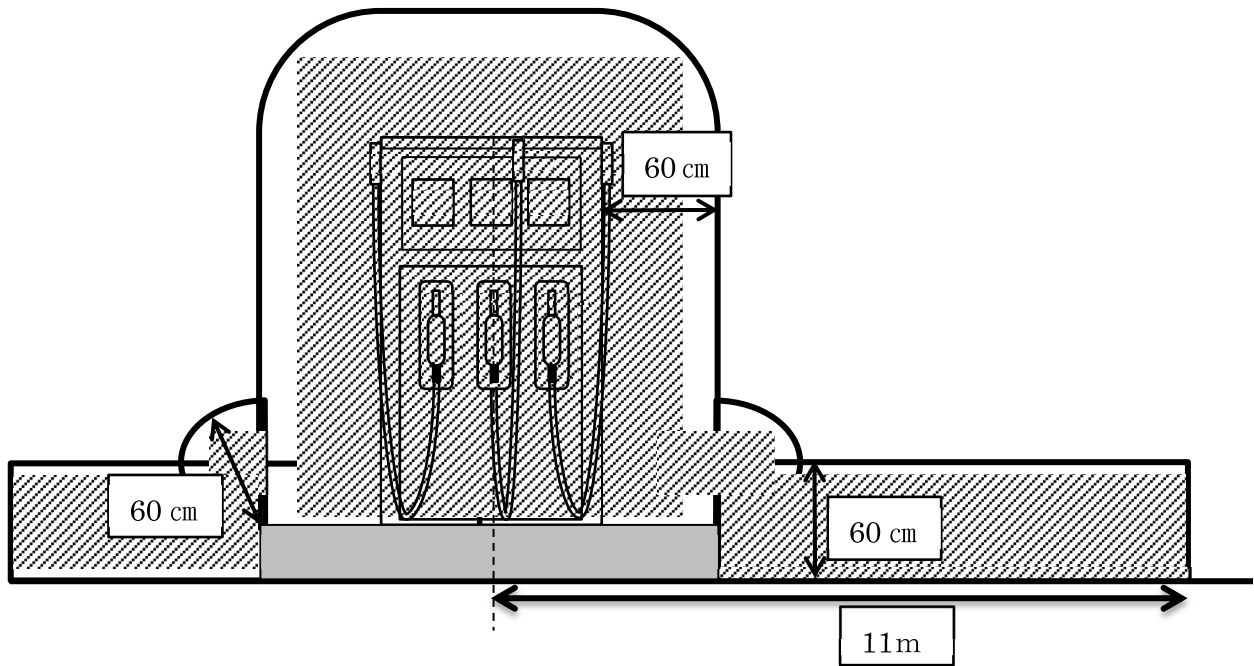
図3 通気管の周囲の可燃性蒸気滞留範囲



※ 斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

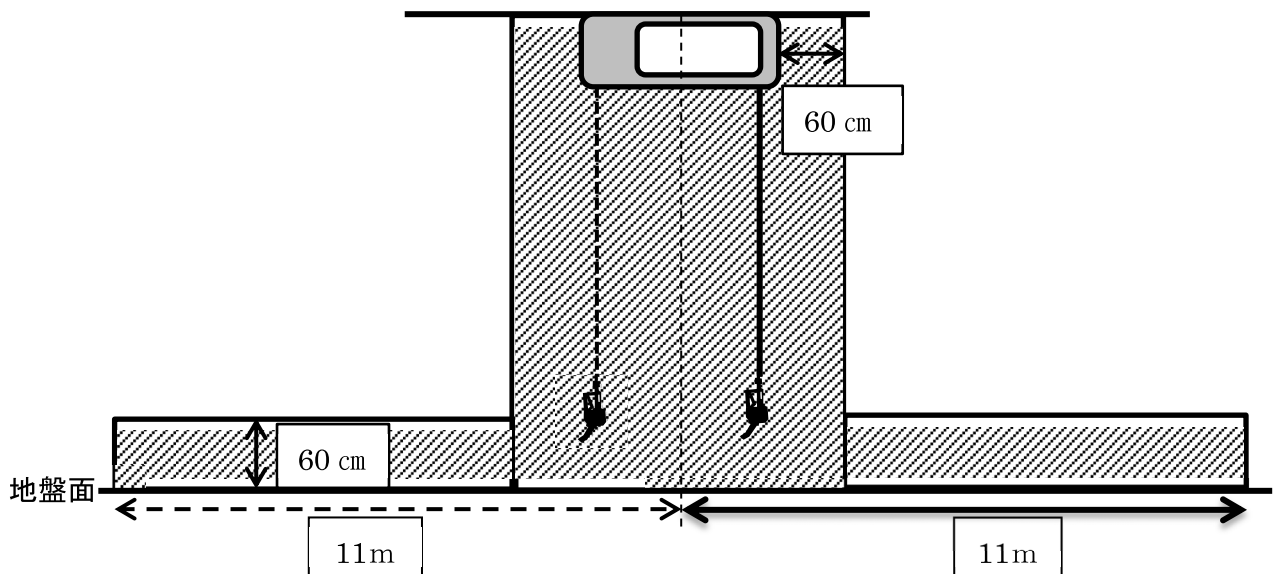
図4 給油取扱所の可燃性蒸気滞留範囲 (平面図)

急速充電設備の電源を緊急に遮断できる装置を設けない場合における可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲（イメージ図）



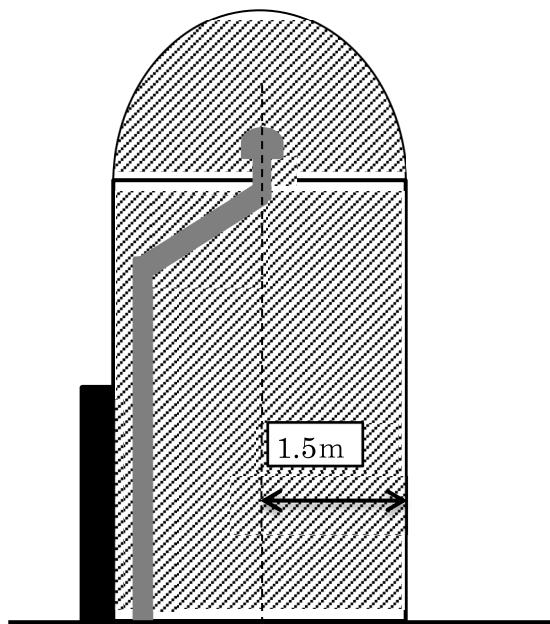
※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

図1 固定給油設備（エアギャップがない場合）の周囲の可燃性蒸気滞留範囲

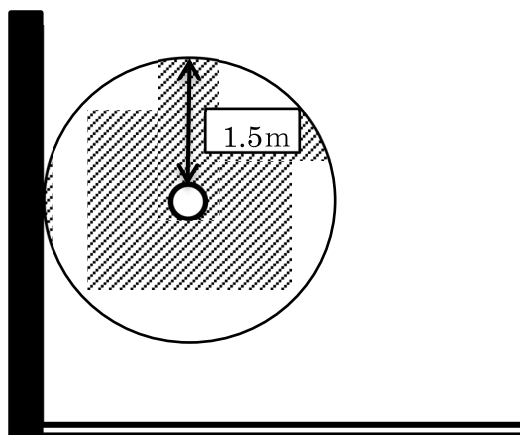


※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

図2 懸垂式の固定給油設備の周囲の可燃性蒸気滞留範囲



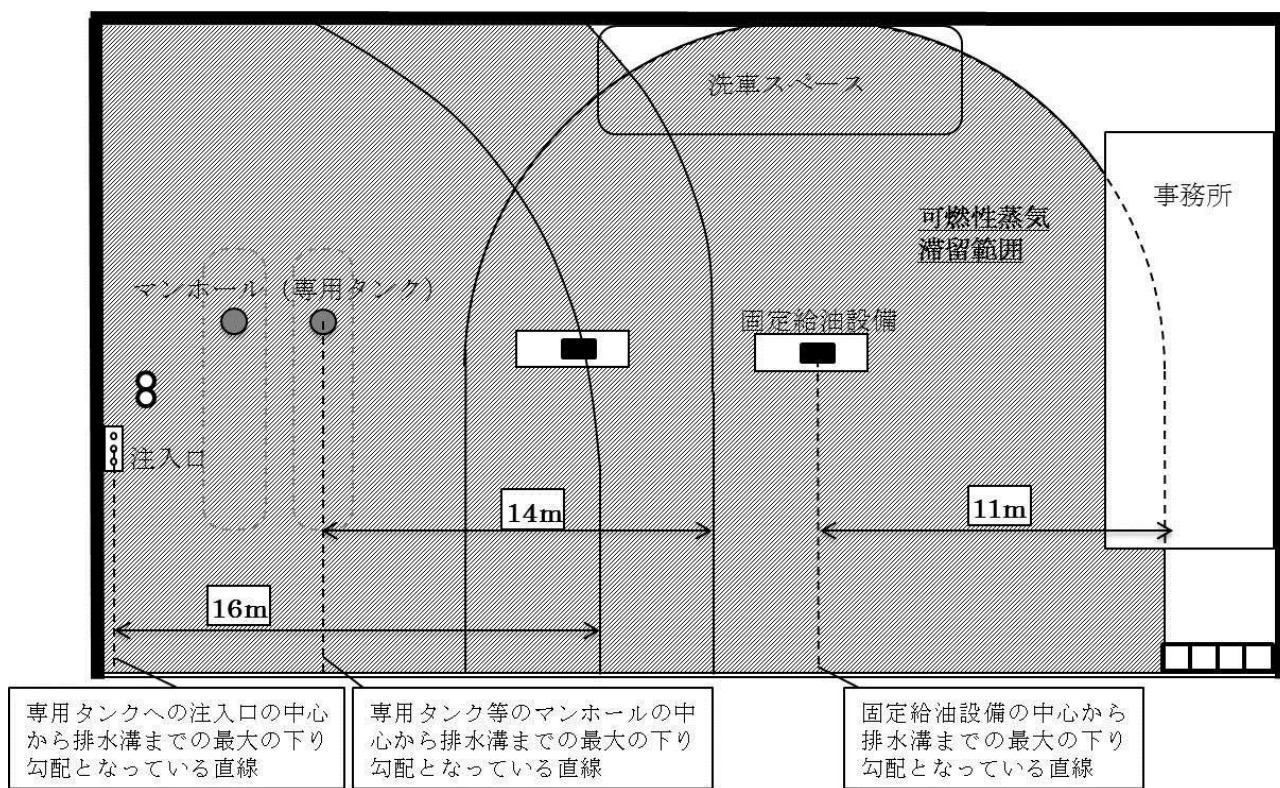
(立面図)



(平面図)

※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

図3 通気管の周囲の可燃性蒸気滞留範囲

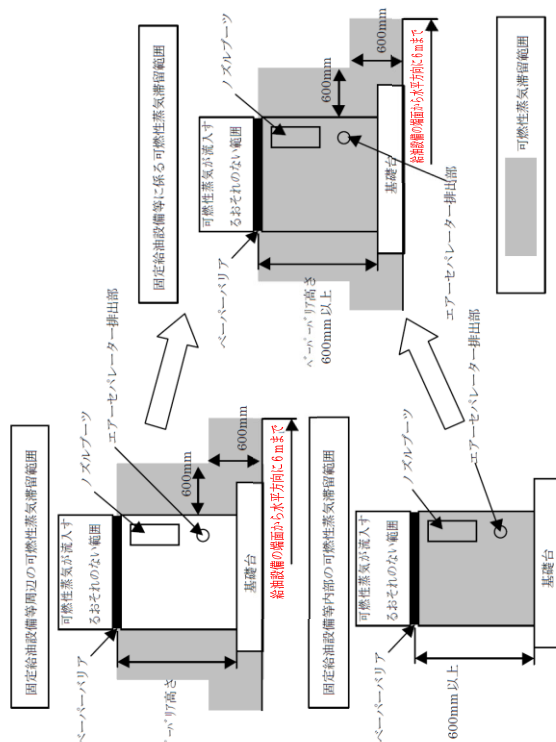
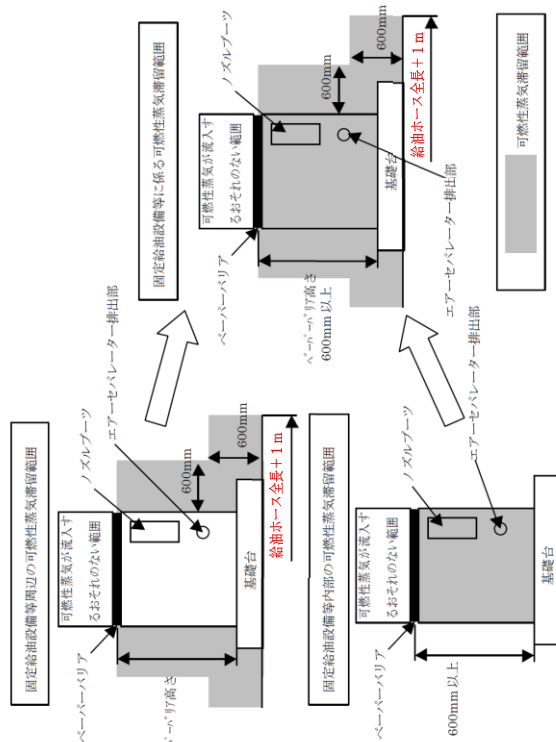


※斜線部分が可燃性蒸気滞留範囲

図4 給油取扱所の可燃性蒸気滞留範囲 (平面図)

「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」(平成13年3月30日消防令第43号)別添

新旧対照表

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>2 固定給油設備に係る可燃性蒸気滞留範囲 固定給油設備等及びその周辺における可燃性蒸気滞留範囲は、次の(1)及び(2)によること。 (1) (略) (2) 固定給油設備等の設置地上面より高さ600mmまでの範囲で、<u>給油設備の端面から水平方向に6mまで</u>の範囲とする(図8)。</p>  <p>図8</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 固定給油設備に係る可燃性蒸気滞留範囲 固定給油設備等及びその周辺における可燃性蒸気滞留範囲は、次の(1)及び(2)によること。 (1) (略) (2) 固定給油設備等の設置地上面より高さ600mmまでの範囲で、<u>給油ホースの全長に1mを加えた範囲</u>とする(図8)。</p>  <p>図8</p>
<p>3及び4 (略)</p>	<p>3及び4 (略)</p>